

606  
468



\* 0009719000 \*

0009719-000

606-468

昭和十六年の国際情勢

日本外政協会・編

日本外政協会

1941年

昭和18

ABJ



168 ✓





昭和十六年の國際情勢

(一九四一年)

日本外政協會編纂並發行





弘シ速ニ禍根ヲ変除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全  
セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署



詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナ  
 ル汝有取ニ示ス  
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從  
 事シ朕カ百僚有司ハ勳精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億  
 兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ  
 期セヨ  
 抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯ナル皇祖考丕  
 承ナル皇考ノ作述セル遺訓ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交  
 誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ備ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス  
 所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト弊端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモ  
 ノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府論ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ  
 構ヘテ東亞ノ平和ヲ擾亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四  
 年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相  
 提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未  
 タ睦ニ相調クテ俊メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長  
 シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ハ與國ヲ誘ヒ帝  
 國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラ  
 ヲル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加ス  
 朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシムトシ隱忍久シキニ彌リタ  
 ルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツ  
 テ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如ク  
 ニシテ推移セムカ東亞ノ安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝  
 國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲敵  
 然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ  
 皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有取ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢  
 弘シ速ニ禍根ヲ變除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全  
 セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署



606

468

## 序

大東亞戦争の勃發を見たる昭和十六年は永久に銘記さるべき年であるが、歐洲戦争はその三年目に入りてドイツはバルカン工作に成功し、この年の六月に至り獨蘇開戦を見るに至つた。而して、獨蘇戦争の開始は、米英にとり勿怪の幸であつて、特に精強ドイツ軍を支ふるに手一杯であつた英國に一息をつかじめ、米國はこれを契機として世界戦争への擴大を企圖したのである。

大東亞戦争の勃發が世界制覇の野望を抱藏せる米英の挑發に依るものなることは贅言を要せざるところであるが、本書は日米交渉の決裂、我が對米英宣戦より十六年末迄の皇軍の戦果、及び緒戦に狼狽の米英容相などを第一編とし、以て大東亞戦争開始に至るまでの事情を解明し、その意義を明らかにすることとした。

第二編として、日・佛東京會談より松岡外相の渡歐、日蘇中立條約締結、日・佛印共同防衛成立等に至るまでの帝國外交の足跡を記述し、第三編は滿洲國の發展、第四



編は蒙疆及び中華民國關係、第五編を南方關係とし、歐洲戰爭を第六編として取り纏め、最後の第七編を米洲關係となした。紙幅の都合にて米洲關係の總括的論述を試み得なかつたことは讀者に諒恕を乞ふ次第である。

尙ほ、本書の各年版は事情の許す限り續刊する豫定にして、諸種の都合に依り本書の上梓の遅れたることも亦江湖の諒恕を乞ふものである。

昭和十八年十二月

日本外政協會編輯局

目次

第一編 大東亞戰爭の勃發	三
第一章 日米交渉遂に決裂	四
第二章 帝國、米英に宣戦す	三四
第三章 米、英の宣戦と反樞軸陣營の結成	四三
第四章 日獨伊三國新協定と樞軸陣營の強化	五〇
第五章 東亞共榮圈諸國の協力と中立諸國の動向	五六
第六章 緒戦に於ける皇軍の大戦果	六四
第七章 敗戦に喘ぐ米英の容相	六九
第二編 帝國外交	七五



第一章	概 說	二
第二章	日佛東京會談	七
第三章	泰、佛印國境紛爭調停會議	八
第四章	松岡外相の渡歐と日蘇中立條約	九
第五章	對蘇諸問題	一三
第六章	對樞軸關係	一四
第七章	對米、英關係	一五
第八章	松岡メツセーヂと石井聲明	一六
第九章	對南方關係	一七
第十章	佛印共同防衛協定の成立	一八
第十一章	中南米其他各國關係	一九
第十二章	各國使節來訪	二〇

### 第三編 滿洲國

#### 第一章 飛躍下の滿洲國

一、新興滿洲國の意義	二〇三	四、政府・協和會の一體化	二〇七
二、決戦豫算の編成	二〇五	五、滿洲國軍最初の入隊	二一〇
三、經濟參謀本部への企畫處	二〇八		

#### 第二章 躍進産業の現状

一、一業多社主義	二一一	四、東邊道開發株式會社	二一五
二、勞働統制の強化	二一三	五、北邊振興計畫の成果	二一六
三、第一次産業五ヶ年計畫の成績	二一四	六、南北滿兩地域計畫策定要綱	二一七

#### 第三章 滿蒙國境の確定

#### 第四章 大東亞戰爭と滿洲國

### 第四編 支那關係

#### 第一章 蒙古聯合自治政府



## 第二章 華北政務委員會

- 一、政府の機構改革…………… 三三〇
- 二、中央總力委員會の誕生…………… 三三三
- 三、成立二周年記念の展開…………… 三三七
- 四、産業開發の躍進…………… 三三八
- 五、英米勢力の衰退…………… 三三七
- 六、大東亞戰爭と北支問題…………… 三三八
- 七、北支米英軍武裝解除…………… 三三九
- 四、北支經濟建設十ヶ年計畫…………… 三三六

## 第三章 國民政府

### 第一節 日華兩國の新態勢

- 一、本多大使の出馬…………… 三四三
- 二、國民政府の推進…………… 三四三
- 三、國軍の偉力…………… 三四三
- 四、舊國民政府財産の返還…………… 三四四

### 第二節 國際的飛躍の國民政府

- 一、還都一周年の實情…………… 三四五
- 二、現地一元化の對支政策…………… 三四六
- 三、汪主席訪日の重大使命…………… 三四八
- 四、獨伊樞軸諸國の國民政府承認…………… 三四九

### 第三節 清郷工作

- 一、清郷委員會の誕生…………… 三五〇
- 二、第一期の清郷工作…………… 三五三
- 三、第二期の清郷工作…………… 三五四

### 第四節 國民政府行政機構の改革

- 一、清郷委員會の誕生…………… 三五〇
- 二、第一期の清郷工作…………… 三五三
- 三、第二期の清郷工作…………… 三五四

### 第五節 國民政府條約調印の一周年

- 一、教育の振興…………… 三五八
- 二、建軍の擴充…………… 三五八

### 第六節 大東亞戰爭と國民政府

- 一、支那派遣軍總司令官聲明…………… 三六三
- 二、米英砲艦を撃沈、捕獲…………… 三六三
- 三、上海共同租界へ進駐…………… 三六四
- 四、廣東英租界へ進駐…………… 三六五

### 第七節 在支米英兵力の潰滅

- 一、支那派遣軍總司令官聲明…………… 三六三
- 二、米英砲艦を撃沈、捕獲…………… 三六三
- 三、上海共同租界へ進駐…………… 三六四
- 四、廣東英租界へ進駐…………… 三六五

### 第八節 國民政府財政經濟の進展

- 一、財政の充實…………… 二六六
- 二、中央儲備銀行の開設…………… 二六八
- 三、三億圓借款の供與…………… 二七二
- 四、經濟建設の二大目標…………… 二七三
- 五、清郷工作地區の經濟政策…………… 二七五

## 第四章 支那事變第五年の帝國戰果



一、帝國陸軍の戦果……………	二八二	三、大東亞戰以後の戦果……………	二八九
二、帝國海軍の戦果……………	二八四	四、在支米空軍基地の潰滅……………	二九〇
第五章 重慶政權……………	二九一		
一、國共相剋と新四軍解散事件……………	二九三	三、重慶政權經濟の破綻……………	三〇六
二、重慶政權の混亂……………	二九九		

### 第五編 南方及太平洋諸國

第一章 ABCD對日包圍陣……………	三二七
第二章 英領マレイ……………	三二五
第三章 香港……………	三三〇
第四章 ビルマ……………	三三二
第五章 フイリツピン……………	三三四
第六章 蘭印……………	三四四

第七章 佛印……………	三五三
第八章 泰國……………	三六一
第九章 印度……………	三七二
第十章 濠洲……………	三七六

### 第六編 第二次歐洲大戰の經過

第一章 緒言……………	三八九
第二章 獨・英及伊・英希の戦況……………	三九二
第三章 バルカンに於ける獨英蘇の外交攻勢……………	三九七
第四章 獨ユ關係遂に爆發……………	四〇七
第五章 ユーゴの崩壊とギリシアの降服……………	四一五
第六章 英軍のイラク征服とシリア進撃……………	四二二



第七章 獨英の外交攻勢と各國の動向…………… 四七二

第八章 獨佛協力問題の紛糾…………… 五〇三

第九章 獨蘇戰爭の勃發…………… 五一三

第十章 獨蘇開戦と各國の動向…………… 五三三

第十一章 獨蘇戰爭の經過…………… 五五五

第十二章 對蘇援助を繞る外交戦…………… 五七〇

第十三章 獨蘇開戦後の歐洲情勢…………… 五九五

第十四章 北阿戦局と獨伊の戦果…………… 六一五

第七編 米洲關係…………… 六二五

前編 米 國…………… 六二五

第一章 ル大統領の一般教書と豫算教書…………… 六二五

- 一、一般教書…………… 六二五
- 二、豫算教書…………… 六三一

第二章 米國國防促進法案(武器貸與法案)…………… 六三五

- 一、提出法案の内容…………… 六三五
- 二、三長官の證言…………… 六三八
- 三、國防生産管理局長官の證言…………… 六四五
- 四、輿論動向…………… 六四五
- 五、法案成立の経緯…………… 六四七
- 六、武器貸與豫算…………… 六五〇

第三章 中立法改訂…………… 六五三

- 一、ハル國務長官改廢を考慮…………… 六五三
- 二、ル大統領中立法改訂考慮を始めて言明…………… 六五四
- 三、大統領中立法改正を議會へ要請…………… 六五五
- 四、パナマ商船武裝禁止問題…………… 六五七
- 五、ハル長官下院外交委員會で力説…………… 六五八
- 六、下院通過…………… 六五九
- 七、上院での論争…………… 六六〇
- 八、遂に上院通過…………… 六六二
- 九、中立法改訂成立…………… 六六二

第四章 對英關係…………… 六六三

- 一、英領基地協定専門委員會渡英…………… 六六三
- 二、陸軍長官、英敗退せばその艦隊を救助と言明…………… 六六四
- 三、極東戦争起るも對英援助は不變…………… 六六四
- 四、軍事科學使節團渡英…………… 六六四
- 五、ホプキンス對英特使…………… 六六五
- 六、英國飛行士を米で養成…………… 六六五
- 七、白聖館援英會議…………… 六六五
- 八、英國に包括的輸出許可…………… 六六五



10

九、對英ガソリン無制限輸出……………	六六六	二四、授英物資急増を米當局發表……………	六七二
一〇、本年度中に艦艇九九隻譲渡豫定……………	六六六	二五、ホアキンス英國派遣……………	六七二
一一、授英商船四百隻建造計畫……………	六六六	二六、對英借款供與……………	六七二
一二、貸與資材十億弗購入……………	六六六	二七、國內航路の商船二百隻を對英輸送船に使用……………	六七二
一三、現有武器と船舶援助計畫發表……………	六六六	二八、米英貿易調整協定……………	六七二
一四、米海軍次官渡英……………	六六七	二九、英艦十二隻米國で修理……………	六七四
一五、哨戒艇を英に譲渡……………	六六八	三〇、英艦二十四隻米國で修理……………	六七四
一六、米船四隻英に譲渡……………	六六八	三一、對英第二回融資二千五百萬磅……………	六七五
一七、授英商船百十二隻建造契約……………	六六八	三二、航空機對英輸出量(一月—七月)……………	六七五
一八、大統領授英醫師を募集……………	六六八	三三、潜水艦二隻更に英へ譲渡……………	六七六
一九、授英政策不變と大統領演明……………	六六九	三四、英艦既に三十五隻米國で修理……………	六七六
二〇、授英快速艇輸送中……………	六六九	三五、油槽船を英から返還……………	六七六
二一、授英に躊躇する勿れとハル闡明……………	六七〇	三六、潜水艦を英、波へ譲渡……………	六七七
二二、英飛行士、米國で訓練……………	六七〇	三七、米英軍事會談……………	六七七
二三、ワイナント大使米首腦部と會談……………	六七二	三七、(反樞軸同盟條約成立)……………	六七七

第五章 對ソ關係…………… 六八一

一、對ソ道義的禁輸解除……………	六八一	八、ホアキンス渡英ソ……………	六八七
二、ソ聯軍事使節團着米……………	六八二	九、モスクワ三國會談……………	六八八
三、ウエルズの援ソ聲明……………	六八二	一〇、英ソ新協定成立……………	六九四
四、ルーズヴェルトの援ソ誓約……………	六八四	一一、米、ソ聯に一億弗借款供與……………	六九五
五、米、獨ソ戰に中立法不適用……………	六八五	一二、白聖館當局、對ソ武器援助聲明……………	六九六
六、對ソ供給につきウエルズ演明……………	六八六	一三、米の援ソ路、浦鹽向け中止……………	六九六
七、ソ聯、米に武器貸與法の適用要求……………	六八七	一四、米、對ソ十億弗借款供與……………	六九七

第六章 米船艦被撃沈事件…………… 六九八

一、ロビン・ムーア號事件……………	六九八	五、カーニー號事件……………	七〇七
二、グリーンア號事件……………	七〇二	六、ヴェンチニア號リーハイ號事件……………	七一〇
三、スチール・シーフエラー號事件……………	七〇五	七、ジエームス號事件……………	七一一
四、セツサ號事件……………	七〇六	八、サリナス號事件……………	七一一

第七章 哨海水域と護送船問題…………… 七二三

一、現有武器船舶援助計畫發表……………	七二三	三、海軍長官、護送準備完了と言明……………	七二五
二、護送反對決議案否決……………	七二四	四、リーダー提督の對米警告……………	七二五



- 五、ル大統領の爐邊談話と  
國家非常時宣言……………七二六
- 六、米、哨戒を無限に擴大……………七三二
- 七、防衛水域につきハル長官言明……………七三二
- 八、米海相護送實施を言明……………七三三
- 九、米船航行可能地域……………七三三

### 第八章 樞軸船徵用問題……………七二四

- 一、米國大藏長官抑留を命ず……………七二四
- 二、米當局の辯明とその根據……………七二五
- 三、獨伊、米に抗議……………七二七
- 四、米の對獨伊回答覺書內容……………七二八
- 五、ル大統領、外國船徵用權附與を  
議會に要請……………七二九
- 六、米洲廿一ヶ國外國船徵用を決議……………七二九

### 第九章 在米獨伊資産凍結……………七三一

### 第十章 米國アイスランド進駐……………七三五

### 後編 米 洲(米國を除く)……………七三九

- 一、伯國、交戰國戰闘員抑留を布告……………七三九
- 二、亞國政界動搖……………七四〇
- 三、秘國上院、反民主々義宣  
傳取締法案可決……………七四〇
- 四、秘智共同防衛協定調印……………七四一
- 五、モンテヴィデオ經濟會議……………七四一
- 六、伯國、外國語刊行物の出版禁止……………七四二
- 七、伯國、輸出許可制採用……………七四二
- 八、伯國外人子弟同化促進法を改正……………七四三

- 九、墨國、石油事業立法案……………七四三
- 一〇、パナマ籍船の中立違反責  
任を負はず……………七四五
- 一一、石射アラニヤ會談……………七四五
- 一二、伯、重要物資輸出許可制品  
目を追加……………七四六
- 一三、智國、被征服國商船を接收……………七四六
- 一四、伯國、航空省を創設……………七四六
- 一五、伯國、外國商船統制令布告……………七四七
- 一六、パナマ、米に空軍基地を提供……………七四七
- 一七、日墨人絹交渉成立……………七四八
- 一八、伯國の水晶輸出稅一率に決定……………七四八
- 一九、伯國、外國人旅券入國査證  
停止措置を法令化……………七四九
- 二〇、ウルグワイ内閣一部更迭……………七四九
- 二一、墨新石油法案下院通過……………七四九
- 二二、墨國の反米學生運動……………七五〇
- 二三、米洲諸國の樞軸船抑留措置……………七五〇
- 二四、伯國、旅券査證停止令改正……………七五二
- 二五、亞伯通商協定調印……………七五三
- 二六、伯國、外國銀行營業停止を命令……………七五三
- 二七、西亞通商協定……………七五四
- 二八、ボリヴィア、米石油會社を告發……………七五四
- 二九、亞國、議會の機能停止宣言……………七五四
- 三〇、コロンビア、第四種輸入商  
品の順位變更……………七五五
- 三一、コロンビア、無求償輸入許  
可品指定……………七五六
- 三二、秘國、軍需資源輸出許可制採用……………七五六
- 三三、伯國、一時入國者滞在延期……………七五六
- 三四、秘國、ベ・エ紛争調停申入を受諾……………七五七
- 三五、ボリヴィア、獨航空會社を接收……………七五七
- 三六、ボリヴィア、ウオルフラム  
全部を米に賣却決定……………七五七
- 三七、亞國、船舶管理令公布……………七五八
- 三八、英國、中南米十二國を特別  
ボンド勸定地域に編入……………七五八
- 三九、伯官民合同棉花會議  
國際協力案を採擇……………七五九
- 四〇、伯國、輸出入局新設……………七五九
- 四一、亞中央銀行外貨預金回避を勸告……………七六〇
- 四二、コロンビア、再輸出禁止……………七六〇



四三、	コロンビア、無求債輸入許可	七六〇
四四、	品目追加	七六〇
四五、	智國、船舶對外讓渡、備船を許可制	七六一
四六、	伯國、棉織税率確定	七六一
四七、	亞國、爲替管理局廢止	七六一
四八、	ベ・エ國境紛争(其の一)	七六一
四九、	伯國、輸出許可制を強化	七六一
五〇、	ウルグアイ、米洲船の米洲港灣自由使用を勸告	七六二
五一、	亞國、魚鈞用テグス絲を許可品目に追加	七六三
五二、	墨國、獨ソ戰に聲明發表	七六四
五三、	墨國、水銀生産税引上げを公布	七六四
五四、	秘國、鑛物等の再輸出禁止	七六四
五五、	秘國、排日暴動事件賠償金支拂を發表	七六五
五六、	伯國、常設コム取引調整委員會構成を發令	七六五
五七、	ウルグアイ、亞に米洲交戰國を非交戰國と認む案を提示	七六五
五八、	ベ・エ國境紛争(其の二)	七六五
五九、	パナマ運河の夜間航行禁止	七六五
六〇、	パラグワイに革命勃發	七六七
六一、	伯で日本製機械陳列館開館式	七六七
六二、	亞の貿易制度改革	七六七
六三、	墨の對米媚態	七六八
六四、	秘國、軍事施設附近の外人士地家屋の所有借用禁止	七六九
六五、	獨國、駐ボ獨公使の國外退去に抗議	七七〇
六六、	伯國、八都市に飛行場増設	七七一
六七、	伊國、ローマ、ブエノス間空路連絡に成功	七七一
六八、	米の對日資産凍結に對する伯の態度	七七二
六九、	亞國上半期貿易統計概要	七七二
七〇、	ベ・エ國境紛争(其の三)	七七三
七一、	南米橫斷空路完成	七七三
七二、	ゲエネズエラの輸出許可制	七七三
七三、	エ國、再輸出禁止	七七四
七四、	伯國、外人技術者の永久滞在を許可	七七四
七五、	伯國上半期貿易統計概要	七七四
七六、	伯國、軍需原料を米國に優先供給	七七五

七七、	墨、運河地峽橫斷鐵道廢止線を復活	七七五
七八、	墨外相、對獨關係並に産業問題に就き言明	七七五
七九、	キューバ、獨伊領事館閉鎖を要求	七七六
八〇、	外人の再渡航禁止	七七六
八一、	伯移民審議會の公表	七七七
八二、	秘、重要物資再輸出許可制を更に強化	七七七
八三、	墨國、獨領事館閉鎖を要求	七七七
八四、	伯國、工業法を改正	七七八
八五、	亞國、輸出許可制を擴大	七七八
八六、	米國、對墨クレチット供與	七七八
八七、	伯國、外國書籍輸入を禁止	七七八
八八、	伯國、邦字紙に初の發行許可	七七八
八九、	亞の輸出許可制適用品目	七七八
九〇、	パナマ、セツサ、モンタナ兩號の賠償金要求	七八〇
九一、	コロンビア、秘密飛行場なしと米に反駁	七八〇
九二、	ゲエネズエラ、輸出並に再輸出に許可制	七八〇
九三、	ベ・エ國境紛争再發	七八一
九四、	伯國、關印の綿布買入申込を拒絶	七八一
九五、	亞國物情謹然	七八一
九六、	米伯融資協定成立	七八二
九七、	亞國、ウ號擊沈事件は戰後協議と言明	七八二
九八、	パナマ、船舶の武装禁止	七八三
九九、	パナマの無血クーデター	七八三
一〇〇、	米秘通商協定成立	七八四
一〇一、	パナマ、商船武装禁止を撤回	七八四
一〇二、	米亞互惠通商條約成立	七八四
一〇三、	エ國、爲替管理法改正	七八五
一〇四、	英墨外交關係復活	七八六
一〇五、	墨國、輸出許可制を發表	七八六
一〇六、	日伯文化協定批准交換式	七八六
一〇七、	亞國、小麥等の定期取引禁止	七八七
一〇八、	智大統領の引退と米の米洲策動	七八七
一〇九、	伯亞新通商促進協定調印	七八八
一一〇、	亞國對米過剩物資賣却を發表	七八八



- 一一一、米亜通商協定成立……………七六九
- 一一二、十二月八日前の米洲動向……………七六九
- 一一三、歐洲南米連絡空路遂に杜絶……………七七一
- 一一四、墨空軍、米と協力哨戒……………七七一
- 一一五、パナマ運河地帯燈火管制……………七九三
- 一一六、日・米英開戦と米洲諸國の動向……………七九三

# 昭和十六年の國際情勢

(一九四一年)



昭和十六年の國勢圖表 (一六四一)

### 第一編 大東亞戰爭の勃發

帝國は昭和十六年十二月八日を以て米英兩國に對して宣戰し、こゝに大東亞戰爭の發生を見、皇國は肇國以來の重大時局に直面するに至つたのである。而も、帝國と同盟を結べる獨伊兩國も直ちに同盟の大義に基き、米國に對して宣戰し、日獨伊三國の間に對米英戰爭完遂並に世界新秩序建設に對する協力を誓へる三國協定を締結し、こゝに大東亞戰爭と歐洲大戰とは一體不可分の聯關を有することとなり、對米英戰爭は世界的規模にまで擴大を見るに至り、こゝに人類有史以來未曾有の大戦亂が展開されたのである。



而して、事茲に至れる直接の經過は、實に昭和十六年四月より八ヶ月に亘つて行はれたる日米國交の齟齬を目標とする日米交渉が、米國側の不誠意なる駈引によつて徒らに時日の延引を圖り而もこの間に在つて對日戰の準備を爲しつゝありしため遂に妥結に至らざりし結果であつた。即ち帝國政府は隱忍に隱忍を重ねて交渉の妥結に努力せしも、日本の實力を過少に評價せる米國政府は帝國に對して一方的讓歩を強要し、而もその間所謂ABC D對日包圍陣を強化し武力を以て帝國の屈從を企圖するに至り、遂に帝國は國家の自衛と、東亞の平和保持とのために決然起つて米英に戰を宣するに至つた



のである。

斯くて皇軍一度發するや劈頭、ハワイ眞珠灣に於て米國太平洋艦隊を撃滅し、續いてマライ沖に於て英國東洋艦隊の主力を轟沈すると共に、支那に於ける英國の侵略的據點たる香港を初め、マライ各地及び米國の太平洋最大の前進基地たるマニラ、グアム、ウエーク等の諸軍事基地に對して一齊に作戦が展開されたのであつたが、早くも作戦二週間餘にして、先づ香港を攻略せる皇軍は、各戦線に於て何れも破竹の如き進撃を續け、世界戦史に未曾有の赫々たる戦果を擧げて全世界を驚倒せしめたのである。

因に今次對米英戰爭を大東亞戰爭と呼稱することにつき十二日、内閣情報局より『今次の對米英戰は支那事變をも含む大東亞戰爭と呼稱す。大東亞戰爭と稱するは、大東亞新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亞のみに限定する意味に非ず』と發表された。

## 第一章 日米交渉遂に決裂

大東亞戰爭の前奏曲を爲したるところの日米交渉は、第二次近衛内閣に於て、日米國交整調方針の決定に基き松岡外相が、大統領ルーズヴェルトと舊友の間柄にあり、米國朝野に多數の知己を有し、

米國民から深き尊敬と信頼とを持たれて居る元外相野村吉三郎海軍大將を駐米大使としてワシントンに派遣したことに端を發するものと言へやう。即ち松岡外相の懇請により、日米間に日を追ふて濃化しつゝある危機打開の大任を擔つた野村大使がワシントンに着任したのは昭和十六年二月十一日であつた。

野村大將の駐米大使就任は米國朝野から非常な期待を以て迎へられたのであつた。ワシントンに着任した野村大使は同十四日、ホワイト・ハウスに於てルーズヴェルト大統領に信任狀を捧呈するや直ちにヘル長官を交へて鼎座懇談を爲したのであつたが、この着任第一日會見に於て早くも日米國交整調問題に觸れたのであり、大使は會見終了後新聞記者團に對して『話しの内容は勿論日米關係に觸れたものであつた』と語つたのであつた。なほ、特にこの日の會見に於て野村大使と大統領との間に左の如きメッセージの交換が行はれたことが發表され、各方面の注目を惹いた。

野村大使メッセージ 『余は余の最も古く且つ親しい友人が大統領である國に日本を代表する使臣たり得た事を欣快とする。最近の日米關係は不幸にも太平洋の兩岸に於て可成の關心が持たれてゐる。現在こそ兩國の利益と福祉を確保し太平洋の平和を維持し兩國間の傳統的友好關係を維持するため他の如何なる場合にも増して相互の立場についてよりよく諒解しなければならぬときである。この目的のため余はその全力を傾倒するつもりであり、同時に余の力に對し貴下が信頼を與へられ努力を賜らんことを希望してやまぬ』

大統領メッセージ 『舊來の友好關係を更に新にするため野村大將が新に大使の位につかれた事を喜び且つ



歓迎する。大使の日米友好關係に對する献身的熱意に鑑み余は同氏が大使として最適任者であることを確信して疑はない。現在の日米關係には貴下の言はれた如く關心なき能はざるものがある。余は貴下が日米兩國の傳統的友好關係並に日米兩國國民の福祉のために全力をつくし、よりよき諒解を齎すべく決意してゐられるとの確信を聞いて欣びに堪へない。余は大使の職務に對し出來得る限りの助力をなすべく不斷の用意を持つてゐる。終りに臨み余は 天皇陛下の聖壽萬歳を祈願してやまない』

なほ野村大使は同二十七日ウエルズ國務次官を訪問し、これを以て大統領以下に對し一應着任の挨拶を終るや、三月三日ニューヨークに赴き各方面に對して着任の挨拶を行ひ、さらに同二十八日にはワシントンの大使館に米海軍首脳部十四名を招待して懇談を遂げる等、頻りに朝野各方面に接觸して徐ろに日米國交整調工作開始の準備を進めたのであつた。而して野村大使の着任當時の米國朝野の對日動向は勿論相當悪化の傾向には在つたが、ステイムソン陸軍長官の國際重大危機切迫論や、對英援助問題の重大化等によつて稍々對日問題に對する關心がそれ等の問題に奪れつゝあつたかに見えた折しも、松岡外相の渡歐、日ソ中立條約の成立等により、日本の動向に對して異常に關心が昂まり、松岡外相の渡米を慫慂する論説が新聞紙に現はれるに至つた。然しながら一方に於ては依然として對日挑戰的論議は日を追ふて強まり、對日ガソリン禁輸強化論、屑ゴム對日輸出取消説等が行はれ、五月五日には下院に於て民主黨のエリスが日本に對して最後通牒を送れといふ暴論を主張し、翌六日には上院に於て同じく民主黨のベツプアーが東京爆撃論を發表する等、騒然たる情勢にあつたが、この間

に在つて野村大使の工作は進捗し、愈々、日米國交整調の交渉を開始することに意見の一致を見、四月十八日、米國側より非公式試案なるものが提出されるに至り、こゝに日米交渉が開始されたのである。

この四月の米國側非公式試案（後記外務省發表『日米交渉經過』参照）に對して五月中旬、日本側より第一次對案を提出したのであるが、これに對して六月下旬、米國側は四月案に修正を加へた第二次提案が行はれ、交渉は、この米國側の六月案を基礎として進められつゝあつた。然るに、偶々、日本に於て七月十七日第二次近衛内閣は總辭職を行ひ、同十八日、第三次近衛内閣が成立し、松岡外相に代つて豊田商相の轉任を見る等の事情があつたので、ワシントンに於ける日米交渉も暫時停頓の已むなきに至つた折しも、七月二十六日、佛領印度支那の共同防衛に關する日佛間の協定が成立さるゝや、米國政府は即時對日資産凍結を斷行し、極めて強硬なる態度を表明するに至り、米國の對日空氣は俄然極度に悪化した。

こゝに於て野村大使はなほも外交的折衝によつてこの危機を打開すべく、連日に互つて大統領、ハル國務長官或はウエルズ國務次官と會見して、當面の資産凍結を繞る諸問題について折衝を重ねると共に、米國側の動向を傳へ、今後に於ける對策について本省側と協議せしむべく若杉公使を急遽歸朝せしめたのであつた。若杉公使は八月八日サンフランシスコ出帆の日榮丸に便乗、同月三十日歸朝し



たのであつた。

而して、資産凍結の實施によつて重大化されたる日米關係に直面せる第三次近衛内閣は、依然として平和的解決、國交調整の方針を堅持し、この危機打開の端緒を作るべく、近衛首相はルーズヴェルト大統領に宛てたメツセージを送り、日米兩國首腦者の直接會談を提議したのであつた。メツセージは、八月二十八日野村大使より國務長官立會の下に大統領に手交されたが、こゝにこの近衛メツセージにより日米交渉は第二段階に入つたのである。

斯くて近衛メツセージによつて再開された交渉は、從來の日獨伊三國同盟、支那並に南方問題の他に資産凍結による米國側の對日經濟挑戰の問題を加へて愈々重大となり、野村大使は連日ヘル長官、ウエルズ次官と折衝を續けたが、九月六日に至り、我方より當面の重大危機を打開すべき緊急解決案を提出したが、これに對して米國側は同二十五日、我が緊急解決案に六月案を加味した第二次修正案を提出し來つたのであつたが、十月二日に至り米國側は豫ねて主張し來つた國際關係の四原則並に三國同盟、支那並に南方及び通商の三問題に對する我方の明確なる意思を表示せんことを要求するに至つて、またもや交渉は難關に蓬着し、米國側の非妥協的強硬態度は、交渉の妥結を困難ならしむるの情勢にあつた。

然るに十月十六日、第三次近衛内閣の總辭職を見、十八日東條内閣が成立し、外相には東郷前駐ソ

大使が就任したが、東條内閣も依然日米國交調整の方針を堅持し、飽迄も外交手段によつて危機を打開すべく交渉繼續の旨を米國政府に通告した。これによつて交渉は第三段階に入つたのであつたが、ワシントンに於ては本省側との打ち合せを終つた若杉公使が十月八日歸任せるを迎へて野村大使以下はさらに新たな構想の下に交渉を進めることとなり、十月十七日及び二十四日の若杉公使とヘル長官との會見によつて續行されるに至つた。

而し、米政府の資産凍結實施は日本に對する經濟戰爭を布告したものであり、以後、日米間はこの問題を繞つて騒然たる情勢にあり、帝國としてはこの米國側の挑戰によつて惹起された事態を解決することを當面の急務とし、以後の日米交渉には對資産凍結善後措置が取り上げられて居たのであり、若杉公使の歸任後の交渉に於ける日本側の重點はこの問題に置かれたのであつた。また、一方、米國側の對日動向は愈々悪化の一途を辿り、十月十一日チレットは上院に於て對日宥和政策を拋棄せよと強調し、また、二十四日ノックス海軍長官が日米衝突不可避免なりと演説する等、頻りに反日氣勢が煽られ、交渉の前途は極めて悲觀すべき情勢にあつた。

こゝに於て、帝國政府は、急遽來栖大使をワシントンに派遣し、野村大使を助けて交渉の進捗に努力せしむることに決し、來栖大使は十一月五日、飛行機にて香港に向ひ、七日香港よりホノルル及びサンフランシスコ經由一路ワシントンに向つた。なほ、十月二十九日のニューヨーク・タイムス紙の



報するところによれば、來栖大使の出發に先ち在米帝國大使館は代辯者の談として左の如く帝國の態度を表明し各方面に大きな反響を與へた。

もし日米間の危機を回避しなければならぬものとするならば、少くとも日米兩國は兩國間の經濟戰爭を停止すべき措置を講じなければならぬ、日本の政府首腦部も日米關係の現状がこのまゝの形で維持されることは不可能であることを言明してゐる、日米關係がなりゆくまゝに放置されねばならぬものとするれば、兩國間の關係は良好になるか、悪化するか、いづれかであらねばならぬ、米國は日本に對して輸出禁止を行つてゐるから日本政府が石油その他の物資を手に入れるためには自存自榮上の措置をとらざるを得なくなる情勢に立ちいたることは現實的な事實である、日本議會は日米將來の情勢に對處のためにあらゆる増稅案を通過せしめ日本政府をして思ひきつた立場に立たしめることになるやも測られない、余は日米兩國政府ともに、太平洋の平和を確立せんとする目的においては一致した見解を有してゐるものと確信してゐる。

また、七月の資産凍結實施以來、日米兩國間の交通は殆んど杜絶、ために双方共に旅客輸送上に多大の障害を來しつゝあつたので、帝國政府はこの障害の除去方につき米國政府と交渉を試みたる結果、十月十五日、龍田丸をホノルル寄港サンフランシスコに回航するを初めとし、續いて太平洋丸、新田丸の二隻をも派遣することとなり、十月十一日、外務省より發表されたが、後に新田丸は氷川丸に變更されて十月二十日、また太平洋丸は同二十三日、何れも横濱發米國に向けて出帆する旨が發表された。勿論、これは一般の在留邦人の引揚げを意味するものでは無かつたが、日米間の風雲急なるを想

はしむるものがあり、全世界の關心はワシントンに於ける日米交渉に集まつたのであつた。

來栖大使の派遣は米國側に大きな衝動を與へ、大統領はウォームスプリングへの旅行を延期して到着を俟つと報ぜられ、朝野各方面は異常な緊張を以て來栖大使を迎へたが、全世界もまた、重大關心を示し、英國の如きは、十一月十日、チャーチル首相が『米國が戰爭に巻き込まれるやうになれば、英國も即時對日宣戰を布告するであらう』といふ威嚇演説を試みて、日米交渉の成立を牽制せんとするの態度を示したのである。

來栖大使をワシントンに送つたことは、斯くの如き日米間の危機を打開せんとする帝國政府最後の努力を表すものであるが、さらにこの重大時局に對處すべく開かれた第七十七回臨時帝國議會に於て十一月十七日東條首相及び東郷外相は左の如く、現下の國際情勢を説明し、日米交渉の内容に觸れ、帝國の意圖を明らかにすると共に、斷乎たる決意を表明して米國側の反省を促したことは、來栖大使の着任後に於て開始さるべき日米交渉の動向を示唆するものとして各方面の注目を惹いた。

東條首相演説『現下帝國を繞る世界の情勢を按ずるに、支那事變は御稔威の下忠誠勇武なる將兵の奮闘と熱誠強毅なる統後の活動と相俟つて赫々たる戰果を收め、重慶政權の抗戦力は日に月に低下しつゝある、また他方國民政府の建設は着々進捗し、今や多數の友好列國は國民政府を承認し、事變解決は最後の段階に到達してゐるのであるが、援將諸國の經濟的、軍事的策動は益々活潑となり、重慶政權の抗戦力に對する唯一最大の支



柱として帝國の事變解決を妨げて居る次第である。

更に北方においては、本年六月獨り開戦以來、事端漸く滋からんことを思はしめ、事態の推移は帝國として無關心たるを得ざるものがあるので、我が北邊の安定のため、遺憾なき措置を講じつゝある。又南方においては昨年北部佛印に皇軍の進駐となり、次いで日・佛印の經濟協定、泰・佛印の紛争調停等、帝國と佛領印度支那との友好緊密關係は漸く増進し、南方に對する帝國の平和的進展は漸くその緒につかんとしてゐるが、英米蘭諸國の軍事的ならびに經濟的合作の強化に伴ひ、蘭印との經濟交渉は不調に終り、延いて南太平洋における帝國の地位に、重大なる脅威を及ぼさんとするの形勢となつたので、帝國はグイシー政府と日・佛印共同防衛に關する取極めをなし、これに基き七月末南部佛印に兵力を増派せらるゝこととなつた。然るに英米蘭諸國はこの帝國の當然なる自衛的措置を迎ふるに猜疑と危惧との念を以てし、資産凍結を行ひ、事實上全面的禁輸により帝國を目標として經濟封鎖を実施すると共に、その軍事的脅威を急速度増加して來た、蓋し交戦關係にあらざる國家間における經濟封鎖は、武力戦に比して優るとも劣らざる敵性行爲であることは言を俟たない。かくの如き行爲は帝國の企圖する支那事變の解決を阻害するのみならず、さらにまた帝國の存立に重大なる影響を與ふるものであつて斷じて黙過し得ざるものである。

然るにも拘らず常に平和を欲する帝國と致しては隱忍自重、忍び難きを忍び、耐へ難きを耐へ、極力外交交渉によりて危局を打開し、事態を平和に解決せんことを期して來たのであるが、今尙その目的を貫徹するに至らず、帝國は今や文字通り、帝國百年の計を決すべき重大なる局面に立たざるべからざるに至つた。政府は肇國以來の國是たる平和愛好の精神に基き、帝國の存立と權威とを擁護し、大東亞の新秩序を建設するため、今

なほ外交に懸命の努力を傾注致して居る次第であつて、これにより帝國の期するところは

(一) 第三國が帝國の企圖する支那事變の完遂を妨害せざること。

(二) 帝國を圍繞する諸國家が、帝國に對する直接軍事的脅威を行はざることとは勿論、經濟封鎖の如き敵性行爲を解除し、經濟的正常關係を回復すること。

(三) 歐洲戦が擴大して禍亂の東亞に波及することを極力防止すること。

である、以上三項に亘る目的が外交交渉によりて貫徹せらるゝならば、獨り帝國のためのみならず、世界平和のため、誠に幸ひであると信ずる次第である。

然しながら從來の經緯に鑑み、交渉の成否は逆睹し難いものがある、従つて政府は前途に横はるあらゆる障礙を豫見して、これに對する萬般の準備を整へ、斷乎として帝國既定の國策を遂行するに萬遺憾なきを期し、よつて以て帝國の存立を完うせんとする固き決意を有してゐる。帝國は實に悠久二千六百餘年の歴史の上において、かつて見ざりし國家隆替の歧路に立つてゐるのであるから、政府は深く思ひをこゝに致し、全力を盡して補弼の責を全う致す覚悟である。

事態が如何様に發展しようとも、高度國防國家體制の完成こそは正に喫緊の重大要事である、これがために益々國民志氣を緊張し、産業經濟の能率を最高度に發揮するの要切なるものがある、これと共に政府は國民生活の確保に關しては、萬全の策を講ずるものであるが、これが更に緊縮を見ることは誠に已むを得ざる所である。

私が茲に衷心より希望することは、全國民が帝國は今や一大飛躍の秋に際會し、前途に洋々たる發展を期待



し得べきことを確信して相共に今日の苦を分かち、國民一丸となつて、聖業の翼賛に邁進せんことである、政府においても政治經濟の運営について各般の改革準備を行ふ覺悟であるが、その實施に當つては、徒らに理想を追はず、事態に即して各専門的機能の有機的能率を最大限に發揮せしむるやう措置致す心構へである。

私は全國民がこの政府の意の存する所を認識せられ、積極的に政府に協力せらるゝことを固く信じて疑はない、今回提案した豫算案は主として緊迫せる現下の事態に對處するに必要な經費を計上したものであり、又提出法律案も、特に今日緊急の要あるものゝみに限定致した、諸君においては政府の意のある所を諒とせられ慎重審議の上協賛を與へられ度い。

終りに臨み、政府は、滿洲帝國および中華民國々民政府が帝國に寄せられたる替らざる協力に深甚なる謝意を表し、また盟邦特に獨伊兩國の偉大なる功業に對して深厚なる慶祝の意を表すると同時に、帝國とゝも正義に基く世界新秩序建設に成功せんことを祈るものである。』

東郷外相演説 『帝國の對外國策の基本方針が東亞の天地に、正義に立脚する平和を確立し、もつて世界人類の福祉増進に寄與せんとするに存することは、あらためて多言を要せぬところである。帝國が明治維新以來駁々乎として國運の伸張を成し遂げたのも、實にこの大義に立脚せる不斷の努力の賜に外ならない、今や東亞の天地に新秩序を確立しもつて世界平和に貢獻せんとするの大業に邁進しつゝある。幸にして獨伊兩國は帝國とその意圖を同じうし、さきに三國條約の成立を見たのであつて、同條約が過去一箇年餘の期間においても、すでにその使命たる東亞及び歐洲の新秩序の建設および戰爭の擴大防止に對し、大なる貢獻をなしたことは御承知の通りである。』

滿洲帝國は建國以來國礎いよゝ固きを加へ、支那においては中華民國との提携により東亞の安定を確保しもつて共榮の實を擧げんとするは、支那事變に處する帝國の根本方針である、帝國と國民政府との間にはさきに日華間の新關係を律する基本條約の成立をみたのであるが、帝國政府はこの上とも同政府の強化に協力する決心である。

歐洲戰爭勃發するや、帝國は東亞全局の平和維持の見地より禍亂の東方に波及し來ることを防止するため、あらゆる努力をなしたがつたが本年四月締結せられた日ソ中立條約もまた右の方針より出で、北方の安全を確保せんとするものである、その後獨逸とソ聯邦との間に戰禍の發生を見るに至つたけれども、政府は依然北方の安全を確保せんとするの態度を堅持し來れるものであつて、畢竟我方においては、北方において、平和の擾亂せらるゝが如き素因構成せられ、または帝國の權益が脅威せらるゝが如き事態の發生することに對してあくまでこれを防止せんとするものである。

南方に關しては、帝國はさきに泰、佛印國境紛争の調停をなし、また佛印との間に政治的、經濟的緊密關係を設定し、ついで佛印を繞る國際情勢が佛印の安全ひいて東亞の靜謐、帝國の安全に重大なる脅威をおよぼさんとするの形勢となるや、これに對處せんがため、日、佛印共同防衛に關する議定書を締結しさらに芳澤大使を同地に派遣して緊密關係の増進に努め、また泰國との間にも經濟的關係を緊密にするとともに、大使を交換して兩國提携をますます堅くして居るのである、しかるに第三國側より、恰も帝國が、これら方面に侵略的意圖を有するが如き惡意の宣傳が行はるゝことはまことに心外とするところであつて、私は東亞に位する諸國諸民族が、能く帝國の眞意を了得し、新秩序建設のため帝國と協力するに至ることを確信して疑はざるものであ



以上の如く帝國は一意支那事變處理と東亞における新秩序の確立に眞摯なる努力を傾注して居るのであるが共同防衛に關する議定書に基き、本年夏我軍が南部佛印に進駐するや、英米兩國は右をもつて自國領域に對する脅威となし、兩國における我資産を凍結しもつて事實上經濟斷交に等しき措置に出で、英國各自治領植民地悉くこれに倣ひ、蘭印またこれに和したのであるが、英米はさらに濠洲、蘭印、重慶を誘つて、對日包圍の態勢をも取るに至つた。

かくの如くにして、帝國を繞る國際情勢は、日一日と緊迫の度を加へ來つたのであるが、英米のわが方に對するこの種緊迫は、事重大であつて、帝國の生存にも甚大なる影響ある次第である、こゝに各方面の注意を願ひたいのは、はかゝる情勢なるにもかゝらず、從來帝國政府が太平洋、ひいては世界全局における平和を維持し、最悪の事態を回避せんとするの崇高なる動機より、局面の打開のため最善の努力を傾注し來れることである、そも、支那事變勃發以來、日米關係は悪化の一路を辿り逐次その勢ひを加へ來り、これを放置致しておくならば勢ひの趨くところ最悪の事態に立至ることなきを保し難き情勢となつた、もし斯の如き事態ともならば、太平洋を繞る諸國に對してのみならず、全世界人類に大なる慘禍を及ぼすものであつて誠に寒心に堪へぬところである、よつて平和を念とする帝國は、こゝに思ひを致して、本年四月以來米國政府との間に日米問題の根本的調整に關する話合を行ひ來つたのであるが、前内閣においては今夏後における狀勢の逼迫にも顧み、銳意日米交渉の成立に努力致したにもかゝらず、彼我意見の一致を見るに至らなかつたのである。

現内閣においても國際危局を救済し、太平洋の平和を維持せんがため、右日米會談を繼續するに決定し、爾

來交渉中である、その内容については遺憾ながら今こゝに詳細申上げる自由を有しないが、もしそれ米國政府が、帝國政府と同様、眞に世界の平和を顧念するとともに帝國の自然的要求と東亞における帝國の地位とを諒解し、かつまた東亞における事態につき、現在に即する考慮を加へるにおいては、本件交渉の妥結も決して不可能ではないと考へる次第である、しかも彼我の見解は、過去半歳餘に亘る話合により概ね明白となつてをるので技術的方面よりみるも、今後の交渉に長時間を費すの要なきことは米國側にも明らかであると信ずる、事態かくのごとくであつて、帝國政府においては、本交渉の成立に向つて最善の努力を傾注してゐる次第であるが、我方の協調的態度にも自ら限度があり、事苟くも帝國の生存を脅かし又は大國としての權威を毀損することとなるが如き場合には、飽迄毅然たる態度を以てこれを排除せねばならぬことは勿論であつて、私としてはこの點については、十分の決意をもつて交渉に臨んでをる次第である。』

斯くて來栖大使は十一月十五日ワシントンに到着し、十七日野村大使と共にヘル長官を訪問し、こゝに全世界の視聽を集めた兩大使による日米交渉の第一次會談が行はれ、日米交渉最後の白熱的外交戦が展開されたのである。續いて翌十八日には兩大使とヘル長官との間に第二次會談が行はれ、さらに十九日には第三次會談の豫定が取り止めとなり、極秘裡に非公式會談が行はれたと傳へられたが、會談の場所時間並に出席者等一切が嚴秘に附せられた。而して、延期された第三次會談は二十日に行はれたが、この會談に於て日本側から緊急なる妥結を圖るために暫定的妥協案を提出したのであつた。

一方米國側は十八日の第二次會談の後、國務長官が駐米英公使のキャンベル及び重慶代表の胡適と



會談したが、これはハル長官より兩者に對して、交渉の内容を報告説明したものと解されて居るが、二十日の我が新提案に接するや深き沈黙を守り慎重にその検討を行ふと共に、二十二日、ハル長官は駐米英大使ハリファックス、濠洲公使ケーシー及び蘭公使ルードンを招致して協議を重ね、協議の途中さらに重慶代表胡適を参加せしめて協議を行つたと報ぜられて居る。これは勿論、二十日の我方の新提案に對する四國の意向を聴取して對策を練つたものと想像される。而してこの五國會談の後我が兩大使とハル長官との非公式會談が行はれたのであつたが、この非公式會談に於て米國側は、二十日の我が方の新提案に對して更に讓歩を要求し、日支和平斡旋に對して拒絶の意向を表明したものであり、會談の空氣は極めて悲觀すべき事態に進みつゝあつた。

次で、二十四日、ハル長官は再び前記英濠蘭及び重慶の各大公使を招致して協議したが、この會談こそ日米交渉の終結、對日開戦の決意を決定すべく、これ等四國の最後の意向を聴取したものであつた。而も翌二十五日、大統領はハル長官を初め陸軍長官ステイムソン、海軍長官ノックス、陸軍參謀總長マーシャル、海軍作戰部長スターク等を招致して軍事會議を開き、さらに引續いて上記四國代表を各々個別的に招致して會談を遂げた事實は、何れも、米國の對日開戦の決意を具體的に決定したところの重大なる協議、會談であつた。なほ、二十六日に至つて重慶代表の胡適及び宋子文が大統領と會見し、對日強硬態度を慫慂したと傳へられたが、果せる哉、この會談の後に行はれた我が兩大使と

の第四次正式會談に於て、ハル長官は所謂二十六日案なる最後通牒的新提案を兩大使に手交したのであつた。

即ち、この米國の二十六日案なるものは、如何にしても我方としては承認し得べからざる不當の讓歩を、一方的に我方に強要したものであり、而も若し我方に於て之を承認せざれば、對日一戦を辭せずとの強硬なる決意を示唆せる最後通牒であつた。而してこの二十六日案の提示によつて、米國の非公式試案の提示より實に八ヶ月に亘る我が方の平和追求の熱意も、野村、來栖兩大使以下我がワシントン大使館員一同の不眠不休の苦心と努力とは空しく水泡に歸し、こゝに日米交渉は終結し、米國は我が方に對して事實的に戰爭を宣言したのであつた。

然し、我が兩大使の外交官的熱情は、翌二十七日第五次正式會談となつて現はれ、この會談に於て兩大使は、最後の努力を以つて米國側の反省を促したが、米國側は頑強に二十六日案を固執して應ぜず、且つ我が方の二十日の暫定案を以ては局面轉廻不可能なる旨を言明して交渉の終結を示唆するに至り、最早、これ以上交渉を繼續することの不可能なるが明白となり、遂にそのまゝ物別れとなつたのであつた。

斯くて二十八日、ルーズヴェルト大統領は陸海軍兩長官、參謀總長及び軍令部長等陸海軍の首腦部をホワイトハウスに招致し國務長官を列席せしめて軍事會議を開き、對日開戦を正式に決定したものを



と想像されるが、爾來、大統領を中心に米國軍政兩部首腦の往來頻繁を極め、また二十九、三十の兩日に亙り大統領は英大使ハリファックスと三回以上會談を行つたことなども、事態の極めて重大なるを想はしむるに足るものであつた。

十二月一日、我が野村、來栖兩大使は、ハル長官を訪問して第六次正式會談を行つたが、この會談後突如感謝祭の休暇を取り止めてウォームスプリングより歸來せる大統領はハル長官並にスターク作戰部長を招致して協議を遂げ、さらに英大使と會談する等、米國側は着々と開戦準備を整へつゝあつた。而も二日に至り、特に米國側の要請により我が兩大使はウエルズ次官を訪問したが、この會談に於てウエルズ次官は特に大統領の命令なりとして、佛印方面に於ける日本軍の行動に關する情報について質問するところがあつたが、これが第七次正式會談であり、この會談に大統領自から乗り出したことが注目され、事態は刻々に最後の破局に向つて進みつゝあることが感じられたのである。即ち、この第七次會談に關して米國務省が『兩大使とウエルズ次官との會談に際し大統領自からウエルズに指示を與へ日本側より最近の事態に關する説明を求めたもので、その意義は頗る重大である』との見解を發表したのであるが、而も大統領は新聞記者團との會見に於て『速かに日本の回答を期待する』と言明したことは、日米交渉決裂の責任を日本に轉嫁せんとした伏線とも解されるのである。さらに奇怪なることは、從來日米交渉に關しては絶対に沈黙を守つて來たハル長官が、三日に至つて突如として

新聞記者團に對し、交渉の經過を二十六日の提案にも觸れて、詳細且つ具體的に發表し、米國の強硬態度を表明すると共に、交渉に對する悲觀的な見透しを示唆し、最後に『米國政府は他の太平洋關係諸國に對しても最初より會談の性質について常時通報して居る』と言明して、對日聯合勢力を誇示するかの如き態度を示したのであつた。なほ、四日には大統領はウォーレス及びレイバイン上下兩院議長、マツコーマツク下院民主黨院内總務、その他ヒル、ブルーム、ジョージ等議會各派の領袖を招致して協議するところがあつたが、これは交渉の終結、對日開戦に對して議會の諒解を求めたものであつたことは明らかである。

五日、我が兩大使はハル國務長官と會見し、二日ウエルズ次官を通じて大統領より爲された質問に對する帝國の回答を齎したが、これが第八次正式會談であり、これを以て日米交渉は終結したのであつた。會談後、大統領秘書アーリーによつて『大統領は本日午前、日本大使よりハル長官に手交された文書全文をハル長官より受理した』と發表した。

斯くて翌々七日午後二時七分(日本時間八日午前四時七分)、野村、來栖兩大使はハル長官に對して左の如き覺書を手交し、こゝに日米兩國の國交は斷絶を見るに至つたのである。

『一、帝國政府はアメリカ合衆國との間に友好的諒解を遂げ、兩國共同の努力により太平洋地域に於ける平和を確保し、以て世界平和の招來に貢献せんとする眞摯なる希望に促され、本年四月以來合衆國政府との間に兩



國々交の調整増進並びに太平洋地域の安定に關し、誠意を傾倒して交渉を繼續し來りたる處、過去八ヶ月に亘る交渉を通し、合衆國政府の固持せる主張並びに此間合衆國及び英帝國の帝國に對し執れる措置に付、茲に率直に其の所信を合衆國政府に開陳するの光榮を有す。

二、東亞の安定を確保し世界の平和に寄與し、以て萬邦をして各々其の所を得しめんとするは帝國不動の國是なり。曩に中華民國は帝國の眞意を解せず不幸にして支那事變の發生を見るに至れるも、帝國は平和克復の方途を講ずると共に、戦禍の擴大を防止せんが爲め、始終最善の努力を致し來れり。客年九月帝國が獨伊兩國との間に三國條約を締結したるも亦右目的を達成せんが爲めに外ならず。

然るに合衆國及び英帝國は有らゆる手段を竭し、重慶政權を援助して日支全面和平の成立を妨碍し、東亞の安定に對する帝國の建設的努力を抑制せるのみならず、或は蘭領印度を牽制し、或は佛領印度支那を脅威し、帝國と此等諸地域とが相携へて共榮の理想を實現せんとする企圖を阻害せり。殊に帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、合衆國政府及び英國政府は之を以て自國領域に對する脅威なりと曲解し、和蘭國をも誘ひ資産凍結令を實施して帝國との經濟斷交を取てし、明かに敵對的態度を示すと共に、帝國に對する軍備を増強し、帝國包圍の態勢を整へ、以て帝國の存立を危殆ならしむるが如き情勢を誘致するに至れり。右に拘らず帝國總理大臣は本年八月事態の急速收拾の爲め合衆國大統領と會見し、兩國間に存在する太平洋全般に亘る重要問題を討議検討せんことを提議せり。然るに合衆國政府は右申入に主義上賛同を與へ乍ら、之が實行は兩國間重要問題に關し意見一致を見たる後とすべしと主張して譲らず。

三、仍て帝國政府は九月二十五日、從來の合衆國政府の主張をも充分考慮の上米國案を基礎とし、之に帝國政府の主張を取入れたる一案を提示し論議を重ねたるが、双方の見解は容易に一致せざりしを以て、現内閣に於ては從來交渉の主要難點たりし諸問題に付帝國政府の主張を更に緩和したる修正案を提示し、交渉の妥結に努めたるも、合衆國政府は終始當初の原案を主張し協調的態度に出でず、交渉は依然滯滞せり。茲に於て十一月二十日に至り、帝國政府は兩國々交の破綻を回避する爲最善の努力を盡す趣旨を以て、樞要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲前記提案を簡單化し (一)兩國政府に於て佛印以外の南東亞細亞及び南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること (二)兩國政府に於て蘭領印度に於てその必要とする物資の獲得が保障せらるゝ様相互に協力すること (三)兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すること、合衆國政府は所要の石油の對日供給を約すること (四)合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を興ふるが如き行動に出でざること (五)帝國政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、又本了解成立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍は之を北部佛領印度支那に移駐するの用意あること等を内容とする新提案を提示し、同時に支那問題に付ては合衆國大統領が曩に言明したる通り、日支間和平の紹介者と爲るに異議なきも、日支直接交渉開始の上は、合衆國に於て日支和平を妨碍せざる旨を約せんことを求めたるが、合衆國政府は右新提案を承諾するを得ずと爲せるのみならず、援將行爲を繼續する意思を表明し、次で更に前記の言明に拘らず、大統領の所謂日支間和平の紹介を行ふの時機猶熟せずとて之を撤回し、遂に十一月二十六日に至り備に合衆國政府が從來固執せる原則を強要するの態度を以て、帝國政府の主張を無視せる提案



を爲すに至りたるが、右は帝國政府の最も遺憾とする所なり。

四、抑々本件交渉開始以來、帝國政府は終始専ら公正且謙抑なる態度を以て鋭意妥結に努め、屢々難きを忍びて能ふ限りの譲歩を敢てしたるが、交渉上重要事項たりし支那問題に關しても協調的態度を示し、合衆國政府の提唱せる國際通商上の無差別待遇原則遵守に付ては、本原則の世界各國に行はれんことを希望し、且其の實現に順應して之を支那をも含む太平洋地域に適用する様努力すべき旨を表明し、尙支那に於ける第三國の公正なる經濟活動は何等之を排除するものにあらざることをも闡明せるが、更に佛領印度支那よりの撤兵に付ても情勢緩和に資するが爲め、前述の如く南部佛領印度支那よりの即時撤兵を進んで提議する等極力妥協の精神を發揮せるは合衆國政府の夙に諒解する所なりと信ず。

然るに合衆國政府は常に理論に拘泥し現實を無視し、其の抱懐する非實際的の原則を固執して何等譲歩せず徒に交渉を遷延せしめたるは帝國政府の諒解に苦む所なるが、特に左記諸點に付ては合衆國政府の注意を喚起せざるを得ず。

(一) 合衆國政府は世界平和の爲めなりと稱して自己に好都合なる諸原則を主張し、之が採擇を帝國政府に迫れる處、世界の平和は現實に立脚し且相手國の立場に理解を持し、相互に受諾し得べき方途を發見することに依りてのみ具現し得るものにして、現實を無視し一國の獨善的主張を相手國に強要するが如き態度は交渉の成立を促進する所以のものにあらず。

今假合衆國政府が日米協定の基礎として提議せる諸原則に付ては右の中には帝國政府として趣旨に於て賛同に否ならざるものもあるも、合衆國政府が直に之が採擇を要望するは、世界の現状に鑑み架空の理念に

驅らるゝものと云ふの外なし。

尙日、米、英、支、蘇、蘭、泰七國間に多邊的不可侵條約を締結するの案の如きも、徒に集團的平和機構の舊構想を追ふの結果、東亞の實情と遊離せるものと云ふの外なし。

(二) 合衆國政府今次の提案中に「兩國政府が第三國と締結シ居ル如何ナル協定も本取極ノ根本目的タル太平洋全域ノ平和確保ニ矛盾スルカ如ク解釋セラレサルコトニ付合意ス」とあるは、即ち合衆國が歐洲戰爭參入の場合に於ける帝國の三國條約上の義務履行を牽制せんとする意圖を以て提案せるものと認めらるゝを以て、右は帝國政府の受諾し得ざる所なり。

由來合衆國政府は其の自己の主張と理念とに眩惑せられ、自ら戰爭擴大を企圖しつゝありと謂はざるを得ず、合衆國政府は一方太平洋地域の安定を策し自國の背後を安固と爲しつゝ、他方英帝國を授け歐洲新秩序建設に邁進する獨伊兩國に對し、自衛權の名の下に進んで攻撃を加へんとするものなるが、右は太平洋地域に平和的手段に依り安定の基礎を築かんとする幾多の原則的主張と全然矛盾背馳するものなり。

(三) 合衆國政府は其の固執する主張に於て、武力に依る國際關係處理を排撃しつゝ、一方英帝國等と共に經濟力に依る壓迫を加へつゝある處、斯る壓迫は場合に依りては武力壓迫以上の非人道的行爲にして國際關係處理の手段として排撃せらるべきものなり。

(四) 合衆國政府の意圖は英帝國其の他の諸國を誘引し支那其の他東亞の諸地域に對し、其の從來保持せる支配的地位を維持強化せんとするものと見るの外なき處、東亞諸國が過去百有餘年に亘り、英米の帝國主義的擄取政策の下に現状維持を強ひられ、兩國繁榮の犠牲たるに甘んぜざるを得ざりし歴史的事實に鑑み



右は萬邦をして各々其の所を得しめんとする帝國の根本國策と全然背馳するものにして、帝國政府の斷じて容認する能はざる所なり。

合衆國政府今次提案中佛領印度支那に關する規定は正に右態度の通例と稱すべく、佛領印度支那に關し佛國を除き日、米、英、蘭、支、泰六國間に同地域の領土主權の尊重並びに貿易及通商の均等待遇を約束せんとするは、同地域を六國政府の共同保障の下に立たしめんとするものにして、佛國の立場を全然無視せる點は暫く措くも、東亞の事態を紛糾に導きたる最大原因の一たる九國條約類似の體制を新に佛領印度支那に擴張せんとするものと觀るべきものにして、帝國政府の容認し得ざる所なり。

(五) 合衆國政府が支那問題に關し帝國に要望せる所は、或は全面撤兵の要求と云ひ、或は通商無差別原則の無條件適用と云ひ、何れも支那の現實を無視し東亞の安定勢力たる帝國の地位を覆滅せんとするものなる處、合衆國政府が今次提案に於て重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的、政治的且經濟的に支持せざることを要求し、南京政府を否認し去らんとする態度に出でたるは、交渉の基礎を根柢より覆すものと云ふべく、右は前記援將行爲停止の拒否と共に合衆國政府が日支間に平常狀態の復歸及び東亞平和の回復を阻害するの意思あることを實證するものなり。

五、要之、今次合衆國政府の提案中には通商條約締結、資産凍結令の相互解除、圓弗爲替安定等の通商問題乃至支那に於ける治外法權撤廢等、實質的に不可ならざる條項なきにあらざるも、他方四年有餘に亘る支那事變の犠牲を無視し、帝國の生存を脅威し冒瀆するものあり、從て全面的に觀て帝國政府としては交渉の基礎として到底之を受諾するを得ざるを遺憾とす。

六、尙帝國政府は交渉の急速成立を希望する見地より、日米交渉妥結の際は英帝國其の他の關係國との間にも同時調印方を提議し、合衆國政府も大體之に同意を表示せる次第なる處、合衆國政府は英、澳、蘭、重慶等と屢々協議せる結果、特に支那問題に關しては重慶側の意見に迎合し、前記諸提案を爲せるものと認められ、右諸國は何れも合衆國と同じく帝國の立場を無視せんとするものと斷ぜざるを得ず。

七、惟ふに合衆國政府の意圖は、英帝國其の他と苟合策動して東亞に於ける帝國の新秩序建設に依る平和確立の努力を妨碍せんとするのみならず、日支兩國を相闘はしめ以て英米の利益を擁護せんとするものなることは今次交渉を通じ明瞭と爲りたる所なり。斯くて日米國交を調整し合衆國政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失はれたり。

仍て帝國政府は、茲に合衆國政府の態度に鑑み、今後交渉を繼續するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり。』

なほ、ワシントンに於て兩大使より右覺書を國務長官に手交すると同時に、東京に於ても東郷外相は午前七時半駐日米大使グルーを招致して同じく覺書を手交すると共に、次で同八時駐日英大使クレイギーを招致して對米覺書を手交説明し、英國に對する國交斷絶が通達されたのである。

斯くて、遂に帝國は米英兩國に對して宣戰を布告するの已むなきに至つたのであるが、宣戰の發表に次で外務省は上記對米覺書の内容と併せて、日米交渉の經過について左の如く發表した。

一、日米間の交渉は本年春頃より華盛頓に於て開始せられ、四月中旬米國政府より非公式試案の提示ありたる



が、右提案の内容は (一)兩國の抱懐する國際觀念及び國家觀念 (二)歐洲戰爭に對する態度 (三)支那事變に對する態度 (四)日米兩國間の通商 (五)太平洋地域に於ける經濟活動 (六)太平洋地域の政治的安定 (七)比律賓中立化等の項目を含み、之を太平洋全般の問題に關する一般的協定の基礎たらしめんとせるものなり。本案には日本政府に於て受諾し得ざる幾多の點あり、同案中米國政府は日獨伊三國同盟條約に關しては米國が自衛に名を藉りて歐洲戰爭に參入する場合、帝國が太平洋方面に於て米國の安全を脅威せざること付保障を求め、又支那事變に關しては米國の容認する基礎條件を以て日支和平を仲介せんとせり。依て帝國政府は五月中旬、三國條約に付ては我が軍事援助義務は同條約規定の場合に發動する旨を明かにし、又支那事變に付ては米國は近衛三原則、日支基本條約及日滿華共同宣言を了承し、我が善隣友好政策に信賴して重慶に對し和平を勸告すべく、重慶に於て右勸告に聽從せざれば重慶援助中止を申入れあり度旨を要求する等の修正を加へたる對案を提出し交渉を重ねたる處、六月下旬米國政府より前記四月案に比し、米國の主張を更に具體的ならしめたる修正案の提示あり、爾後交渉は同案を繞り繼續せられたり。

二、然るに七月、第三次近衛内閣成立後間もなく、帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き、佛領印支那共同防衛の措置を講ずるや、米國は帝國に對し資産凍結を行ひ經濟的壓迫を加へ來れるが、帝國は依然平和解決の希望に促され、八月近衛首相より「ルーズヴェルト」大統領に對し「メッセーヂ」を以て帝國政府の平和的意圖を開陳すると共に、危局救済の爲には一刻も速に兩國首腦者會合の必要なる所以を申送りたり。之に對し米國は主義上賛意を表したるも、交渉中の懸案特に三國條約問題、在支日本軍隊駐留問題及國際通商無差別待遇問題に關し、先づ合意成立するに非ざれば之を實行に移し難しとの態度を固執し、且前記六月案を

固持して譲歩せざりしに依り、我方は九月六日局面打開案を提示し、次で同二十五日に至り、之等我が方の主張に前記米國側六月案を參酌せる新案を提出し交渉を重ねたるが、十月二日米國は兼て其の國際關係の基準として固持し來れる四原則即ち (一)一切の國家の領土保全及主權尊重 (二)他國の内政干渉 (三)通商上の無差別待遇 (四)平和手段に依るの外太平洋に於ける現狀の不變更なる諸原則の適用に關する帝國の意圖、並に前記三問題に關し帝國政府の見解を更に明示せんことを要求し、交渉は之が爲め難關に達着するに至り、遂に停頓の儘十月中旬第三次近衛内閣は桂冠せり。

斯くの如く兩國の見解對立を來したる所以のものは、米國が國際關係處理に付獨善的見解に立脚せる架空の原則的觀念を強硬に固執し、東亞の實情を顧みず、之を其儘支那其他に適用せんことを主張し居ることに起因するものにして、米國にして右の態度を固持するに於ては本交渉の妥結は極めて困難なる狀況にありたり。

三、現内閣に於ては太平洋の平和を顧念する爲め交渉を繼續することに決し、公正なる基礎に於て妥結を圖らんとする見地より當時交渉の主要問題たりし三事項に付 (一)三國條約に關聯する自衛權問題に付ては、米國に於て自衛權の觀念を濫に擴大せざる旨明確にすることを要求し (二)通商上の無差別待遇原則に付ては右原則が全世界に適用せらるゝに於ては、右が支那を含む全太平洋地域に適用せらるゝことに異議なきこととし (三)駐兵問題に付ては、支那事變の爲め支那に派遣せられたる日本軍隊の一部は日支間平和成立後一定地域に所要期間駐屯すべく、爾餘の軍隊は平和成立と同時に日支間協定に従ひ撤去を開始し、治安確立と共に撤去すべく、又佛印に派遣せられ居る軍隊は支那事變解決するか、又は公正なる東亞の平和確立するに於ては



直に之を撤去すべしとの案を得、右案により交渉を續行せり。此の間政府は日米交渉成立の際は關係事項に付、英國其他の諸國とも同時に了解の成立方米國側に於て斡旋すべきことを要望し、尙本件交渉に付萬全の努力を拂はんが爲め、來栖大使を米國に急派し野村大使を援助せしむることせり。

然るに米國側は、日米協定成立せば帝國は三國條約を保持するの要なかるべく、右は消滅若は死文となることを希望する旨反覆力説し、通商無差別原則は無條件に支那に適用することを主張し、列國共同の下に支那の經濟協同開發を行ふこと等を包含する經濟政策に關する日米共同宣言案を提出せり。依て帝國政府は右に對し、通商無差別原則に付ては帝國は同原則が全世界に適用せらるゝことを希望し、右希望の實現に順應して、支那に對しても同原則の適用を承認すとの趣旨を答ふると共に、右共同宣言案に付ては、支那共同開發提案は支那國際管理の端緒となる虞あるを以て、受諾し難きことを述べ米國側に撤回を求めたり。

四、十一月十七日以来、野村大使は來栖大使と共に大統領及び國務長官と會見を重ね、交渉急速妥結の要あることを力説せる處、大統領は支那問題に付ては日支間和平の「紹介者」たるの用意ありと述べ、又國務長官は帝國が獨逸と提携し居る限り日米交渉は至難なるを以て、先づ此の根本的困難を除去する必要がある旨を強調し、兩三回に亘り論議を重ねたるも、難關は依然として三國條約、國際通商無差別待遇問題及び支那問題に在ること明かとなるを以て、帝國政府は兩國々々の破綻を回避する爲最善の努力を竭さんとする考慮に基き、極要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲め十一月二十日左の新提案を提出せり。

一、日米兩國政府は執れも佛印以外の南東亞及び南太平洋地域に武力的進出を行はざること確約す。  
 二、日米兩國政府は蘭領印度に於て其必要とする物資の獲得が保障せらるゝ様相互に協力するものとす。

三、日米兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すべし、米國政府は所要の石油の對日供給を約す。

四、米國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざるべし。

五、日本國政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべき旨を約す。日本國政府は本了解成立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍は之を北部佛領印度支那に移駐するの用意あることを闡明す。

右に對し國務長官は帝國が三國條約との關係を明かにし、平和政策採用を確言するに非ざれば、右第四項を受諾し授將行爲を停止すること不可能なりと云ひ、又大統領の所謂日支和平の「紹介者」たらんとする提案も日本の平和政策採用を前提とするものなる旨を述べ、第四項に付大なる難色を示したるを以て、我が方は兩大使をして國務長官に對し、大統領の紹介に依り日支直接交渉開始せらるゝ場合和平の紹介者たる米國が、依然授將行爲を繼續せんとするは平和成立を妨害するものにして、其態度に矛盾あることを指摘し、米國政府の反省を要請せしめたり。

五、然るに此間米國政府は英濠蘭及び重慶代表と協議する所あり、十一月二十二日、米國務長官は兩大使に對し、南部佛印よりの撤兵のみにては南太平洋方面の急迫せる情勢を緩和するに足らずとする旨、並びに大統領の所謂日支間の紹介は時機未だ熟せずと思考する旨を述べたり。米國政府は其後も前記諸代表と協議を重ね居りたるが、二十六日國務長官は兩大使に對し、二十日の我が提案に付ては慎重研究を加へ關係國とも協議せるも、遺憾乍ら同意し難しとして今後の交渉の基礎案として大要左の如き案を提出せり。



即ち

一、日米相互間に於て實際に適用すべき根本的原則として、政治關係に於ては前述の四原則を再述せるが、唯其の中第四點を紛争の防止及び平和的解決並びに平和的方法及び手續に依る國際情勢改善の爲、國際協力及び國際調停維持の原則と改め、經濟關係に於ては主として前記政治的原則の第三通商上の機會均等及び平等待遇の原則を敷衍し、

二、日米兩國政府の採るべき措置として、

(イ) 日米兩國政府は英、蘭、支、蘇、泰と共に多邊的不可侵條約の締結に努む。

(ロ) 日米兩國政府は日、米、英、支、蘭、泰政府との間に佛印の領土主權を尊重し佛印の領土主權が脅威さるゝ場合必要なる措置に關し即時協議すべき協定の締結に努む。

右協定締結國は佛印に於ける貿易及び經濟關係に於て特惠待遇を排除し平等の原則確保に努む。

(ハ) 日本政府は支那及び佛印より一切の軍隊(陸、海、空及警察)を撤收すべし。

(ニ) 兩國政府は、重慶政府を除く如何なる政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せず。

(ホ) 兩國政府は支那に於ける治外法權(租界及び團匪議定書に基く權利を含む)を拋棄し他國にも同様の措置を懲遷すべし。

(ヘ) 兩國政府は互惠的最惠國待遇及び通商障壁低減の主義に基く通商條約締結を商議すべし(生絲は自由品目に置く)。

(ト) 兩國政府は相互に資産凍結令を廢止す。

(チ) 圓券爲替安定に付協定し兩國夫々半額宛資金を供給す。

(リ) 兩國政府は第三國と締結し居る如何なる協定も本協定の根本目的即太平洋全地域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付同意す。

(ヌ) 以上の諸原則を他國にも懲遷すること。を提案せり。

右に付兩大使は其の不當なるを指摘し、強硬なる應酬をなせるが、國務長官は讓歩の色を示さず、越えて二十七日大統領は兩大使に對し今猶日米交渉の妥結を希望せざるに非ざるも、暫定的方法に依り局面打開を計るは、兩國の根本主義方針が一致せざる限り結局無效と思考する旨を述べたり。依て帝國政府は米國に對し、十一月二十日の我が方提案は最も公正なる基礎に於て從來の彼我主張を充分考慮の上作成せられたるものなるにも拘らず、米國が之に同意するを得ずと爲し、東亞の現實を無視せる新案を提出し、殊に支那問題に關し其の態度を豹變せるは米國の誠意を疑はしむるものなるに付、米國側に於て反省せんことを要求せるが、國務長官は從來の態度を固執するのみにて交渉の本質的問題に付更に商議を進めんとする色なく、越えて十二月二日に至りウェルズ次官は大統領の命なりとて、情報によれば最近佛印方面に於て日本軍隊の移動増強行はれ居れりとして、右に關する帝國の眞意を照會し越したり。依て帝國政府は、右は最近佛印と支那との國境附近に於て支那軍が頻りに蠢動し居るに鑑み、之に備へんが爲め北部佛印に於て一部兵力の増強を行ひたるものなる處、之と關聯して自然南部に於ても部隊の移動が行はれたるものなる旨を回答したるが、此の間米國政府は、封日包圍陣を急速に増強すると共に、輿論を指導し交渉決裂の場合の地固めを爲すに至れ



り。

六、從て前記米國提案に對し、帝國政府は十二月七日附を以て別添「對米覺書」を以て其の態度を明かにせり。

## 第二章 帝國、米英に宣戰す

日米交渉の八ヶ月に亘る努力は空しく、日米間に平和的手段による解決は不可能となつた。米國は英國を初め所謂ABC包圍陣の威力を恃み、東亞に對する野望を遂ぐべく飽迄も帝國に屈從を強請するのである。事ここに至つた以上、帝國としては斷乎驟起して干戈を執り自らを衛り、東亞の確保を圖るの已むなきに至つたのである。

斯くて、十二月八日午前六時、我が大本營陸海軍部より『帝國陸海軍は本八日未明、西太平洋に於いて米英軍と戦闘状態に入れり』と發表され、次で午前十一時四十五分、長くも宣戰の勅詔が渙發あらせられたのであるが、これに伴ひ政府は直ちに『帝國は今八日米國及英國と國交斷絶して交戰状態に入れり』との内閣告示を布告すると共に、午後零時二十分左の如き聲明を發表して帝國の公正なる立場を中外に闡明したのである。

帝國政府聲明 恭シク宣戰ノ 大詔ヲ奉戴シ茲ニ中外ニ宣明ス。抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、世界平和ニ貢獻スルハ、帝國不動ノ國是ニシテ、列國トノ友誼ヲ敦クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、帝國ガ以テ國交ノ要義ト

爲ス所ナリ。

然ルニ、曩ニ中華民國ハ、我眞意ヲ解セズ、徒ラニ外力ヲ恃ンデ、帝國ニ挑戰シ來リ、支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リタルガ、御稜威ノ下、皇軍ノ向フ所敵ナク、既ニ支那ハ、重要地點悉ク我手ニ歸シ、同憂具眼ノ士國民政府ヲ更新シテ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結び、友好列國ノ國民政府ヲ承認スルモノ已ニ十一ヶ國ノ多キニ及ビ今ヤ重慶政權ハ、奧地ニ殘存シテ無益ノ抗戰ヲ續クルニ過ギズ、然レドモ英米兩國ハ東亞ヲ永久ニ隸屬ノ地位ニ置カントスル頑迷ナル態度ヲ改ムルヲ欲セズ、百方支那事變ノ收結ヲ妨碍シ、更ニ蘭印ヲ使喚シ、佛印ヲ脅威シ、帝國ト泰國トノ親交ヲ裂カムガ爲、策動至ラザルナシ、仍チ帝國ト之等南方諸邦トノ間ニ共榮ノ關係ヲ增強セムトスル自然的要求ヲ阻害スルニ寧日ナシ、其ノ狀恰モ帝國ヲ敵視シ帝國ニ對スル計畫的攻撃ヲ實施シツ、アルモノ、如ク、遂ニ無道ニモ經濟斷交ノ舉ニ出ヅルニ至レリ。凡ソ交戰關係ニ在ラザル國家間ニ於ケル經濟斷交ハ、武力ニ依ル挑戰ニ比スベキ敵對行爲ニシテ、ソレ自體默過シ得ザル所トス。然モ兩國ハ更ニ與國ヲ誘引シテ帝國ノ四邊ニ武力ヲ增強シ、帝國ノ存立ニ重大ナル脅威ヲ加フルニ至レリ。

帝國政府ハ、太平洋ノ平和ヲ維持シ、以テ全人類ニ戰禍ノ波及スルヲ防止セムコトヲ願念シ、叙上ノ如ク帝國ノ存立ト東亞ノ安定トニ對スル脅威ノ激甚ナルモノアルニ拘ラズ、隱忍自重八ヶ月ノ久シキニ亘リ、米國トノ間ニ外交々涉ヲ重ネ、米國ト其ノ背後ニ在ル英國並ニ此等兩國ニ附和スル諸邦ノ反省ヲ求メ、帝國ノ生存ト權威トノ許ス限り、互諱ノ精神ヲ以テ事態ノ平和的解決ニ努メ、盡ス可キヲ盡シ、爲ス可キヲ爲シタリ。然ルニ米國ハ、徒ラニ架空ノ原則ヲ弄シテ東亞ノ明々白々タル現實ヲ認メズ、其ノ物的勢力ヲ恃ミテ帝國ノ眞ノ國力ヲ悟ラズ、與國ト共ニ露ハニ武力ノ脅威ヲ増大シ、以テ帝國ヲ屈從シ得ベシトナス。斯クテ平和的手段ニ依



り。

六、從て前記米國提案に對し、帝國政府は十二月七日附を以て別添「對米覺書」を以て其の態度を明かにせり。

## 第二章 帝國、米英に宣戰す

日米交渉の八ヶ月に亘る努力は空しく、日米間に平和的手段による解決は不可能となつた。米國は英國を初め所謂ABC包圍陣の威力を恃み、東亞に對する野望を遂ぐべく飽迄も帝國に屈從を強請するのである。事ここに至つた以上、帝國としては斷乎蹶起して干戈を執り自らを衛り、東亞の確保を圖るの已むなきに至つたのである。

斯くて、十二月八日午前六時、我が大本營陸海軍部より『帝國陸海軍は本八日未明、西太平洋に於いて米英軍と戦闘状態に入れり』と發表され、次で午前十一時四十五分、長くも宣戰の勅詔が渙發せられたのであるが、これに伴ひ政府は直ちに『帝國は今八日米國及英國と國交斷絶して交戰状態に入れり』との内閣告示を布告すると共に、午後零時二十分左の如き聲明を發表して帝國の公正なる立場を中外に闡明したのである。

帝國政府聲明 恭シク宣戰ノ 大詔ヲ奉戴シ茲ニ中外ニ宣明ス。抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、世界平和ニ貢獻スルハ、帝國不動ノ國是ニシテ、列國トノ友誼ヲ敦クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、帝國ガ以テ國交ノ要義ト

爲ス所ナリ。

然ルニ、泰ニ中華民國ハ、我眞意ヲ解セズ、徒ラニ外力ヲ恃ンデ、帝國ニ挑戰シ來リ、支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リタルガ、御稜威ノ下、皇軍ノ向フ所敵ナク、既ニ支那ハ、重要地點悉ク我手ニ歸シ、同憂具眼ノ士國民政府ヲ更新シテ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結び、友好列國ノ國民政府ヲ承認スルモノ已ニ十一ヶ國ノ多キニ及ビ今ヤ重慶政權ハ、奧地ニ殘存シテ無益ノ抗戰ヲ續クルニ過ギズ、然レドモ英米兩國ハ東亞ヲ永久ニ隸屬的地位ニ置カントスル頑迷ナル態度ヲ改ムルヲ欲セズ、百方支那事變ノ收結ヲ妨碍シ、更ニ蘭印ヲ使喚シ、佛印ヲ脅威シ、帝國ト泰國トノ親交ヲ裂カムガ爲、策動至ラザルナシ、仍チ帝國ト之等南方諸邦トノ間ニ共榮ノ關係ヲ增強セムトスル自然的要求ヲ阻害スルニ寧日ナシ、其ノ狀恰モ帝國ヲ敵視シ帝國ニ對スル計畫的攻撃ヲ實施シツ、アルモノ、如ク、遂ニ無道ニモ經濟斷交ノ舉ニ出ヅルニ至レリ。凡ソ交戰關係ニ在ラザル國家間ニ於ケル經濟斷交ハ、武力ニ依ル挑戰ニ比スベキ敵對行爲ニシテ、ソレ自體默過シ得ザル所トス。然モ兩國ハ更ニ與國ヲ誘引シテ帝國ノ四邊ニ武力ヲ增強シ、帝國ノ存立ニ重大ナル脅威ヲ加フルニ至レリ。

帝國政府ハ、太平洋ノ平和ヲ維持シ、以テ全人類ニ戰禍ノ波及スルヲ防止セムコトヲ願念シ、叙上ノ如ク帝國ノ存立ト東亞ノ安定トニ對スル脅威ノ激甚ナルモノアルニ拘ラズ、隱忍自重八ヶ月ノ久シキニ亘リ、米國トノ間ニ外交々涉ヲ重ネ、米國ト其ノ背後ニ在ル英國並ニ此等兩國ニ附和スル諸邦ノ反省ヲ求メ、帝國ノ生存ト權威トノ許ス限リ、互諒ノ精神ヲ以テ事態ノ平和的解決ニ努メ、盡ス可キヲ盡シ、爲ス可キヲ爲シタリ。然ルニ米國ハ、徒ラニ架空ノ原則ヲ弄シテ東亞ノ明々白々タル現實ヲ認メズ、其ノ物的勢力ヲ恃ミテ帝國ノ眞ノ國力ヲ悟ラズ、與國ト共ニ露ハニ武力ノ脅威ヲ増大シ、以テ帝國ヲ屈從シ得ベシトナス。斯クテ平和的手段ニ依



リ米國並ニ其ノ與國ニ對スル關係ヲ調整シ、相携ヘテ太平洋ノ平和ヲ維持セムトスル希望ト方途トハ全ク失ハレ東亞ノ安定ト帝國ノ存立トハ方ニ危殆ニ瀕セリ。事茲ニ至ル。遂ニ米國及英國ニ對シ宣戰ノ大詔ハ漢發セラレタリ。聖旨ヲ奉體シテ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ。我等臣民一億鐵石ノ團結ヲ以テ蹶起勇躍シ、國家ノ體力ヲ舉ゲテ征戰ノ事ニ從ヒ、以テ東亞ノ禍根ヲ永久ニ艾除シ聖旨ニ應ヘ奉ルベキノ秋ナリ。

惟フニ世界萬邦ヲシテ各々其ノ處ヲ得シムルノ大詔ハ、炳トシテ日星ノ如シ。帝國ガ日滿華三國ノ提携ニ依リ、共榮ノ實ヲ舉ゲ、進ンデ東亞興隆ノ基礎ヲ築カムトスルノ方針ハ、固ヨリ渝ル所ナク、又帝國ト志向ヲ同ジウスル獨伊兩國ト盟約シテ、世界平和ノ基調ヲ劃シ、新秩序ノ建設ニ邁進スルノ決意ハ、益々牢固タルモノアリ。而シテ、今次帝國ガ南方諸地域ニ對シ、新ニ行動ヲ起スノ已ムヲ得ザルニ至ル、何等其ノ住民ニ對シ敵意ヲ有スルモノニアラズ、只英米ノ暴政ヲ排除シテ東亞ヲ明朗本然ノ姿ニ復シ、相携ヘテ共榮ノ樂ヲ頌タントスルニ外ナラズ。帝國ハ之等住民ガ、我ガ眞意ヲ諒解シ、帝國ト共ニ、東亞ノ新天地ニ新ナル發足ヲ期スベキヲ信ジテ疑ハザルモノナリ。

今ヤ皇國ノ隆替東亞ノ興廢ハ此ノ一舉ニ懸レリ。全國民ハ今次征戰ノ淵源ト使命トニ深く思フ致シ、苟モ驕ルコトナク、又忘ル事ナク、克ク竭シ克ク耐ヘ、以テ我等祖先ノ遺風ヲ顯彰シ、難關ニ逢フヤ必ず國家興隆ノ基ヲ啓キシ我等祖先ノ赫々タル史績ヲ仰ギ、雄渾深遠ナル皇蹟ノ翼賛ニ萬遺憾ナキヲ誓ヒ、進ンデ征戰ノ目的ヲ完遂シ、以テ聖慮ヲ永遠ニ安ンジ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ。

なほ、東郷外相は八日午前米英兩駐日大使を招致して宣戰布告を通達せる後、徐良支那大使を招致し、米英兩國に對する宣戰の已むなきに至れる事情を説明し、國民政府の協力を要請するところがあ

つた。

また宣戰に伴ひ十二月十五日を以て第七十八回臨時議會が召集されたが、同議會に於いて東條首相並に東郷外相は、十六日左の如き施政方針演説を行つた。

東條首相演説 過般第七十七回帝國議會に於きまして私は國策遂行に關する政府の所信を率直に披瀝して各位の御協力を願つた次第であります。

その後も政府は引續き米國に對し既に當時申述べました通り第三國が帝國の企圖する支那事變の完遂を妨害せず、帝國を圍繞する諸國家が、帝國に對する直接軍事的脅威を行はざることには勿論經濟封鎖の如き敵性行為を解除し、經濟的正常關係を回復すること及び歐洲戰が擴大して禍亂の東亞に波及することを極力防止することの目的を外交交渉によつて貫徹せんがため、忍び難きを忍び耐へ難きを耐へ、あらゆる努力を重ねたのであります。

然るに米國は帝國の隱忍と自重とをもつて與し易しとなし帝國の公正なる主張に耳を藉さざるのみならず、從來の彼自身の提案すらも之を裏切り、密かに英國と謀議して、新たに暴慢なる提案をなしたものであります、その詳細はすでに政府より發表した所であり、しかして帝國として最も忍び得ざる點は、

(一)支那及び佛印より陸、海、空及び警察を含む一切の帝國軍隊を撤收すること。

(二)重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せざること。

(三)第三國と締結したる如何なる協定も太平洋全地域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざるに同意すること。



の三點にあるのであります、是は換言すれば、帝國の支那及び佛印よりの全面的撤兵、南京政府の否認、三國條約の破棄を要求するものでありまして、米國の意思は經濟斷交と武力脅威とを以て我に挑戦しこれにより帝國を屈從せしめんとすることが明かとなつたのであります。

若し我にして米國の要求に屈從せんか大東亞の安定のため傾注し來れる帝國積年の努力は悉く水泡に歸するのみならず、帝國の存立すらも危殆に瀕し且つ又、世界平和の克復に協力せんことを約したる盟邦との誓ひを放棄し帝國の信義の失墜をも強要せられるものであります、斯の如きは帝國として斷じて忍ぶべからざるものであります、事ここに至りましては如何に平和愛好の念に燃ゆる帝國と致しましても、その權威と自存とを擁護するため斷乎として立たざるを得なかつたのであります、即ち本月八日長くも米國及び英國に對する宣戰の大詔が煥發せられた次第でありまして聖慮のほどを拜察して誠に恐懼感激に堪へません。

一度開戦と定まりますや、大命一下我が陸海軍の將兵は未だ旬日を出でずして忽ち敵の要衝を撃破しハワイを基地とする米國艦隊の大半を覆滅し英極東艦隊の主力を撃滅する等敵が誇張し宣傳し且恐喝に努めて居りました對日包圍陣も隨處に突破せられ、既に崩壊の一途をたどりつゝあるのであります、此の偉大なる戦果は世界の驚異の的となり國威を中外に輝かすに至つたのであります、これ偏に御稜威の然らしむるところでありまして、誠に感激に堪へません。

黙々として隱忍自重、積年練武の勞を重ねて今日あるの準備を整へ、一度戦ひとなれば君國に殉せんがため生還を期せざる我が陸海軍の勇士の偉大なる力の發揮に對しましては滿腔の感謝と崇敬とを兼じ得ざると共に統後國民の責任のいよゝゝ重大なるを痛感致す次第であります、今や帝國の隆替は正に此の一戦に懸つてゐる

のであります、我が同胞は一大國難に直面すれば、必ず打つて一丸となり、殉國の精神を發揮し、如何なる艱難をも克服して國威を中外に發揮し國運の隆昌を致して居りますことは明かに史績の示す所でありまして、凡そ戰の要訣は必勝の信念に在ります。

私は全國民が我が國體の本義に徹し、建國以來二千六百年未だ嘗て戰に敗れたることなき帝國の光榮ある史績を回顧して、固き必勝の信念の下に如何なる艱難をも堪へ忍び、戰域奉公に遺憾なきを期し、必ず終局の戦勝の光榮を招來するに至らんことを確く信じて疑はざるものであります。

然しながら敵は領土の廣大、資源の豊富を誇り、これを以て世界制覇の野望を逞しうせんとする米英兩國であります、帝國は大東亞の禍亂を裁定すると共にこの強大なる敵を摧かなければならぬのであります、従つて長期戦は固より覺悟の前であります、即ち帝國は今後幾多の困難に當面することあるべきを深く肝に銘じ、敵兵力の殲滅にいよゝゝ奮闘努力して、緒戦に於ける赫々たる戦果を擴充すると共に、新に参加する南方諸地域を加へて各般に亘る一大建設を行ひ、以てこの長期戦に堪へ得る態勢を速かに整備せねばならぬのであります、戦ひは寧ろ今後にあります、我等國民は個々の戦勝に醉ふことなく、又個々の現象を憂ふことなく、いよゝゝ正義を擴充して互に相倚り相扶け、内は荒怠を戒め外は邪惡思想の滲透を防ぎ必勝の確信の下に飽くまで献身殉國を念とし誓つて征戰の目的を貫徹せねばなりません。

この際盟邦滿華兩國が、帝國との一心同體の關係愈々厚く、戦端一度開かるゝや直ちに帝國に對してあらゆる協力を與へられつゝあることにつきましては私はこゝに滿腔の感謝の意を表するのであります、なほ帝國はさきに佛印と共同防衛の約を締結し、今また泰國と攻守同盟締結につき意見一致し、これら兩國が愈々帝國と



の提携を固く致しまして相共に新秩序建設のため邁進しつゝあることは欣快とする所であります。

抑々帝國が今回南方諸地域に對し新に行動を起すの已むを得ざるに至りましたのは米英の暴政を排除して大東亞諸地域を明朗なる本然の姿に復し、新たな大建設を行はんとするに外ならぬのであります。大東亞數億の住民も亦帝國の眞意を諒解して無益の抵抗を行ふことなく、寧ろ我等の同志として速かに帝國の企圖する大東亞共榮國建設の聖業に参加するに至らんことを切望して已まぬ次第であります。

この際重慶政權がなほ抗戦を續けて居りますことは甚だ遺憾とする所であり、若し彼にして今後も依然抗戦を繼續するに於ては、帝國は今後と雖も毫も壓迫の手をゆるめるものではありません、而もその抵抗の根源も今や覆滅に瀕しつゝあるのであります。禍亂の戡定も速からざるものと存する次第であります。

この秋に當り盟邦獨伊兩國が帝國の開戦と共に參戦し、帝國と共に確固不動の決意を以て一切の強力手段を盡し、世界平和のための共同の敵に對し勝利を得るまでは斷じて干戈を收めざることを誓ひ、また相互の完全なる諒解に非ざれば米英兩國のいづれとも休戦または講和を爲さざるべきこと及び公正なる新秩序招來のため益々密接に協力すべきことを約し、日獨伊三國の締盟いよ／＼固きを加ふるに至りましたことは、洵に同慶の至りと存すると共に、米英兩國を屈服せしむるまでは斷じて戈を收めざる帝國の固き決意をこゝに表明するものであります。

なほこの機會におきまして私は開戦以來の國民の熱誠溢るゝ愛國の至情に對しまして、衷心より感激を表明するものであります。

**東瀛外相演説** 日米交渉を打切るの止むを得ざりし事情はさきに詳細公表致しました通りであります。が今

次大戦の由て来る所は米英兩國政府が帝國に對し重慶政權援助に依る對日壓迫に倣らず進んで經濟斷交を行ふと共に八ヶ月に亘る我が方の公正なる主張に耳を藉すことなく却つて南方に包圍陣を強化し帝國に對し挑戰的態度をとり來つたことに存するのであります。更にその根源を究明すれば米英兩國政府が専ら自國の利益本位の現状維持を計り萬邦共榮の要義を排除してその搾取支配を押し通し全世界をその制覇の下に屈從せしめんとしたることに原因するものであります。然も驕慢なる米英兩國政府は帝國の實力を輕侮し軍事的經濟的脅威をもつて容易に帝國を屈服し得べしと臆斷し交渉を遷延せしめつゝ包圍の態勢を強化し來つたのであります。

もしそれ米英兩國のかゝる態度を容認するが如きことありとせば帝國は支那事變四ヶ年餘にわたる建設的成果を犠牲とするに止らず帝國の生存を脅威し權威を失墜せしむることとなるのであります。帝國政府は本交渉打切りを米國政府に通告し、帝國の自存のため又東亞の安定のため止むを得ず米英兩國を敵として起上るに至つたのであります。

然るに米國政府は帝國が無警告に突如戦争を開始せりと宣傳してゐる趣であります。先づ決戰態勢を執り挑發し來つたのは米國政府自體であります。帝國の平和維持に關する熱望を裏切り戦を我に強制したるものは實に米英兩國政府であります。私は前議會に於いて帝國の協調的の態度にも自ら限度あることを明確にして置いたのであります。この點は米國政府においても十分承知して居つた筈であります。又米國政府は帝國政府の容認し得る限度が如何なるものなりやに付ても長日月の交渉により篤と承知してをつた筈であります。それにも拘らず米國政府がこの限度を超えたる要求を我に強要することが如何なる結果を招來するやは米國政府において當然豫測し得たる筈であります。若しそれ帝國の協調的態度にも限度ありとの聲明を駈け引、または



桐鳴なりと考へて居つたとすれば米國政府も迂闊であつたといふ外ありません。

今次對米英戰爭は要するに國際態勢に於ける舊秩序維持と新秩序建設の闘争たるの本質を有するのであります。米英兩國政府は舊秩序維持のための手段として從來全世界に亘り自己にのみ好都合なる原則を固守して参つたものでありまして、今次交渉においても米國政府は英國政府と苟合し利己的原則の主張を一步も譲ることなく支那其の他の諸國を隷屬視する傳統的態度を更めなかつたものであります。従つて今次の戰爭は大東亞解放の性格をも有するものであります。この點は我が國民のみならず東亞の諸國が篤と諒解すべき所でありませぬ。従つて帝國が一度奮起するや東亞の諸國は帝國の平和理念及び今次大戰の由來を諒解すると共に東亞の大勢を明察して翕然として帝國に協力して参つたのであります。

從來東亞の諸國中には帝國の眞意を諒解せず疑惑の眼を以て眺むるものも存したのであります。が今回帝國が破邪の劍を振ふや東亞の諸國は帝國の目標とするところが東亞の解放興隆にあることを諒解し衷心協力するに至つたのであります。斯くして東亞はその本然の姿に歸りつゝあるのであります。眞に慶賀に堪へざるところであります。素よりこれにより東亞諸國の帝國に對する期待を増大することは申すまでもないのであります。これに伴ふ帝國の責任は一層重大となつたのであります。我が國民は此の期待に副はんがため牢固たる覺悟を以て最善の努力を致すべきであります。

更に進んで獨伊兩國との關係に就ては御承知の通り帝國の對米英宣戰に引續き去る十一日獨伊兩國は米國に對し宣戰すると共にベルリンに於て日獨伊三國間に新たな協定が成立いたしました。即ちこれにより日獨伊三盟邦は米英兩國を共同の敵として勝利に終るまで干戈を收めざる確固不動の決意を闡明し單獨不講和を約し

かつ三國同盟條約の意義に於ける新秩序建設に對する協力を誓つたものであります。が、かくの如き戰爭遂行と共に世界究極の平和を目標とする條約が三國間に締結せられ東西に位する日獨伊三國が更に團結を固めましたことは誠に史上の壯觀であつて三國の協力は必ずや之が結實を見るべきことも毫も疑ひの餘地がないのであります。

最後にソ聯邦との關係については前議會においても明かに致し置きました通り帝國政府は北方の安全を確保せんとする態度に何等の變更なきものであります。が、ソ聯政府においても日ソ中立條約を遵守するの意向は屢々これを表明致して居る次第であります。

### 第三章 米、英の宣戰と反樞軸陣營の結成

帝國政府の最後通牒が兩大使によつてハル長官に手交されたのは米國時間十二月七日午後二時七分であるが、これに先ち大統領は既に同日早朝、陸海軍に對して豫ねて用意されたる行動を即時實施すべきことを命じ對日戰の態勢は整へられて居たのである。而して帝國の最後通牒に接するや大統領は直ちに兩院に特別合同議會を招集して對日宣戰布告を要請したが、上院は十七時間に亘る白熱的論議の結果八十對零、下院は十三時間の討議を経て三百八十一對一票を以て可決したので大統領は八日午後二時三十分(日本時間九日午前四時三十分)『米國は日本と戰爭状態に入つた』との宣言を布告した



のであつた。なほ、大統領は十一日、教書を以て議會に對獨伊宣戰布告を要請したが、兩院は直ちにこれを可決し、こゝに獨伊兩國とも戰爭状態に入つたのである。

また英國政府は同じく八日正午、對日宣戰の正式通牒を駐英帝國大使館に送達すると共に、その午後の下院に於てチャーチル首相が對日宣戰布告を聲明したのであるが、これと共にチャーチルは英國の立場について左の如く述べた。

『英國は米國の參戰後一時間以内に對日宣戰を行ふと約束して居たが、今回の對日宣戰布告はこの約束より遙かに早く行はれた。余は七日夜ルーズヴェルト大統領と長距離電話で通話し、國際情勢の最近の發展につき協議した。また英國は泰國政府に對する如何なる攻撃も英國自身への攻撃と思惟する旨を泰國政府に通告した。更に蒋介石に電報を送り、英支兩國は今や共同の敵に對して居る旨を強調した。米國の陸海軍は蘭印軍と密接なる協力を維持して居る』

なほ、右英本國政府の對日宣戰發表に續いて、カナダ、濠洲、ニュージーランド、南阿聯邦等の各自治領政府も、對日宣戰を發表し、また、ロンドンに於けるオランダ亡命政府のウイルヘルミナ女皇は九日、日本との戰爭状態が存在する旨を宣言し、二十日には同じくベルギー亡命政府が宣戰を表明したが、エジプトは八日、對日斷交を表明し、その他チエコスロヴァキア、ポーランド、ルクセンブルグ等の亡命政府及びド・ゴール政權等も對日宣戰を行つたとも傳へられて居り、さらに重慶政權は十二月八日我が對米英宣戰の報至るや蒋介石はガウス米、カー英及びパヌーチキン蘇の各重慶駐在大

使を招致し、夫々ルーズヴェルト大統領、チャーチル及びスターリン首相に對する親書を手交し『重慶は飽迄も反樞軸國家群の一體として抗戰を繼續する』との意向を表明したのであつたが、九日午後十一時を以て日獨伊三國に對して正式に宣戰を布告した。

而して、米國は對日開戰に伴ひ、直ちに反樞軸陣營の強化、對日聯合勢力の結成に乗り出し、先づルーズヴェルトの親書を以つて蒋介石に協力を要請すると共に、リトヴィノフ駐米蘇大使を通じて、『今後更に一段の對蘇援助を強化すべし』との好餌を以て蘇聯の米英陣營參加を慫慂したのであつたが、眞珠灣及びマライ沖海戰に於ける大打撃に狼狽せる英首相チャーチルは、ビーヴァーブルク軍需相、パウンド海相、ポーター空軍司令官、チル陸軍元帥等八十名の隨員を帶同、急遽飛行して十二月二十二日、ワシントンに到着し、ルーズヴェルトを初め、ステイムソン陸軍長官、マーシャル參謀總長、アーノルド空軍司令官、ノックス海軍長官、スターク作戰部長、キング艦隊司令官、ホプキンス武器貸與局長官等の米國首脳部を交へてこゝに所謂米英敗戰會議（米政府はこの會議をカウンスル・オブ・ウォーと發表した）が開かれたのであつた。

この會談の目的について二十三日、ルーズヴェルトは左の如き聲明を發表した。

『余と英首相及英米専門家との間に行はれて居る會談の基本的目的は、即ち全世界のヒットラー主義を潰滅することである。吾人は、英米以外の無数の國家が、此の目的の爲めに努力してゐることを想起せねばならない。



故に本會議は、追てロシヤ、支那、オランダ、及英本國ドミノンが正式に参加すべき會議の下準備と見らるべきものである。我々は、戦争遂行の爲めの努力を絶對に單一化し得ると期待してゐる。他の國も、此の共同事業に参加を勧誘されるであらう。會議の終了するまで、再び聲明を發しないかも知れないが、會議の経過は逐一其の他の關係國に通報する筈である。』

なほ、この會談に於て、議題として取り上げられたところのものは、左の如くであると傳へられて居る。

- (一) 同盟側が、戦争遂行の完全なる政治的軍事的共同を得んとすること。
- (二) 蘇、支、蘭等を完全に其の傘下に握り、同盟軍の統制問題を急速に實行に移さんとすること。
- (三) 樞軸國に對する戦争を、(イ)政治 (ロ)中南米及北阿弗利加 (ハ)北米 (ニ)太平洋及極東の四個の戰場に分つて (イ)をソ聯 (ロ)及(ハ)を英國 (ニ)を米國の指揮下に置くこと。

斯くてチャーチルの到着以來連日に亘つて續けられた會談は、年を越して續けられたのであるが、二十八日の會談後、左の如き共同コムミュニケを發表した。

『去る(十二月)二十二日以来、共同の敵として戦つてゐる各國の陸海軍當局者との會議に加ふるに、國防生産關係當局者との會議をも屢次開催し、また之等各國首腦者間の討議によつて、多大の成果を納めることが出来た。この會議の結果、余はアメリカ並に之と歩調を一にせる諸國の地位強化は、測り知るべからざるものがあり、その終局の目的達成に多大の貢獻を爲せる事を確信してゐる。此の會議は何時終ると言明する事は出来

はさし

さらに右ワシントン米英會談と平行してモスコに於ては英蘇會談が行はれて居たのであつたが、この會談には英國より外相イーデンが出席してスターリン首相を中心とし、これにモロトフ外務人民委員、マイスキー駐英蘇大使、クリツプス駐蘇英大使、及びカドガン英外務次官、ナイ中將等の他に重慶軍諜代表も参加したものと見られて居るが、二十八日の會談の終了するまでは一切が極秘に附せられて居たのであつた。

斯くてイーデンは二十九日歸國したが、歸國に先つて發表された共同コムミュニケは次の如きものであつた。

『十二月半より莫斯科に於てスターリン、イーデン間に戦争遂行及戦後に於ける平和及歐洲の安全に關する諸問題に關し、意見の交換が行はれたり。會談にはマイスキー、クリツプスの外、時にカドガン次官及ナイ中將参加せり。會談は友好裡に行はれ、戦争遂行就中ヒットラー獨逸の完全なる壊滅の必要及ナチスドイツの侵略に對する諸手段に關し意見の一致を見たり。戦後に於ける平和及安全の諸問題に關する意見の交換は、多くの貴重なる材料を提供し、今後具體的提案の作成を容易ならしむるものあり。双方は今大會談が、英ソ兩國が接近の上に新なる巨歩を印するものなるを信じたり』

また會談の内容として傳へられるところを綜合すれば(一)英米ソ支間のより緊密なる軍事的政治的協同(二)樞軸國を破壊するための戦略的大計畫の設立(三)戦後の平和條件を整備するためには



樞軸國全體の政治的協同等であつたと想像される。

また、米英兩國は蔣介石軍を利用して皇軍の作戦を背後より牽制すべく重慶に於て米英蔣聯合軍の編成に狂奔しつゝあるとの報道が傳へられて居たが、二十六日に至り、蔣政府並に在重慶英國大使館より、

『英國印度軍總司令官ウエーヴェル及び英國印度空軍總司令官アラットは去る二十二日ラングーンより空路重慶に到着、蔣介石と民主國家の聯合作戦に關する問題を協議しつゝあつたが本二十六日軍事同盟を締結するに至つた』

との共同コムミュニケを發表した。

一方、米國は對日開戦に伴ひ豫ねてより反樞軸陣營の強化策として進めつゝあつた汎米工作をさらに一段と強化し全米洲を一丸として對樞軸戦線に驅り立てるべく、中南米諸國に對し猛烈なる謀略を開始した結果、既に米國の重壓下に屈服せるメキシコは米國の對日宣戰發表を見るや即日、對日斷交を發表し、これに續いて中米のキューバ、ドミニカの兩國は同じく八日、グアテマラ、ホンデユラス、サルバドル、ニカラグア、コスタリカの諸國は翌九日、ハイチは十日、パナマは十七日を以て何れも帝國に對して宣戰を布告し、また南米に於てはコロンビアが九日對日斷行を發表した。

而も、國境を接せるメキシコに對しては共同防衛を口實として協力を強化しメキシコ軍をして南部

カリフォルニアの防衛に當らしむることを承認せしめ、同九日、メキシコの對日斷交と同時に、メキシコ軍に對して米國境通過許容を發表したが、さらに同十四日には南米諸國との間に米空軍の飛行場使用に對する諒解が成立したと傳へられる等、中南米諸國に對する對日戦争協力工作は着々と具體化するに至つた。

然しながら、南米に於てはコロンビアを除く他の諸國の態度は必ずしも米國に追隨せざる傾向にあり、特にABC三國たるアルゼンティン、ブラジル及びチリーを初めペルー等は飽迄も中立を堅持すべしとの強硬なる態度を表明しつゝある情勢に鑑み、米國は昭和十三年の第八回汎米會議に於ける所謂リマ宣言に基き第三回汎米外相會議を開催しこの機會を利用して、汎米共同防衛を口實に、全米洲を打つて一丸とする反樞軸陣營を結成せんと企圖し、ABC三國を初め各國に對して極力引込みを策し、恰も帝國が南米大陸に對して何等かの異圖を有するが如き宣傳を行ふ等大いに謀略に努めたる結果アルゼンティン及びチリーの兩國が辛くも中立を維持し得たるに止まり、ヴェネズエラが十二月三十一日に對日國交斷絶を宣言したのを初めとして、續々として米國の壓迫下に屈服して反樞軸陣營に投ずるに至つた。この事態に鑑み十二月十九日我が東郷外相は、毅然として米國の謀略を斥け中立維持に努力しつゝあるアルゼンティン、ブラジル、チリー及びペルーの四國に對して左の如きメッセーヂを送つて大東亞戦争の意義を強調すると共に帝國の公正なる態度を明らかにした。



『今次大東亞戦争に關聯し帝國が南米大陸に何等かの異圖を有するが如き宣傳が米英の通信機關を通じて行はれ居るところ帝國の米英兩國に對し開戦せる眞の目的は東亞に於ける安定擾亂の原動力たりし米英兩國の勢力を擊破し、以て帝國の自存自衛を圖ると共に東亞に於ける安定と繁榮とを招來し、進んで世界の平和に寄與せんとするにあり、従つて南米方面に對しては何等異圖を有する次第に非ず、本大臣は貴國政府及び貴國民が前記の如き米英による惡意の宣傳に動かされざるべきことを信ずると共に貴國との友好關係を維持増進せんとする帝國政府の政策には絕對に變化なきことをこゝに帝國政府の名に於いて貴國政府に對し重ねて通告するの光榮を有す』

#### 第四章 日獨伊三國新協定と樞軸陣營の強化

帝國が米英の世界制覇の野望を擊碎すべく決然として米英に宣戦するや、盟邦獨伊兩國も三國同盟條約の大義に基き、十二月十一日を以て何れも米國に對して宣戦を布告したのであるが、これと同時に、日獨伊三國間に對米英戦争の完遂並に世界新秩序建設に對する協力を約せる新たな協定が締結されたのである。

『即ち、先づドイツに於ては十一日午後、リッペントロップ外相は、駐獨米代理大使モリスを招致して左の如き宣戦の通告を手交した。

『米國政府は一九三九年九月三日英國の對獨宣戦布告により惹起された歐洲戦争の勃發以來獨の敵國のために凡ゆる中立法規をます／＼露骨に蹂躪し、絶えずドイツに對し惡辣な挑戰行爲に出て來たが、その結果遂にドイツに對し公然たる軍事的攻撃行動にさへ訴へるに至つた、かくて一九四一年九月十一日米國大統領は米海空軍に對し一切のドイツ艦を即時無條件に攻撃すべしとの命令を發した旨を公表、更に同年十月二十七日の演説でルーズヴェルト大統領はその命令が有效である旨を重ねて明確に確認した、この命令に従つて本年九月初以來米艦は獨艦に對し計画的に攻撃を加へグリーヤ號、カーネー號、ルービン・ジェームス號の如き米國驅逐艦は獨潜水艦に對し計画的に砲火を浴びせるに至つた、ノックス海軍長官自身米驅逐艦が獨潜水艦を攻撃した旨を確認してゐる、更に米海軍は政府の命令で公海で國際法に違反しドイツ商船を敵國船舶として取扱ひこれを拿捕するに至つた、ドイツは米國に對し國際法規を遵守して來たにも拘らず米國は中立法を相ついで蹂躪し、遂にはドイツに對し公然たる戦争行爲に訴へるに至つた、かくてドイツ政府は米國との外交關係を斷絶し、ルーズヴェルト大統領によつてかゝる事態が惹起された以上、今日以後米國と戦争状態に入つた旨をこゝに聲明する。』

なほ、日米開戦に關聯して開かれた十一日の國會に於て午後三時（日本時間午後十一時）ヒトラー總統は對米宣戦並に三國新協定の意義を強調して次の如く演説した。

『東部戦線は嚴寒の來ると共に作戦にハンディキャップを與へられるであらうが、春が再びめぐり來るならば作戦の進展を阻止することは出來なくなるであらう、ドイツ軍が獨ソ戦開始の六月二十二日から十二月一日ま



でに失つた兵力は戦死十六萬二千三百十四名、負傷四十七萬一千七百六十七名、行方不明三萬三千三百三十四名に過ぎなかつた、一九三九年九月ポーランドがドイツの提案を拒否した眞の理由は實にルーズヴェルトが彼らを支援しそのかして抵抗せしめたのである、故にルーズヴェルトはこの大戦放火の責任者なのである、ドイツはいまだかつて米國に向つて起された戦争に参加したことはなかつた、しかるに一九一七年米國はドイツに戦争を行つた、獨米國民の間には何ら政治的また領土的紛争は存在してゐない、たゞルーズヴェルトの人生哲學と余の人生哲學との間にのみ大きな懸隔が存在することを余は知るのである、ドイツと日本及びイタリアの間には新しい協定が締結された、これによつて三國は勝利に向つて更に戦争を進め凡ゆる手段をもつて遂行することを誓ふものである、また三國は完全なる相互の一致あるに非ずんば米英と休戦せぬ旨約すものである、また戦捷の後に正義ある秩序を招來すべく協力するものである、一九三八年十一月以來ルーズヴェルトは歐洲平和を破壊せんと組織的に企てつゝあつた、彼は歐洲内部の事情を何ら理解せず、また彼にとつて何ら關係ないことであるに拘らず一九三九年三月以來これに干渉を始めたのである、ルーズヴェルトは歐洲の世界に容れられる人間ではない、歐洲は勤勞の世界であり、諂詐と貪慾の世界ではないからだ、しかし米國大統領が現在將來にわたつて歐洲の境界を理解しようとしまいとドイツ政府にとつては痛痒を感じぬものである、余はルーズヴェルトに侮辱されたとも思はない、何故ならば余は彼をかつての大統領のウイルソンと同様に頭腦が狂つてゐると思つてゐるからだ、日本が米國に對し交戦する最初の國となつて起ち上つたことはドイツ國民に對して確かに絶大の喜びを感じしめる、しかも日本の對米宣戦はルーズヴェルトの希望したところであり、それについて彼は不満を述べるべきでないのである、もしわれわれが日本と同盟を持つてゐなかつたならばルーズヴェルト

エルトとユダヤ人は他の國を一國また一國と滅して行つたであらう、われわれは十分の洞察と能力をもつて、この戦争によつてわれわれの興廢の問題が決められるのだといふことを知るのである、最後に余は武力も、時間も、國內問題もこの戦争を勝利に終らしめんとするドイツ國民の決意を動搖させるものではないことを言明するものである』

また、イタリアに於ても十一日午後三時三十分（日本時間午後十時三十分）同様米政府に宣戦を通告すると共に、ムソリーニ首相は同五十分ヴェネチア廣場に於て左の如き演説を行つた。

『戦友よ、イタリアの歴史に於ける嚴肅なる決断の日、そして歐洲大戦の歴史に新しき道を與ふべき日が到來した、いよ／＼緊密に結ばれてゐる獨伊、鋼鐵の協定によつて結ばれてゐる兩國は、勇ましき日本と／＼もに、今日米國との交戦状態に入り、日獨伊三國同盟は軍事同盟となり、その三國旗の圍りにはすべて勝利を胸に期したる二億五千萬の人々が隊列を組んでゐる、樞軸國も日本も紛争の擴大を欲してはゐなかつた、しかし公正を缺いたたつた一人の人間、民主々義の暴君が、一聯の挑發行爲によつて自國の人民を欺瞞しつゝ、戦争を欲し、日毎惡魔のごとき執拗さを以て準備を行つて來た、太平洋の廣大な水域において米國の軍隊に與へた恐るべき一撃は、東方の日出づる國の兵士の威力がいかなるものであるかを示してゐる、余は諸君に對して、イタリアが日本と／＼もに闘ふのは特權であることを言明する、今日日獨伊三國は旺盛なる士氣と恐るべき戦争手段とを有し、勝利を保證され、且人類にとつての正しき平和確立と新秩序の建設を保證されてゐるイタリア人は再び立ち上つた、われわれは勝利を獲得するであらう』



三國新協定に關しては十一日我が内閣情報局より『獨伊兩國は今般對米參戰に決し本十一日柏林に於て帝國全權大島大使、獨逸國全權リツベントロツプ外相並に伊國全權アルフイェリ大使の間に對米英戰の共同遂行、單獨不講和及び新秩序建設協力を内容とする左の如き日獨伊協定調印せられたりと發表されたが、同協定の全文は左の如くである。

アメリカ合衆國及び英國に對する共同の戰爭が完遂せらるゝ迄は干戈を納めざるの確固不動の決意を以て大日本帝國政府、ドイツ國政府及びイタリイ國政府は左の諸規定を協定せり。

第一條 日本國、ドイツ國及びイタリイ國はアメリカ合衆國及び英國に依り強制せられたる戰爭をその執り得る一切の強力手段を以て勝利に終る迄遂行すべし。

第二條 日本國、ドイツ國及びイタリイ國は相互の完全なる諒解に依るに非ざればアメリカ合衆國及び英國の何れとも休戰又は講和を爲さざるべきことを約す。

第三條 日本國、ドイツ國及びイタリイ國は戰爭を勝利を以て終結したる後に於ても亦千九百四十年九月二十七日締結したる三國條約の意義に於ける公正なる新秩序招來のため最も密接に協力すべし。

第四條 本協定は署名と同時に實施せらるべく且千九百四十年九月二十七日の三國條約と同一期間有效たるべし、締約國は右有効期間の満了前適當なる時期に於て爾後に於ける本協定第三條に規定せられたる協力の態様につき諒解を遂ぐべし。

右獨伊兩國の對米宣戰並に新三國協定の締結によつてこゝに大東亞戰爭と歐洲大戰とは一體不可分

の關聯を有することとなり、對米英戰爭の意義は愈々世界史的の重大性を有するに至つたのであるがまた、この樞軸三國の對米英共同戰線の結成は、帝國の對米英戰爭完遂の態勢に確乎たる國際的基礎を與へたものとして特筆さるべきものである。十一日、三國協定の成立に際して我が東條首相並に東郷外相は左の如く三國協定の意義を述べ、對米英戰完遂の決意を披瀝すると共に帝國外交陣容の強大なることを強調した。

東條首相談「本日獨伊兩國は米國に對して宣戰を布告した。更に日獨伊三國はその盟約を新にし、共同の敵に對し最後の勝利を得るに至るまで斷乎として戰爭を遂行し、また相互の了解なくして休戰及び講和を行はざることゝを明にした。今や世界は徒に現状を維持せんとする國家と只管正しき新秩序を建設せんとする國家との兩陣營に分れて有史以來の大闘争が行はれつゝある。而して正しき理由と充實せる實力とに鑑み勝利は斷じて我が陣營の上にあることを信じて疑はぬものである。私は此所に三國の締盟いよ／＼固きことに滿腔の同慶の意を表すると共に、吾々の光榮ある將來に對し不動の信念を披瀝する次第である。」

東郷外相談「帝國が米英兩國に對し干戈を執り起つて間もなき本十一日、ベルリンに於て日獨伊三國間に於て米英に對する共同戰爭完遂單獨不講和及世界新秩序建設に對する協力を嚴肅に誓へる協定が急速に調印せられたることは衷心より慶祝に堪へぬところである。三國條約の誼に由り帝國と堅く結ばるゝ獨伊兩國が、本日米國に對して戰を宣し帝國と相呼應して斷然對米戰爭に参加すると共に、本協定により共同の戰爭を光輝ある勝利を以て終結するまで遂行すべき旨を明にせることは、皇軍の驚異的戰果と相俟つて世界新秩序建設に邁進



する帝國の國運に洋々たるを覺えしめ、これ偏に大御稜威の然らしむるところと感激を禁じ得ない次第である。目下世界は歴史上殆んど比類なき大轉換期に際會せる次第で、こゝに帝國が光輝ある戰勝の確信と覺悟とを固め、盟邦獨伊との緊密なる協力の下に公正なる新秩序の建設並に道義的世界の樹立に邁進するのは欣快措く能はざるところである。』

なほ、獨伊の對米宣戰に伴ひ、十二月十二日スロヴァキア、ルーマニアの兩國は米英に對して宣戰を布告し、また、ハンガリーは同日を以て米國との外交關係斷絶を行つた。

## 第五章 東亞共榮圈諸國の協力と中立 諸國の動向

帝國の對米英宣戰に對して、一體不可分の盟邦たる滿洲國は、全國力を舉げて日本と協力し東亞解放の一大聖戰に邁進すべき、斷乎たる決意を表明せる聲明を、十二月八日午後五時、張國務總理談の形式に於て左の如く發表した。

『本日午前十一時 天皇陛下の英米に對する大詔を拜し八紘一字の大精神が今東亞を浴く光被し吾々東亞諸民族興隆の秋が到來すべき事を眼のあたり見て感謝に耐えない。今や北たると南たるとを問はず東亞諸民族大同團結して四百年に亘り吾々に對する壓迫搾取をなした英米兩國は東亞より驅逐しなければならぬ。我が滿洲國

が日滿一徳一心の大義を實踐するのは今日この秋である。我が國は既に官民一體の體制確立され國民皆興亞の精神に燃えてゐる。殊に北方の饑りは堅く何時如何なる事態が起つても微動だもしない状態にある。我國四千万國民は 天皇陛下の御稜威のもとに皇軍が必ずや敵を撃滅し近く大東亞共榮圈を完遂することを確信し官民總力を舉げ物心兩面に於てこの聖戰に協力し、この聖戰貫徹に力を致す覺悟である。』

また、支那國民政府も、日本に對して全幅的協力を爲すべく八日正午、次の如き汪主席の聲明を發表し、さらに重ねて同午後敵國外交事務停止に關する外交部聲明を發表し、その決意と態度とを明らかにした。

汪主席聲明『日本と英米の間に戰爭發生せるも國民政府は條約を尊重し東亞新秩序建設の共同目的を實現せんがために確固不拔の精神を以て難局に臨むに決定せり。國民は中國の安危と東亞の安危との不可分なることを認識し、暫時の困難を忍従しもつて終局目的の貫徹をはかるべし。この時に際し隨時隨處日本と協力しこの目的の完全なる達成を期すべきなり。現在獨伊などの各國は西方に奮闘し日滿支三國また東亞共榮のため最大の努力をいたしつゝあり、東亞永久和平の前途及び世界和平は既に無限の光明を顯示せり。吾人は國民革命の精神に基き國父の大亞細亞主義の遺志を遂行し和平反共建國の使命を完成するはこの一舉にあり。』

外交部聲明『今般東亞に於て戰爭狀態發生したる處、目下中國に於ては日華間取極めに基き日本軍の駐屯して居る事實に鑑み、日本國と交戰關係にある諸國の外交官、領事官等が中國内に於て職務を執行すること從來の如くなるに於ては中國の治安を阻害する事態を招來する危険ありと認むるにつき爾今その職務執行は之を認



めざることにせり』

次に泰國は、十二月八日の宣戰と共にバンコックに於て皇軍作戰上の必要から、皇軍の同國內通過に關する交渉が開始され、同午後八時三十分に至つて『日本軍の泰國內通過に關する泰國側の便宜供與に關し本八日午後零時三十分日泰間の交渉成立せり』との帝國政府聲明が發表され、皇軍は同國に進駐し、泰國の對米英戰爭に對する協力が示されたのであつた。なほ、日本軍進駐に伴ひ泰國政府は十日午後八時二十五分を期して全國に戒嚴令を施行すると共に、ピブン首相は左の如き放送を行ひ、泰國が中立を拋擲して日本側の陣營に入つたことを明確に國民に宣言した。

『余は最後まで首相の地位に止り前進國家のために最善の努力を盡すであらう、世界動亂の渦中においてわれは先づ獨立維持の途を探し求めねばならぬ、この獨立を守るためには外國の援助を受けることが必要で、獨力ではまだやつて行けぬ現状にある、かゝる情勢に逆行することは恰も嵐の中で船を漕ぐやうなものである、タイ國政府が日本軍のタイ國領通過を承認したことは獨立への危機から逃れる最善の途なのである、こゝにおいてタイ國は從來の中立的態度より日本側に入ったのである、故に日本軍のタイ國領通過に關しタイ國民は不快の念を抱くことなくアジアの良き友として日本を迎へねばならぬ』

斯くて右に引續き、バンコックに於て我が坪上大使とピブン首相との間に、皇軍進駐後に於ける協力諸問題について協議が進められた結果、十一日遂に日泰間に攻守同盟條約を締結することに意見の一致を見、二十一日バンコックに於て坪上大使とピブン首相との間に調印されたのであつたが、條約

の内容は左の如くである。

大日本帝國政府及タイ王國政府は東亞における新秩序の建設が東亞興隆の唯一の方途にして且世界平和の回復及増進の絶対要件たることを確信し之が障礙と爲れる一切の禍根を爰除根絶するの確固不動の決意を以て左の通り協定せり。

第一條 日本國及タイ國は相互の獨立及主權の尊重の基礎に於て兩國間に同盟を設定す。

第二條 日本國又はタイ國と一又は二以上の第三國との間に武力紛争發生するときはタイ國又は日本國は直に其の同盟國として他方の國に加擔し有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依りて之を支援すべし。

第三條 第二條の實施細目は日本國及タイ國の權限ある官憲間に協議決定せらるべし。

第四條 日本國及タイ國は共同して遂行せらるゝ戰爭の場合に於ては相互の完全なる了解に依るに非ざれば休戦又は講和を爲さざるべきことを約す。

第五條 本條約は署名と同時に實施せらるべくかつ十年間有效とす、締約國は右期間満了前適當なる時期において本條約の更新に關し協議すべし。

右日泰同盟條約の調印に際して我が東郷外相は左の如き談話を發表した。

『帝國とタイ國とは共に東洋民族の國家として永き傳統的友好關係に結ばれ來つたのであるが、この紐帶を強化する爲に昨年六月兩國間に友好親善條約の締結を見、又本年に入り帝國の調停によるタイ佛印間國境紛争の平和的解決に依りタイ國は多年の宿望たりし失地恢復に成功すると共に日タイ間に政治的了解に關する議定書



締結せられ兩國間の關係は頗に敦厚を加へたのである。一方タイ國は多年英國の政治的陰謀と經濟的搾取の對象となり桎梏に苦しみつゝあつたが、ビョン現總理は夙にタイ國の自主を提唱し、東亞の友朋國たる帝國との提携により此の目的を達成せんことを企圖して日タイ友好關係の増強並に緊密化の爲に努力を拂ひ來つたのである。十二月八日帝國が對米英戰に入るや、政府は直に坪上大使をして英國のタイ進入を排除する爲に日本軍のタイ國通過承認方に關しビョン總理と折衝せしめたる處、同總理は大勢を洞察し帝國の提議を容れ、即右に關する了解が成立したのである。その後右に引續き日タイ關係を新事態に即應せしめ、一層強固なる友好緊密關係に推し進むべく坪上大使はビョン總理と交渉を進めつゝあつたが、ビョン總理の一大勇斷により十二月十一日、日タイ間に攻守同盟締結方に意見の一致を見たが、爾後條約案文確定し且國內手續を了し二十一日午前十時（日本時間正午）盤谷宮殿内大加蓋に於て坪上大使とビョン總理兼外相との間に調印を見るに至つたものである。如斯にして大東亞の歴史上劃期的な同盟條約の成立を見たのであるが、東亞千年の運命を決すべき大東亞戰爭遂行せらるゝに當り、タイ國が新に盟邦として帝國と共に勝利に到る迄本戰爭を遂行するの決意を明かにするに至りたるは世界新秩序建設及東亞興隆の爲寔に慶賀に堪へざる處である』

フランスに於ては九日、ヴィシー政府は我が加藤駐佛大使を通じて日本と米英との戰爭に對して中立を維持するとの意向を我方に通過したが、なほ、十七日、米國政府に對しても、日獨伊と米國との戰爭に對して中立を維持する旨を通告したと傳へられて居るが、獨伊と休戰條約を結んで歐洲の新秩序建設に協力すべき立場に在り、また佛印との關係に於て帝國とは重大なる關係を有するフランスの

立場は極めて微妙なるものがある。

また、佛領印度支那は帝國の對米英宣戰に伴ひ皇軍の作戰上に於ては勿論、共榮圈建設工作の上にも、俄然その重要性を増大するに至つたのであり、従つて從來の如く佛印に於ける敵性乃至非友好的傾向の存在を許し得ざる事情に立ち至つたので、帝國としては泰國と同様その全幅的なる協力が要請されるに至つたのである。即ち、十二月十二日午後五時五十分我が大本營陸海軍部より『十二月八日午後八時三十分、在佛印帝國陸海軍最高指揮官と佛印當局との間に本年七月締結せられたる日佛印共同防衛協定に基く日佛印軍協同に關する軍事協定成立せり』と發表されたのは、佛印の對米英戰爭遂行に對する帝國との協力の一端を示すものであつた。なほ、この軍事協定に關してヴィシー政府も同じく十二日左の如きコムミュニケを發表した。

『佛印防衛の態様を新事態に適應せしむるため、ハノイにおいて日、佛兩當局間に新協定が締結された、本協定は太平洋戰においてフランスの保持し來れる中立的地位に考慮を拂つたものであり、佛印に對するフランスの主權を確認せる前協定を再確認せるものである』

次に中立諸國の中、蘇聯邦官邊は十二月一日、ロゾフスキー情報局次長が對日中立に關して言明せるを公式に確認し、さらにこれを敷衍して『近い將來に於て日蘇兩國關係の根本的變化が起り得る可能性は全く無い。日蘇兩國關係は本年四月十三日附兩國間に締結された不侵略條約によつて決定され



て居る』と説明し、中立堅持の態度を明らかにした。また、トルコ政府は八日、中立を堅持するに決したる旨を聲明し、スペイン政府は十九日、大東亞戦争に對して非交戰状態を宣言した。ポルトガルも勿論中立堅持であるが英國とは二世紀に亙る同盟條約があり、且つ、南太平洋に於てチモール島に領土を有する關係から、皇軍の南方作戦が進展するや、はしなくも隱險暴戻なる英國によつてチモール島の不法占領問題が起り非常に困難な地位に陥つたのであつた。

即ち、我が南方進撃の作戦が進展するや、豫ねてより戦亂の混亂に乗じて他國の領土侵略を事としつゝある英米兩國は、日本軍の澳門占領説を流布しつゝあつたが、これを口實に十二月十七日、突如として濠洲兵及び蘭印兵より成る聯合軍がポルトガル領チモール島に不法上陸を行ひこれを占據し、ロンドンに於ける英當局は十八日この事實を確認したのであつた。

而して日葡間には別項記述の如く、大東亞戦争勃發の直前たる十月十三日、我が南洋群島のパラオとチモール島との間に定期航空路開設の協定が成立し、續いてその細目取極が成立し、極めて友好親善の關係に在つたので、ポルトガル政府はこの英國の不法なる態度に憤激し、十九日濠洲及びオランダ政府に對して同島より軍隊を撤退すべきことを要求すると共に、英本國政府に對して嚴重なる抗議を提出した。

なほ、同日午後サラザール首相は議會に於てチモール島侵略に對する報告を行ひ、英濠洲の不法措

置を攻撃すると共に英國の謀略を暴露した左の如き演説を行つたが、この首相報告と相呼應してリスボン市中に於ては愛國團體の英蘭糾弾の示威運動が行はれた。

『ポルトガルは英國に對して、その中立の友好同盟國を侵略するの權利を與へるものではない、英葡兩國間は過去二週間にわたり、なるほど葡領チモール防衛の目的をもつて、英國軍を葡領チモールに入れしめる件に關する交渉が繼續されてゐたことは事實だが、しかしこれはポルトガル側で豫め明瞭にしておいた通り、チモール島におけるポルトガルの主權が日本によつて侵犯されたる場合のみに限らるべきものとされてゐたのである、すでに去る十二月五日、ポルトガル政府はこの交渉にオランダ亡命政府が参加することを拒絶し、單に濠洲政府と話を進めるべきことにのみ承諾を與へた、右交渉において單に葡領チモールが奇襲をうけた場合においてのみ、蘭印軍及び濠洲軍がチモールの保護に當り、しかもその危険が除外されるや否や、右兩軍は葡領チモールより即時撤退すべき旨取極められるやうな話合は進んでゐた、ポルトガルはこの種の英國の提案に對し單に現存の英葡同盟に基いてのみ承諾を與へんとした、しかるにチモール島は日本軍の攻撃を受けるのではなくして、濠洲飛行機が去る十二月十、十一、十二の三日間にわたり葡領チモールの首府を攻撃した、それは明かにポルトガルの主權の侵犯であつた、ポルトガル政府はたゞちに英政府に抗議した、しかるにリスボン駐劄英大使がチモール島防禦問題に關しポルトガル外相としての資格における余といまだ交渉中殆ど時を同じうして英陸軍次官は駐英ポルトガル大使に對し、濠洲軍および蘭印軍が葡領チモールの首府にすでに上陸したる旨を通告した、チモールのポルトガル總督はその手中に極めて少數の兵力を有してゐるに過ぎなかつたにも



かゝはらずその上陸を拒否した、リスボン駐劄英大使は十二月十七日のポルトガル當局との會談において、チモール海岸沖に潜水艦の出没するのが見られたと告げ、それをもつてポルトガル側が英國に對し援助を求むべきであるとの口實となさんとした、英大使はチモールに對する日本の脅威がさし迫つてゐるとの確信を何等余に與へなかつたにかゝはらず、英葡共同宣言作成の件をさへ提議した、かくして英國はポルトガルの意志に反してポルトガルをして英國側に參戰せしめんと企圖した、余は政府の方針としてこゝに次の諸點を明瞭にした

- 一、ポルトガル政府は外國の權益に關係なく、忠實にかつ熱誠にその義務を果さんとするものである。
- 二、英葡同盟を考慮に入れながら、しかも政府は他のなものにもまして、國民の主權を確保せんとするものである。

交渉は今後も繼續され、その結果に關しては國民に對して報告されるであらう。

## 第六章 緒戦に於ける皇軍の大戦果

大東亞戦争は西は太平洋より東は印度洋に亘り、北はアリューシャンより支那、印度、マライ、東印度諸島を経て南は濠洲に達する廣大無邊の海陸空域に於て行はれつゝあるのであり、その構想の雄渾なること、まさに世界戦史に未曾有のところであるが、而も十二月八日、我が最後通牒を受取れる

米國は、既に十分なる開戦準備を整へつゝあり、マニラに於けるアジア艦隊司令長官ハートが『米國は日本と戦争状態にある、米海軍は事態に即應して萬般の措置を採りつゝある』と豪語したのにも拘らず、開戦劈頭の八日未明、米國が世界に誇る太平洋の基地ハワイ眞珠灣に對して行はれた我が海軍部隊の白晝決死の強襲は、米國太平洋艦隊の主力を撃滅せる大戦果となり、まさに全世界を震撼せしめたのであつた。

眞珠灣に於ける戦果は後日の調査によつて戦艦、巡洋艦その他二十隻の轟沈撃破、航空兵力の全滅といふ世界戦史に比類なきものであつたが、さらに我が海軍部隊はハワイに次で中間基地として重要なミッドウエー、ウエーク、グアム等の諸島及び前進基地として要害を誇れるマニラを初めフィリッピンの各基地に對して一齊に海空よりの猛攻撃を開始したのであつた。

さらに、大陸方面に於ては、八日未明を以て行はれた陸軍部隊の泰國進駐を初めマライ及びフィリッピンに對する海陸共同の上陸作戦が敢行され、また、支那に於ては、先づ北京、天津、秦皇島、上海及び沙面の各租界に對して皇軍を進駐せしめ、米英軍の武装解除、及び敵性權益の接收が行はれたのであつたが、殊に上海に於ては停泊中の米英砲艦各一隻に對し降服を要求し、英艦を撃沈し米艦を捕獲せる他多數の船舶を鹵獲したのであつた。なほこれと同時に、英國の支那に於ける侵略の據點たる香港に對しても八日未明より攻撃が開始される等、西及び南太平洋の全海空域並に支那及び南方各



地點に於て一齊に米英の軍事勢力掃滅の攻撃が開始されたのであつた。

斯くて、十日には、マライ沖に於て我が海軍航空部隊が、英國が不沈を豪語せる東洋艦隊の主力プリンス・オブ・ウェルス及びレパルスの二戦艦を撃沈して、またもや世界を驚倒せしめたのであつたが、これに續いて十二日にはグアム島を完全に占領、續いて二十三日にはウエーク等の占領を見、こゝに西太平洋に於ける制海空權は完全に我が手に確保されるに至つたのであるが、また、支那方面に於ては十二日早くも九龍半島を裁定し引續き十八日には香港島の上陸を敢行、頑強に抵抗する英軍に猛攻撃を加へ、遂に二十五日午後五時五十分英軍の無條件降服により香港は完全に我が手に歸し、こゝに開戦劈頭の租界進駐と相俟つて全支大陸に於ける米英勢力は全く一掃されたのであつた。

その他マライ方面に於ては、八日、シンゴラ、パタニ、コタバルに上陸せる陸軍部隊は泰國領に侵入せる英軍を驅逐して破竹の進撃を續け、十二日にはジットラに於て英機械化部隊一ヶ師を撃滅し、十四日にはビクトリア・ポイントを攻略し、十九日には西岸の要衝ベナン港を占領し、以て印度とビルマとの連絡を遮断すると共に印度洋方面に對する作戰を有利ならしめたのであつた。斯くて二十八日にはイポーを攻略、三十一日東岸の要衝クワンタンを占領せる皇軍は敗走する英軍を追撃しつゝマライ半島を縦走して一気にシンガポールを目指して潮の如く進撃を續けたのである。またフィリピン方面に於ては、十日ルソン島北西岸のアバリ、ヴィガンの上陸に成功した皇軍は續いて十二日には

レガスピーにも上陸して米軍を撃破して先づその航空根據地を占領し、海陸空各部隊の緊密な協力作戦によりフィリピン空軍の大部分を撃滅すると共に、二十二日にはさらに西岸リングエン灣に、續いて二十四日には東岸のラモン灣に對して大部隊の上陸に成功し、こゝに米軍が不落を豪語せるマニラ要塞に對する總攻撃が開始されるに至つたのである。なほ、一方フィリピン諸島中最も多數の在留邦人を有するミンダナオ島に對しても、二十日陸軍部隊の上陸により直ちに首都ダヴァオを占領、邦人の大部分を救出し得たのであつた。さらに英領ボルネオに於ては十六日北方のミリ附近に、また二十五日にはクチンに對する上陸に成功し、敗殘せる英軍に撃滅を續行しつゝあつた。

以上が昭和十六年中に於ける戦況の概要であるが、皇軍が開戦以來、同年末までに擧げたる戦果を大本營發表によつて記せば左の如くである。

#### 陸軍總合戦果（開戦以來十二月二十六日まで）

- (一) 鹵獲品 飛行機十六機、各種火砲（香港要塞砲を含まず）百六門、機關銃二百二十三挺、銃器四千百九十五挺、銃砲彈七萬九千九百五十五發、戰車（裝甲車輛を含む）七十六輛、自動車一千三百八十九輛、鐵道車輛三百一輛、各種器材糧秣等多數、別に多量の燃料を鹵獲せり。
- (二) 飛行機撃墜（破） 爆撃機百三十五機、戦闘機四百六機、計五百四十一機。
- (三) 撃沈破船 大型三十三隻、小型四隻、計三十七隻。



(四) 遺棄屍體約三千、俘虜約九千。  
(五) 我軍の損害 戦死七百四十三名、戦傷一千七百九十九名、飛行機四十九機、船舶沈没四隻、損傷十二隻。尙香港要塞攻略の戦果に關して二十六日迄に判明せるもののみを掲げたるが、調査完了の上は要塞砲、俘虜その他鹵獲品更に増大する見込みなり。

海軍聯合戦果 (開戦以來同年十二月三十一日まで)

(一) 艦艇 (擊「轟」沈) 戦艦七、巡洋艦二、驅逐艦二、潜水艦一六(他に未確認のもの多數、砲艦二、魚雷艇六、哨戒艇一、掃海艇一(計三七))

(大破) 戦艦三、巡洋艦二、驅逐艦五、砲艦二、哨戒艇二、特務艦一(計一五)

(中破) 戦艦一、巡洋艦四(計五)

(拿捕) 砲艦一

△以上總計 五八

(二) 船舶舟艇 (擊沈) 大型船舶一三

(大破) 武装商船四、大型船舶三九以上(計四三)

(拿捕) 武装商船一、大型船舶五、各種船舶五〇以上

各種舟艇四〇七以上(計四六三以上)

△以上總計 五一九以上

(三) 飛行機 (艇)

擊墜一四九以上(内大型二二、飛行艇九)

擊破七二四以上(内大型七八、飛行艇二〇)

△以上總計八七三機以上(内大型百、飛行艇二九)

同期間内における我方の損害

(一) 艦艇 輕巡洋艦小破一、驅逐艦沈没四、掃海艇沈没二、大破一、潜水艦沈没一、特殊潜航艇未歸還五

(二) 船舶 輸送船沈没二

(三) 飛行機 損失四六(未歸還を含む)

## 第七章 敗戦に喘ぐ米英の容相

大東亞開戦劈頭に於ける我が電撃的奇襲作戦によつて、米國が太平洋上に無敵を誇れる太平洋艦隊が一瞬にして撃滅された事實が米國朝野を如何に震駭したかは想像に餘りあるところで、ルイズヴェルト以下の當局者は、日本遂に起ち得ずと見極つて、恫喝外交を以て屈服し得べきものと信じて日米交渉に衝つて居ただけに、眞珠灣に於ける大敗の報告に對してまさに驚愕を越えて呆然たるものがあり、忽ちにして全米を擧げて大混亂を呈したのは當然である。

即ち、現地のハワイに於て自國航空母艦の艦載機に對空砲火を浴びせ、本土西海岸に於ては潜水艦



が自國船を撃沈する等の血迷つた同志討ちが演ぜられ、サンフランシスコに於ては眞珠灣攻撃の翌八日夜（米國時間、以下同様）初めての空襲警報が發せられるや、忽ちにして全市の大混亂を惹起し、自動車の衝突事故が續出し、狼狽昂奮せる警官が市民を射殺する等の悲劇を生ずるに至つたが、同様な混亂はニューヨーク、ワシントンを初めその他の各所に於て演じられたのであり、以て米國民の驚愕狼狽が如何なる程度であつたか、想像されやう。

十二月七日、我が最後通牒に接するに先ち大統領が陸海軍に對して豫ねて用意されたる命令の實施を命じて戦争態勢に入つたことは上述の如くであるが、續いて我が最後通牒に接するや直ちに陸海軍兩長官は動員を下令したが、さらに眞珠灣襲撃の報至るや、皇軍の電撃作戰が本土に加へらるゝものと豫想し、防衛當局はワシントン、ニューヨークその他の大都市並に太平洋沿岸一帯に即時燈火管制の施行を命じ、嚴重なる警戒を行つた。

斯くて翌八日、議會に於て對日宣戰布告案が可決され同日午後二時半を以て大統領は正式に對日戰爭状態を布告すると共に、直ちにホワイト・ハウスに大本營が設置され大統領が陸海軍の總指揮權を執ることとなつた。なほ議會に於ては對日宣戰布告案の可決に續いて、西半球以外に對する派兵禁止の解除を初め、徵兵案、州兵の正規軍編入等が可決され、直ちに十一日附を以てハーシー代將を徵兵官に任命、民間の國防に當り得る男女全部を徵用することとし、さらに民間飛行機の全部並に飛行士

九萬四千名を徵用して民間航空隊を組織して哨戒に當らしむることとし、なほ、十九日、さらに二十歳より四十歳までの男子全部に軍事教育を施し、十九歳より六十四歳までの男子全部を登録することが決定された。

次で大統領は對日開戰に伴ひ軍需生産の急速なる増大を計るため軍需業者に對して全週間の無休從業を要請したが、クヌードゼン國防生産管理局長は、右大統領の要請に基き軍艦、大砲、戰車、彈藥等の増産のため近く日曜日無休制を實施すべしと發表したが、同十三日には緊急國防調整局の設置を發表、開戰により直ちに直面すべき軍需生産に對する資源の缺乏、勞働力の不足に對處することとしなほ、來る十二月二十三日以降米國及び屬領より輸出される凡ゆる種類の物資の輸出をその統制下に置くことに決定された。續いて翌十四日にはノックス國防石油調整官は航空用石油生産に對する從來の制限を解除し増産を慫慂するを布告し、國務省も同二十三日、戰爭に絶対に必要な銅、鉛、クローム、タングステン、亜鉛、アンチモニー、カドミウム、ヴァナヂウム、ルチロ、シアニダ等の重要金屬十品目に輸出許可制を適用する旨を布告し、續いて二十八日には上記諸金屬を初め重要な金屬資源を國家管理の下に置くことを發表する等、持てる國として誇れる米國にも長期戰を豫想して資源の確保を計るの措置に出でたのであつた。

また、戰費の關係に於ては、十二月七日對日開戰の非常事態に鑑み取り敢えず大統領は一九四一年



度追加豫算案にさらに七千萬ドルの追加を議會に要請するに決したが、次で十二日、ハワイ敗戦の建て直しのために一億ドルの海軍豫算追加案を要請し、上院は即日、下院は十六日何れもこれを可決したが、なほ、同じく十二日、ウォルシュ上院海軍委員長は三億ドル九十萬トンの建艦案を提出したと報ぜられて居る。

さらに國內戰時態勢確立のため、大統領に對する特別權限の附與が要請され、同十六日の議會に於て承認を見、(一)聯邦政府の行政機構の改正、(二)米國より發信し、または米國に於て受信する凡ゆる通信に對する檢閲制度の施行、(三)米國人の關與する國際取引に對する統制、制限乃至禁止等に關して大統領の獨裁が許容されることとなつたが、これに基き翌十七日には檢閲局が設置され、利敵情報の取締りが實施されるに至つた。

なほ、豫ねてより樞軸國第五列の幻影に恐怖せる米國政府は、開戦と同時に在米樞軸國人の不法逮捕を開始し、十二月十日、ビドル司法長官が發表せるところによれば、既に日獨伊人二千三百三名に達し、その内には日本人一千三百七十名を含んで居り、ニューヨークに於て逮捕された男子五百名及び女子二名はエリス島に收容されたと報じられて居るが、次で九日、モーゲンソー財務長官は、對日報復措置として米國領土内に於ける日本商社、銀行の全財産を沒收した旨を發表した。

一方、我が大襲撃に對する眞珠灣の大打撃に對しては、ルーズヴェルト以下の當局は、愕然として

全くその爲すところを知らざる有様であつたが、慘報一度傳へられるや、全國各方面に大衝擊を與へニューヨーク株式市場は大暴落を來し、全國商品市場は大混亂を示すに至り、流言蜚語は亂れ飛んで全國民は戦々恟々たる有様で、まさに止まるところを知らざる混亂に陥つたのであつた。

而も、對日開戦せば鎧袖一觸、日本軍を撃滅すべしと豫ねて豪語せる海軍當局に對する非難は轟々たるものがあり、米國海軍健在なりやとの叫びが各方面に擧るに至つたので、政府當局はハワイ敗戦に關する一切の報道を禁止すると共に、ノックス海軍長官は十二月十一日ハワイに急行して現地の慘狀を視察し、同十四日歸還したので、大統領はこの報告を俟つて敗戦の責任を明らかにするために査問委員會の設立を命ずると共に、十六日附を以て太平洋艦隊司令長官キンメル大將、ハワイ防衛軍司令官シヨート中將及びハワイ空軍司令官マーチン少將を免官處分に附し、その後任として海軍々務局長ニミッツ少將を太平洋艦隊司令長官に、エモンズ陸軍中將をハワイ防衛軍司令官に、またラインカー陸軍少將をハワイ空軍司令官に夫々任命發表したが、國民の非難はなか／＼これを以て鎮まらず、最高責任者たる海軍長官ノックス及び大統領ルーズヴェルトに對する責任を糾弾する聲が高まつた。

眞珠灣に於ける大惨敗によつて米國が大衝擊を受けたのと同じく、英國も眞珠灣惨敗の翌々十日のマライ沖海戦に於ける敗戦によつて大衝動を受けたのであつた。不沈艦プリンス・オブ・ウェルス及びレパルス兩戦艦撃沈の報は、英國朝野を愕然たらしめたのであつた。既にドイツとの戦争を戦ひつゝ



ある英國であり、且つ日本軍の直ちに本土に迫まるといふのではなかつたから、米國の如き混亂は起らなかつたが、眞珠灣の慘報に驚嘆した折しも、續いてマライ沖の敗報に接したのであつたから、英國の衝撃が如何に深刻であつたかは想像されやう。

チャーチル首相はその當日たる十日の下院に於て悲痛なるマライ敗戦を報告し『我が海軍に取つて今回蒙つた二大戦艦の喪失程大打撃を受けたものはない。これ等主力艦の損失の結果、英國はその海軍作戦の全面的變更を餘儀なくされるに至つた。余は、余の今日までの經驗に於てプリンス・オブ・ウェルス號並にレパルス號の撃沈程重大なる打撃を知らない』と告白したのであつた。

こゝに於て英國軍事當局は、この對日開戦劈頭の敗戦を建て直すべく、直ちに撃沈されたプリンス・オブ・ウェルスに代る東洋艦隊旗艦としてエジンバラを派遣すると共に、行衛不明を傳へられて居る東洋艦隊司令長官フィリップス中將の後任としてレイトン中將を任命せる旨を發表し、東亞方面に於ける海軍陣容を建て直し、來るべき新作戦に備へることとなつたが、さらに同二十六日には、東亞軍敗退の責任を以て東洋軍司令官ポーム大將を罷免し、パウナル陸軍中將をその後任に任命して、海軍側と歩調を揃へて陣容を建て直したのであつた。なほ、これと共に、同十九日附を以て強制徵用令を公布して、夫と同居する既婚婦人並に十四歳以下の兒童の保育に當る者を除く二十歳より三十歳に至る全婦人を動員する等對日戦争に備へて一段と戦時態勢を強化したのであつた。

## 第二編 帝國外交

### 第一章 概 説

昭和十六年に於ける帝國外交は、前年より持ち越されたる日佛印間の會談及び泰佛印間國境紛争調停會議が相併んで開かれ、新春早々より極めて活況を呈し、南方工作の進展を初めとして支那事變處理方策たる國民政府の育成、日米關係の緊迫、獨ソ關係の悪化に關聯せる日ソ關係等、事態の極めて複雑重大なるに鑑み、帝國外交の多事なるを想はしめたのであつた。松岡外相は一月二十一日、第七十六回帝國議會再開の當日、その外交方針演説に於て帝國外交の現情勢につき左の如く述べた。

『皇國の外交が、わが華國の理想たる、八紘一宇の大精神に隨ひ萬邦をして各々その所を得しむるに存することとは、申すまでもないところである。昨年九月二十七日締結された日獨伊三國同盟條約の目標とするところもまたかゝる大理想の貫徹にあるのであつて、同條約締結に當り、長くも大詔の渙發を拜し、國民の向ふべきところを御明示下されたことは、まことに、恐懼に堪へぬところである。本條約に於て、獨伊兩國は、皇國が大東亞に新秩序を建設し、かつその國內に於て、指導力を保有することを承認したのである。皇國の志すところは、大東亞國內に於ける各民族をして、その本然固有の姿に立返らしめ、和衷協同、共存共榮、謂はゞ、國際



的に隣保互助の實を擧げ、もつて世界大同の範を垂れんことを期するといふことに盡きるのである、またわが國は獨伊兩國のヨーロッパにおける同様の努力に關し、その指導的地位を認め、これを支援し、これに協力せんことを約したのである、すなはち、三國同盟條約は何國をも敵視せず、世界新秩序建設を目的とする強力なる提携である、すでに本條約に基き、三國の首都に、混合委員會の設置を見る運びとなり、三國の親善關係は政治的にも、軍事的にも、經濟的にもはたまた文化的にも、いよいよ緊密の度を加へつゝある、また昨年十一月中、本條約前文の趣旨に従ひハンガリー、ルーマニア及びスロヴァキアの三國が本條約に参加した、いふまでもなく、今後我國の外交は、八紘一宇の大理想を基調とし、この三國條約を樞軸として、運用せらるゝものである、なほ本條約第三條に依れば、「三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭または日支紛争に參入し居らざる一國に依り攻撃せられたるときは、三國は凡ゆる政治的、經濟的及び軍事的方法により相互に援助すべき」義務を負うてゐる、かゝる攻撃を受けたる場合には、この規定による義務は當然に發生するのである、序を以て一言すれば、イタリアの軍事行動に就き種々の宣傳が行はれて居る様であるが、遠からずわが盟邦イタリアが、その所期の目的を達することは、私の疑はざるところである。

現内閣成立以來蔣政權の反省を促し汪精衛氏を首班とせる南京政府との合流促進を企圖したのであるが未だに反省するところなく、抗戦を續けてをる、然しながら、蔣政權内部の分裂軋漸く激化し來り、同政權支配下の民衆は、物價騰貴、物資不足その他あらゆる艱苦窮乏に悩まされて居り、また一面蔣政權の抗戦力も低下し、他面最近は共產軍の勢力増大し蔣介石も共產軍の跋扈跳梁には餘程苦しめられてをる模様である、窮狀かくの如きにも拘らず今猶抗戰建國を標榜する主なる原因は、英米殊に米國の援助に望みを掛けるとともに、過

去の行應りに囚はれて居るためであると思はれる。

政府は既定方針に従ひ、昨年十一月三十日、國民政府を承認し、これと基本條約を結んだのである、この條約は善隣友好、經濟提携および共同防共の三原則を具體化したものであつて、日華兩國は相互にその主權と領土とを尊重しつゝ、平等互惠の原則により、緊密なる經濟提携を行ひ、また兩國は共同して共產主義を防遏するため蒙疆および華北の一定地域に皇軍の駐屯すること等を規定して居る、皇國が領土および戰費の賠償を求めず、また進んで治外法權を撤廢し、租界を返還するの方針を約したことは、東亞民族の道義に依る結合を衷心念願して居る一つの確固たる表現であり、證左である、われは一意専心、汪精衛氏を首班とする國民政府を援助し、名實共にこれを中華民國の中央政府たらしめねばならぬ、斯くて日滿華三國を根幹とし、大東亞共榮團の樹立に向つて萬難を排し邁進せんとするの態勢を執り來つたのである。

蘭印、佛印等は地理的情勢その他の上よりもわが國と緊密不可分の關係に在るべきで、從來これを阻害し來つた事態は、飽までこれを匡正し、相互の繁榮を促進するため隣保互助の關係の設定を期せねばならぬ、この見地より昨年九月初旬に小林商工大臣を蘭印に派遣致したのであるが、石油購入その他に關し、重要にして急を要する問題の交渉一段落を告げたるを機會に、同代表の歸朝を見るに至り、政府は過般その後任として芳澤元外務大臣を派遣した、佛印は、支那事變が勃發致して以來、援蔣ルートのも最も重要なものであつたが、昨年六月、ヨーロッパにおける情勢の急變とともに、日本と佛印の關係もまた變化をきたし、佛印の支那國境閉鎖、皇軍進駐等の事實が相繼いで起つたのである、なほ昨年八月私と駐日佛國大使との間に交換せられた文書に基き、目下東京において交渉が開かれて居る次第で、すこぶる友好的雰囲気のうちに進捗してゐる。



泰國との間には、昨年六月友好中立條約が調印せられ、十二月二十三日盤谷に於て批准交換を了し、兩國の親善關係はますます緊密を加へつゝある、同國に於ては、今次佛印に於ける失地回復運動が澎湃として起り、目下同國の軍隊は佛印軍と國境に於て對峙し、衝突頻發の模様であるが、かゝる紛争は東亞の指導者たるわが國の到底無關心たり得ざるところであつて、わが國としては、その一日も速に解決を見んことを希望する。

大東亞共榮圈を建設し、東洋の平和を確保するためには、この際日ソ兩國相互の誤解を除き、進んで全面的根本的に國交の調整を計りたいといふ考へを以て折角努力中である、滿蒙國境問題、漁業問題、北緯太利權問題等についても、鋭意交渉を續けて居り就中漁業問題に關しては漁業本條約改訂のための日・ソ混合委員會の設置並に取敢へず本年度漁業に關する暫定取極めにつきすでに合意をみた次第である、三國條約第五號の規定もこの趣旨をもつて本條約がソ聯邦に對するものでないことを明かにしたものであるが、ソ聯邦が速にわが方の眞意を瞭解するに至り、兩國が交誼妥協の精神をもつて國交調整に成功せんことを希望してゐる。

わが國の通商貿易は、滿支兩國以外においては、主として英米兩國およびその植民地屬領との間に行はれてゐるが、米國は一昨年七月、日米通商條約廢棄の通告以來、逐次わが國に對し、飛行機、武器彈藥、航空用ガソリン、工作機械、屑鐵、鐵製品、銅、ニッケルその他の重要軍需資材の輸出を禁止若くは制限し、また英國屬領各地においてはわが國の海運に對し、種々の妨害を加へて居る、これらに對しては、わが方よりその態度抗議を提出してゐるが、この傾向は最近ますます甚だしく、わが國としても十分なる用意を以てこれに處することが必要であり、殊にわが國はこの壓迫に堪ふる必要からしても、大東亞共榮圈に於て自給自足の經濟生活を確保し、高度國防國家體制の建設に邁進せざるを得ない。

この點に關聯し、日米關係に言及する、米國は日本の大東亞共榮圈建設が、わが國の死活的要求であることに對し、十分なる理解を示さぬ、米國が一面自ら東は中部大西洋を、西は獨り東太平洋のみならず、他面さらに支那及び南洋を以て、その國防の第一線であるかの如き態度を執り、日本の西太平洋支配をすら野心視して非難する如き口吻を洩らすに至つては、餘りにも身勝手なる言分であり、そして、それは決して世界平和の増進に寄與する所ではない、率直に申せば、私は日米國交のために、太平洋上の平和のために、はたまた世界全般の平和のために、かゝる米國の態度を遺憾とする者である、大國民たる米國民は須らくその世界平和に對して負ふところの責任に目覺め、眞に神を畏れる敬虔の念をもつて、深く反省し、行掛りの如きは大悟してこれを一掃し、現代文明の危機を打開するため、その力を用ひんことを希望して止まない、現下世界政局の混亂は、なほ當分鎮靜の模様なきのみならず、次第によつては一層激化せんとする傾向にある、今後、もし、米國が不幸にして歐洲戰爭に捲き込まれ、わが國もまた遂に參戰の餘儀なきに立至るが如きことあらば、名實共に眞に戰慄すべき第二の世界大戰となり、容易に收拾すべからざる事態に立至るであらう、こゝに將來勢の激するところ、今日まで用ひられた以上の、強烈なる新銳武器をもつて戰ふことにもなれば、誰か現代文明の没落戰たらざるを保證できるであらうか、故に、われはは大東亞共榮圈樹立の努力を進むるとともに、その遂行途上において、世界の混亂の擴大を防止せんがため、一つには三國條約を結んだのである、今後われは一日も速かに、現在の戰爭を終結せしめ、世界の混亂を鎮靜せしむると同時に、將來かくの如き禍亂を再發せしめざる方途につき、今日から考へておく必要があると思ふ。』

斯くて三月十一日泰、佛印國境紛争調停の成立を見るや松岡外相の歐洲訪問が行はれ、その結果と



して四月十三日を以て日蘇中立條約の成立を見、全世界に大なる衝動を與へたのであつたが、六月に至り獨蘇戦争が勃發し、國際情勢は愈々激化し、こゝに帝國の立場は極めて複雑微妙なる關係に置かれ、帝國外交は一段と重大を加へたのであつた。なほ、六月十八日には國民政府の汪主席が來朝、七月第三次近衛内閣の成立に際しては近衛首相と汪主席との間にメツセージの交換が行はれる等注目すべき動きがあつた。(支那の項参照)

こゝに於て此の複雑激化する國際情勢に對處すべき、帝國の重大國策の決定について七月二日御前會議が開かれ、政府發表を以て『本日御前會議に於て現下の情勢に對處すべき重要國策の決定を見た』と公表され、また内閣書記官長發表として『本日の御前會議は午前十時より宮中に於て開かれ内閣總理大臣、外務大臣、内務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、企畫院總裁、參謀總長、參謀次長、軍令部總長、軍令部次長出席し正午終了せり』と公表されたが、さらに松岡外相はこの御前會議と關聯して、現下の情勢に關して左の如き談話を發表した。

『本日政府公表の通り御前會議に於て重要國策の決定を見るに至りましたが、凡そ獨ソ戦争は唯之を獨逸と蘇聯との間に一つの戦争が勃發したのであると云ふ様な簡單な考へ方で之に處することの出来ないことは申す迄もないことであります。即ち直接之を繞る諸情勢は固より更に廣く眼を世界全般に亘つて注ぎ諸列強一つ一つの動向と諸列強の間の關係等を絶えず注視しつゝ極めて細心なる用意と自ら持むある準備と固き決心覺悟とを以て嚴重に事の推移を見守る考であります。私は愈々以て世界を擧げて直接我國の關係に於ては東亞に於て感

に重大なる超非常時局が眼前に展開しつゝあることを感じます。然し、斯かる次第であればある程我國民は益々冷靜沈着にして上下一致、聖旨に應へ奉り我が進路を寸毫と雖も誤らないことを心掛けねばならないと存じます』

斯くて七月二十六日、對佛印共同防衛協定の成立を見るや、これに對して米英蘭は資産凍結を斷行して對日經濟挑戰を爲すに至り、俄然、太平洋の風雲は急を告げ、而も、豫ねて四月よりワシントンに於て行はれつゝありし日米交渉に對して米國は我方の一方的讓歩を強要して妥結の誠意を示さざるのみならず、頻りに經濟的壓迫に加ふるに對日包圍陣の武力増強して我が屈服を迫まるの態度に出でたるため、遂に、帝國は十二月八日を以て米英に宣戰するに至り、こゝに皇國は肇國以來、未曾有の重大時局に直面することとなつたのである。

即ち、今昭和十六年は皇國の歴史に於て大東亞戦争勃發の年として特筆せらるべき年であり、従つて帝國外交史上にも大書さるべき幾多の重大事態が相次で發生し、まことに盛觀を極めて居るのである。

而も、大東亞戦争が歐洲大戰と一體不可分の聯關を有するに至り、米英と全世界を二分し、全世界全人類の興亡を賭して世紀の大戦争を展開し、こゝに帝國外交は全世界の國際情勢を指導する中心を爲すの一大飛躍を遂げたのである。



## 第二章 日佛東京會談

佛印に關する日佛會談は前年十月よりのハノイに於ける會談を東京に移しこれを繼續することとなり、ロバン佛特派使節以下使節團の入京を待つて前年十二月三十日第一回會談が開かれたのであつたが、(昭和十五年の國際情勢第八章第一節參照)本十六年に入るや、引續き一月四日外務次官官邸に於て、我が松宮大使とロバン特派使節團長との會談が行はれたのに初まり、同六日も續開され日佛印間の一般的經濟關係に關する具體的意見の交換が行はれ、さらに同九日及び十日と會談が進められたが恰も後述するところの泰佛印間の國境紛争調停交渉が同じく東京に於て行はるゝこととなつたので、これがため佛印に關するこの會談は暫時中止の已むなきに至つたが、泰佛印國境紛争調停會議の妥結に伴ひ日佛經濟交渉も妥結に達し、泰佛印平和條約に先つて五月六日、外相官邸に於て調印を見るに至り、同日午後我が内閣情報局より左の如く發表された。

「日佛印間の經濟關係を新なる基礎の上に樹立することを目的として、客年十二月以來東京に於て開催せられた日佛印經濟會商は友好裡に相互理解の精神を以て連日會談を重ね來つた、本會商はその交渉事項が廣汎且多岐に亘つて居つたが、松宮大使とルネ・ロバン總督とを夫々首班とする兩國代表部は熱心なる討議の結果、今般各種問題に就て完全に意見一致し、本日日本側よりは松岡大臣及び松宮大使、佛國側よりはアンリー大使及

びロバン總督に依り居住航海條約及び關稅貿易支拂協定の調印を見るに至つたのである、右條約協定は今後日佛印間の經濟關係を密接ならしむる上に多大に寄與するものであり、斯くして東亞に於ける日佛兩國の協力の新な段階が開かれるに至つた事は同慶の至りである」

調印されたる協定の内容は左の如くである。

「一、居住航海條約 (イ)現行昭和二年締結の同條約は原則として最惠國待遇を約したにすぎなかつたものであるが、今回は入國、居住、各種課稅の賦課については内國民待遇を双方で許與した、従つて日本人の場合には佛印においては以上の點に關し佛國人待遇を受けるわけである。しかし動産不動産の所有および使用、商工業の經營、日佛印双方の會社の待遇等、經濟的活動に關する點については從來最惠國待遇 (ロ)船舶については從來通り自國船待遇、すなはち日本船が佛印にある際および佛印船籍あるものが日本においてはそれ〴〵自國船待遇を受ける (ハ)本條約は有効期間五ヶ年で一ヶ年の豫告期間をもつて一方的に廢棄出来るが、通告なき時は自然に繼續される (ニ)本條約をもつて現行條約は代替される。

## 一、關稅、貿易およびその決済の様式に關する協定

(イ)關稅 佛印の關稅制度は一般稅率二本建で、その他に個々の協定稅率がある、無條約國には一般稅率を、條約國には最低稅率を適用し、わが國には昭和七年の貿易暫定協定によつて最低稅率の適用を受けるものもあるが、これは極めて部分的で主要部分是不當なる高率關稅が適用されて來た、しかも最低稅率の適用を約しなからその稅率を勝手に引上げるなどの不法も敢てしたが、新協定においては、

(一)原則として最低稅率を適用する。



- (一) 食糧その他の必需品四十數品目については免税。
- (二) 綿布、雜貨類百三十餘品目については最低稅率をさらに低減する。
- (三) さらに重要な取極めとして四百數十品目について最低稅率の据置きを約定した。
- (四) 最低稅率の適用については佛印總督の權限によつて批准をまたず調印即日から發效する。
- (五) 日本も佛印産原料品等十數品目につき現行の免除を將來も据置く旨保障した。
- (六) 貿易

(一) 前述のごとき共存共榮の原則に基き日本の佛印よりの輸入については、各品目とも最低確保數量を規定し、日本より佛印への輸出については最高割當數量を決定し佛印側の確保をはかつた、しかし日本品については日本には別段金額の輸出義務はなく、佛印又金額の輸入義務は負はない、たゞし双方とも輸出入許可の申請ある際はその範圍内で許可する義務を負ふ。

(二) 日本より佛印よりの輸入品目 米、石炭、玉蜀黍、生漆、鐵鋼、マンガン鐵、燐灰石、亞鉛、タングステン、珪砂、牛皮、鹽、松脂、胡椒等で米を除き七、八千萬圓(昭和十四年の輸入總額は二千六百餘萬圓)。

(三) 日本より佛印への輸出品目 綿布、人絹、その他雜貨類。

(四) 輸出輸入品目、數量は一ケ年毎に協定。

#### (イ) 決済

(一) 原則として第三國通貨を使用せぬ建前で圓、ピアストルによる清算制度、すなはち横濱正金銀行、印度支那銀行にそれ／＼相手銀行の當座勘定を設け双方の帳尻決済による、その清算は三ヶ月毎に行ひ決済

が五百萬圓を超える毎に相手方の要求する外貨(主として米ドル)でその超過金額を支拂ふ。

(二) 佛印米の輸入代金支拂ひについては佛印側は日本に一ケ年間の延拂ひを認めた。

(三) この清算制度は、銀行同志の話し合ひによるものではなく日佛政府の協定に基くものである。

(四) 本協定は有効期間は昭和十八年末まで、豫告期間をもつて廢棄し得るが通告なき場合は自動的に繼續する。

一、以上の條約、協定以外の取極め (イ) 佛印輸出入組合に對する日本商社加入問題、原則として日本商社についても輸出入組合加入を認めた、すなはち日本品の輸入組合については從來實績あるものは勿論これまでに實績のないものも數社を選定して加入せしめる、これ等加入した商社には輸入割當てを與へる、また輸出組合については佛印は米その他專賣制によるもの以外は其輸出は自由となつてをり従つて組合加入の問題は重要でない。(ロ) 佛印における農、鑛、水力利權に對する日本資本の參加問題、從來は極めて排他的な規定によつて門戸を閉じてゐたが、今回はこれを相當緩和し日佛資本合辦の形式によつて日本の企業參加を認めた。(ハ) 佛印に於ける日本人學校の開設、日本人子弟の教育に國民學校の開設を認めた。(ニ) 定期經濟會議の開催、今後の日佛印間一般經濟問題に關する諮問機關として双方の官民合同による委員會を設け、佛印の開發、鐵道敷設、企業新設、資本投下等について政府に参考意見を具申する』

なほ、右協定調印式に於て、我松岡外相並にアンリー佛全權の述べたる挨拶は左の如くである。

松岡外務大臣 本邦と佛印との關係は從來種々の努力に拘らず思ふやうに發展しなかつたのでありますが、



昨年八月本大臣とアンリイ大使閣下との間に日佛印關係を全然新しい基礎に立つて考ふることに關し了解が成立したことは御承知の通りであります、兩者の經濟關係についてもこの新しい基礎の上に新しい關係を急速に樹立し東亞の安定に資したいと思ひ、此の點について就任以來アンリイ大使閣下とも屢々お話をした次第でありました、その結果昨年十月松宮宮大使を主班とする我代表部が佛印現地に參り、之に引續き客年末佛本國よりロベン總督閣下の御一行が御來朝になり兩者の間に東京に於て會商が續けられたのであります、この種の經濟交渉は常に複雑多岐な内容を有し、特に佛印の場合に於ては殆ど新規な基礎の上に兩者間の關係を規律しなければならぬので交渉が困難であり従つて長引くであらうとは内心覺悟して居つたのであります、然るに本年一月二十日我國にとつて重要な米の問題が解決して佛國側の態度を多としたのであります、その他の點についても交渉が續けられ、會談四ヶ月餘の後その結果が結實し、名實共に日佛印關係を全般的に調整するに足る條約及び協定等が成立し、茲に之を署名し得るに至つた事は私として實に喜ばしい次第であります、特に本條約及び協定の基礎を築く上に大いに盡力せられたアンリイ大使閣下及び實際の交渉に當られ、殆ど寢食を忘れて誠意會談の成立に努められたロベン代表閣下以下佛代表部の方々に對し衷心御禮申上ぐる次第であります、本會商の結果採擇せられました條約および協定等は、誠に本邦と佛印との間の經濟關係を根本的に樹立するに相應しきものであり、ひいては本邦と佛國全般との親善關係を一層密接ならしむる上に、多大の効果あるものであることを自分は確信するものであります、同時にまたこれが東亞の空氣を明朗化する上にも、大いに貢獻するものであることも疑ひを容れぬところであります、こゝにこの喜ばしき機會に當り一言御挨拶を述べもつて祝辭と致します。』

アンリイ全權 『只今外務大臣閣下の寄せられました非常に鄭重な御祝辭に對してロベン代表初め佛國代表部全員の名に於て厚く御禮申上げます、唯私は大臣閣下の御祝辭に値しないと存じます、何故ならば私は單に本國の訓令に従つたまゝであるからであります、私は松岡大臣と共に本會商の成立を誠に欣快に存ずるものであります、人は或は交渉が非常に永びいたといふかも知れませんが私はさう思ひません、何となれば交渉には必ず難關があるものであります、本交渉の難關は理論的な論說によるものではなく、日常生活と密接な關係のある謂はゞその中から生れた切實な論旨に基くものであるからであります、又今次會商の影響については本日調印せられた條約協定等の實質的且直接的な好影響のみならず、日佛兩國親善關係にも甚だ喜ばしき影響を及ぼすものと信ずるものであります、而して私は今次會議の關係者が如何に誠意を以て衝に當つたかを兩國當局のみならず國民に於ても知つて頂きたいと存ずる次第であります、最後に私は今次會議に依つて醸し出された友好的雰囲気と同じ精神に於て相交り益々相互の親善關係を増進せん事を切望するものであります。』

右協定の批准交換は七月五日、泰佛印國境紛争解決に關する平和條約の批准交換の席上に於て併せて行はれ、同日その旨内閣情報局より發表された。(泰佛印國境調停會議の項参照)

なほ、五月六日日本協定の成立後、直ちに本協定に基き、横濱正金銀行と印度支那銀行との間に兩國間に於ける決濟方法につき交渉を進めつゝあつたが、七月四日、横濱正金銀行に於て、日本側大久保横濱正金銀行頭取と佛印側ガネー印度支那銀行支配人との間に左の如き要項の日、佛印間銀行協定が調印され、同時にこれに關する大藏次官談が發表された。



日本、佛印銀行間協定要項

- 一、印度支那銀行は横濱正金銀行に圓貨の一般勘定及び米に關する特別勘定を、横濱正金銀行は印度支那銀行にピアストル貨の一般勘定を夫々設定す。
- 二、印度支那銀行が圓貨資金を必要とする場合には横濱正金銀行は何時にても對價としてピアストル貨を受入れ之を供給し、又横濱正金銀行がピアストル貨資金を必要とする場合には印度支那銀行は何時にても對價として圓貨を受入れ之を供給す。
- 三、本協定成立當時印度支那銀行又は横濱正金銀行が保有する圓貨資金又はピアストル貨資金及び協定成立以後兩國間の貿易及び貿易に附帶して生ずる圓貨資金（白米の輸出關係資金を除く）又はピアストル貨資金は第一項の一般勘定に夫々繰入る。
- 四、兩行の一般勘定の残高は毎月末相殺決算せられ右相殺の結果生じたる残高が一定金額を超過したる場合殘高保有銀行より要求あるときはその超過金額は米弗に依り決算す、但し米弗による決済に支障ある場合は金又は他の金に轉換し得る通貨に依る支拂につき協議す。
- 五、第一項の米に關する特別勘定は佛印の白米輸出の決済に關する勘定にして本勘定に拂込まれたる圓貨金は拂込後一箇年据置き印度支那銀行の一般勘定に振替をなす。
- 六、本協定の効力は政府間の經濟協定と同様三箇年にして滿期六箇月前に終了通告なき場合には更に一箇年宛延長せらる。

大藏次官談 『日本佛印間經濟協定の一環として今回横濱正金銀行と佛印中央銀行たる印度支那銀行との間

に別紙要項に依る銀行間協定の成立を見、七月五日より効力を生ずることとなつた。日本佛印間の通商取引は東亞の共存共榮を目標とする友好的なる經濟協定を紐帶として今後大いに増進せらるべきは疑を容れないのであるが、その決済に就ても本銀行間協定の成立に依つて今後の爲替取引は原則として圓爲替を以て直接に行はれることになるのであつて、兩國經濟關係の緊密圓滑化に寄與する所大なるものありと確信する。斯くの如く圓貨中心決済の擴大は最近國際政局の日に複雑機微を加へ國際金融の梗塞漸く深からんとするに際し、本邦通貨の價值愈々強固にその國際的地位の昂揚を物語るものであつて邦家の爲欣快とする所であるが、之と同時に對外爲替相場維持安定に關する本邦側の責任は益々重きを加ふることを痛感する次第である。』

次で、上記日佛印經濟協定に基く佛印資源調査團派遣に關し十月九日、内閣情報局より『豫て政府筋に於ては今春成立した日佛印經濟協定に立脚し日佛印經濟提携の一段階として佛印當局の全幅的協力の下に佛印未開發資源の調査を行ふ爲、調査團派遣方を準備中であつたが、今般關係官廳官吏及民間側専門家等より成る調査團の結成を見るに至り、團長横山正幸氏（元西班牙公使）以下團員は日佛印經濟提携實現の任を帯び不日現地に向つて出發の筈である』と發表された。

### 第三章 泰、佛印國境紛爭調停會議

前年に於ける泰國と佛印との國境紛爭の擴大發展に對して、帝國政府は、帝國が東亞に於ける平和



確保の責任を有するに鑑み、紛争發生以來泰佛兩國に對して紛争の平和的解決を慫慂し來れるが、愈々事態の重大化するに至れるを以て調停に乗り出すことに決し、前年末より準備を進めつゝあつたが、愈々一月二十日夫々兩國政府に對して正式に戰鬪行爲の停止及居中調停を提議したのであつたが、一月二十四日、兩國政府共に帝國の提議を受諾するに至つた。同日これに關し内閣情報局より左の如く發表された。

『泰國及び佛國政府は、今般泰、佛印國境紛争に關する帝國政府の停戰及び紛争調停申入れを受諾せり、泰國における失地回復運動の氣運發生以來、泰、佛印間の關係緊張の一途をたどりたるに付き、帝國政府は大東亞の安定靜謐と東亞民族の共存共榮を顧念し、かゝる問題は干戈に訴ふることなく平和裡に解決せられんことを欲し、必要なる措置を施し來れるも、不幸にしてその後遂に泰佛印間に武力鬪争を見るに至れり、而して佛國側に對しては、十二月初旬在京アンリー大使を通じて非公式に紛争解決に關し、調停の用意ある旨申入れ置きたり、然るにその後、事態は鎮靜解決の方向に進まざるのみならず、最近においては、兩國の戰鬪ます／＼擴大せられ、前途すこぶる憂慮すべきものありと認めらるゝに至りしを以つて、一月二十日、松岡外務大臣より佛泰兩國政府に對し戰鬪行爲の即時停止及び居中調停に關する帝國政府の提議を正式に申入れたるところ、今般右申入れに對し佛、泰兩國政府は夫々受諾の旨を回答し越せり。』

而して、今後に於ける國境紛争解決に對する佛印側の方針につき一月二十五日、佛印總督代理デルサル總務長官は我が同盟の記者に對して左の如くに言明した。

『一、佛印は平和を受するがゆゑに友邦日本の停戰提議を受諾したのは當然である。』

一、戰鬪行爲の停止は、泰國軍が全部佛印國境外に撤退して後、はじめて實行されるであらう。

一、停戰後の講和條件については佛印は決して國境線の變更修正を許容せぬであらう。

一、メコン河島嶼の歸屬問題に關しては、すでに同河最深部を國境とすることに同意して居り、幾つかの島は泰側に讓渡する用意がある。

一、泰國の要求しつゝあるラオス領ルアン・ブラバン、及びラオス南部メコン河西岸三角地區は斷じて讓渡することはできない。

一、日本は佛印の領土主權を尊重する旨言明してゐるので、日本が佛印の領土修正に關する提議を行ふことはないと思ふ。』

また、泰國の主席全權ワラワン殿下はステートメントに代るべき談話として、左の如く交渉に對する泰國の決意を表明したと傳へられて居る。

『今回の講和會議が果して成功するか否かは、フランスの出方如何にもよるが、日本の友好的努力に待つことが多い、泰國の要求については、最初要求したラオス地方ルアン・ブラバン及びメコン河に散在する諸島だけは満足出来ない、我方の平和的申出に對し、佛印側は武力をもつて侵略して來たのだから、その後の要求は自ら異なるものあるは當然であらう。』

斯くて泰、佛印國境現地に於ける兩軍の戰鬪行爲は、一月二十八日午前十時を以て停止されたが、



停戦に關して、泰、佛印兩國當局より夫々左の如き聲明が發表された。

泰側最高統帥部發表「泰國、佛印兩軍は二十八日午前十時を期し戰闘行爲を中止し、停戦を実施した、東京に開催される講和會議の泰國側代表は首席委員プリンス・ワンライタイヤコーン、委員駐日公使ピア・シー・セナ以下六、七名の豫定である。」

佛印當局聲明「佛印と泰國間の戰闘行爲は二十八日午前を期して停止され、かくして兩國が宣戦もせず武力行動にうつり得た紛争も、最後の幕を閉ぢるにいたつた、元來泰國に對してはなんら要求するところもなくしたがつてまた積極的行動をとらなかつた佛印側は、たゞ泰側の挑戦に報復行爲をとらねばならなかつたのである、佛印側は今回の戰爭に陸に空に海に相手國に對して痛烈な打撃を與へ、また佛人並に土人の勇氣及びその兵器の優秀さを發揮した、國境紛争の開始以來佛印はあらゆる手段を盡して戰闘に従ふと同時に、相手國の戰闘停止を待つ旨を聲明してゐる、今回佛印は日本の調停を受諾した、戰闘行爲の停止はこの調停の第一の手段である、國境地方の住民は從來の職業に復歸が出来るし、勇敢な佛印兵は今や武器を休めて休息する時が來た、停戦會議は國境紛争調停の前提であり、その會談もやがて東京で開かれるであらう、停戦會議は西貢で開かれるが、これは全く地理的關係のしからしむるもので、佛印監視團のある河内は兩軍作戦地域からかけはなれてをり、バンコックに向くことはこの際問題となり得ない。」

一月二十八日、兩軍の停戦實施を俟つて停戦會議が二十九、三十日の兩日に互りサイゴンに於ける帝國軍艦内に於て行はれたが、この停戦會議に關して二十九日內閣情報局より次の如く發表された。

泰國、佛領印度支那間の國境紛争の停戦交渉は西貢洋上帝國軍艦内に於て開催することになり、帝國政府は左記代表を同會議に出席せしむることとなりたる旨兩國政府に通告したり。總領事(ハノイ)林安、總領事兼田不二夫、總領事(バンコック)淺田俊介、陸軍少將澄田勝四郎、同大佐田村浩、海軍大佐島越新一、同中堂觀憲。

なほ、泰、佛印兩國停戦委員の顔觸れは左の如くである。

〔泰國側〕 主席全權陸軍大佐、國軍參謀總長ブラ・シルバ・サーストラコム△全權外務次官ルアン・シツデ・サヤムカー△委員海軍大佐、海軍副參謀長心得ルアン・サムダエン△委員陸軍大佐、陸軍作戰局第二課長ルアン・ヨツド・アブード△委員空軍大佐、空軍參謀長ルアン・テヴァリット・バルック△委員經濟省商務局長ナイ・ワニチ△委員陸軍少佐、參謀部員ニトラ・ケマヨデナ△委員外務省事務官ナイ・タヴィ・タヴィデクン。

〔佛印側〕 總督府官房長ゴーチエ、政務局長マントバーニ、軍事官房長ジュアン、軍事參謀長アレクサンドリ、ベリス各委員。

以上の如く二日に互る停戦會議を経て三十一日停戦協定の調印が行はれたが、これに關し同日內閣情報局並に日本代表部より左の如く發表された。

情報局發表「佛泰停戦會議は帝國委員參加のもとに一月二十九日より西貢洋上帝國軍艦内において行はれりたるところ、三十一日午後八時(日本時間)停戦協定成立し、兩國全權並びに帝國委員はそれらに署名調印せり、兩國國境紛争の根本的解決は近く東京において開かるべき平和會議において議せらるべきも、その前提たる停戦協定が、かくも速かに成立せるは當事國双方の東亞共榮圈内の靜謐平和に對する完全なる理解と



眞摯なる努力ともたらせる所として帝國政府の欣快おく能はざる所なり。

日本代表部發表 調停委員會はその任務を終へ、日本、フランス、泰國の代表は停戦協定に調印せり、紛争の最後の解決を目的として印度支那及び泰國に依り採決せられたる調停文に依り事態は完全に處理せらるべく、調停文は佛印、泰兩國に依り受諾せられたる日本帝國政府の調停申入れを確認せる前書及び次の十箇條より成りあり。

第一條 は武装地帯に關するものにして原則として紛争の最後の解決に至るまでに起し得べき一切の事故を避けんが爲、双方の軍隊は一月二十八日午前十時現在の占據地帯より十キロメートル相互に後退することを約してゐる、調停文は先づ明確に兩軍の占むべき線を定め、更に被軍事地帯における警察權の施行に關する事項を定めてゐる。

第二條 はシヤム灣に於て兩國軍艦の越ゆべからざる境界線を決定してゐる。

第三條 は第一條に於て定められたる兩國の占むべき線の後方十キロの線を兩國の飛行機が越ゆべからざることを約してゐる。

第四條乃至第九條 は次の事項を定めてゐる (一)兩軍の後退は協定の調印より七十二時間内に完全に行はるべきこと (二)停戦條件は三國間の協定により延長し得ること (三)協定に調印せる日本側代表は協定の實施を監視しその目的の爲に必要な一切の便宜を供與せらるべし。

第十條 は相互間の捕虜交換を約す。

斯くて愈々東京に於て調停會議が開かれることとなつたが、帝國の調停委員並に泰佛兩國の代表以

下隨員の顔觸は左の如くである。

帝國調停委員及び隨員

【調停委員】 松岡外務大臣、松宮特命全權大使

【調停委員隨員】 (首席)松本條約局長、(事務總長)齋藤南洋局長、與謝野歐亞局第二課長、(陸軍側)武藤軍務局長、二宮陸軍中佐、濫澤大使館一等書記官、佐藤條約局第二課長、廣田南洋局第二課長、(海軍側)岡軍務局長、柴海軍中佐。

泰國側委員

【首席全權】 ワンワイ・タイヤコン・ワラワン殿下 (外務省顧問)

【全權】 ピア・シー・セナ駐日泰公使、ブラ・シルバ・サーストラコム大佐 (國軍參謀總長)

【委員】 ルアン・ウイシット・サンクラム大佐 (陸軍參謀總長)、ナイ・ワニット商務局長、ルアン・ピラヨタ大佐 (駐日泰公使館附陸軍武官)、ルアン・サムデン・ピチャチョート大佐 (軍令部副長)、ルアン・テヴァリット・パルルク大佐 (空軍參謀總長)

(事務總長) ナイ・タヴィ・タヴエチクン外務書記官、ルアン・サテチット・ユニタカム少佐 (參謀本部附)、ネート・ケーマヨチン少佐 (參謀本部附)、パオ・シチアノン少佐 (國軍司令部附)

【隨員】 ルアン・ピニット・アクサーン (事務總長秘書)、モム・チャオ・ウオン・サヌ (ワット事務總長秘書)、ブラ・ノーララト・チムノン (事務總長秘書)

佛國側委員

第三章 泰、佛印國境紛争調停會議



【全權】アルセーヌ・アンリ・駐日佛大使、ルネ・ロベン名譽總督。

【隨員】(事務總長) ゴーチエ理事長官(佛印總督府官房長)、ラコンム少佐、ダンヂュラス・ド・マイシー(駐日佛國大使館書記官)、プリオンヴァール(駐泰佛國公使館書記官)、ベルチエ大尉、ヂヌヴェス(佛印總督府政務局第一課長)

會議は、二月五日泰國全權團、同六日佛隨員の到着入京を待つて七日より首相官邸に開かれたが、同日の會談に關する内閣情報局發表並に三國共同コムミuniqueは左の如くである。

情報局發表「ゴーチエ佛、ナイ・タヴィ・タヴェクン泰兩國事務總長は本七日正午外相官邸において帝國側齋藤事務總長參加の下に互にその全權委任狀を示し、これが良好妥當なるを認めたる後、右三者は今後の事務進行に關し協議を行つた。」

三國共同コムミunique 「泰、佛印國境紛争調停會議の第一次公式會合は本七日午後四時より總理大臣官邸において開催せられ、帝國主席委員松岡外務大臣は調停者側を代表して挨拶をなし、これに對し佛側全權および泰側全權委員の答辭あり、次いで帝國側事務總長よりあらかじめ關係國事務總長間に於て協議決定せられたる議事進行の方法を發表し佛、泰兩國全權これを受諾し午後四時五十分閉會せり。」

松岡外相挨拶 「まづ皆様遠路懇々御來京下さいましたことについて、衷心から感謝と歡迎の辭を呈したいと存じます、私は大東亞共榮國の確立といふことは、皇國の方針といふに止まらず、また世界史上、實に歴史的必然性を有するものと信ずるものであります、しかして、大東亞共榮國內の諸邦が、各々その所を得て共存共榮をなすことは、東亞のため、延いて世界平和のために貢獻する所以と考ふるものであります、そのために

は、東亞地域の安定靜謐といふことが特に必要であることはいふまでもないのであります。従ひまして、昨年未泰、佛領印度支那間に國境に關する紛争が発生致しました時も、兩國が干戈に訴ふることなく、友好的に解決を圖らんことを希望したのであります、不幸にして兩國間に戰鬪が行はるゝに至つたのであります、そこでわが國と致しまして、かゝる状態が永く繼續することは、東亞全局のために好ましくならずと考ふるに至り遂に起つて調停の勞を執ることゝなつたのであります、一度調停に乗り出した以上、皇國としても決意と責任とを以て問題の解決に努力する意向なるはいふまでもないのであります。幸ひ、調停の第一歩をなすサイゴン停戰會議が、急速かつ圓滿なる妥結に到達しましたことは、皇國の誠に欣快に堪へない次第であります、たと今から開催せらるゝことになりました東京における調停會議におきましても、佛、泰兩國代表が、右停戰會議において示されたと同様の完全なる理解と眞摯なる協調的精神とを以て、速かに紛争の解決を圖り、泰、佛印間に友好關係を恢復して、大東亞の安定靜謐のため貢獻せられんことを衷心より希望してやまない次第であります。」

佛國全權答辭 「本日われらが茲に參集して會議を開催せんとするにあたり外務大臣閣下より歡迎の辭をたまはり感謝に堪えません、閣下は紛争が急速なる解決に到達するやうわれわれが努力を集中せんことを希望せられました、佛國代表の協力については閣下は十分なる御期待をもたれて然るべしと申上げ得るものであります、佛國代表は閣下と同様公平と正義に立脚したる協定が最短期間に成立し關係諸國に大なる幸福を齎し、又將來永續すべき諒解の樹立せられんことを希望し、かつ右目的のためわれわれは全力を盡さんとするものであります。」



泰全權の答辭 『泰國代表團は閣下の御懇篤なる歡迎の御言葉に對し深甚なる感謝の意を表します、今次日本國政府の調停提議を泰國政府が快く受諾致しましたのはたゞに右提議が泰國と最も親善關係にある一大強國の友好的行爲であるがためのみでなく、泰國政府が終始一貫平和的手段を以て國際紛議を解決せんとしてゐるが故であります、日本國政府は今次佛領印度支那に關する泰、佛印紛争の調停にあたりその東亞に於ける卓越せる地位に鑑み該地域の永久的平和及び秩序維持に對する眞摯なる熱意と崇高なる責任感を立證せられました、關係諸國間の平和安定を維持することは泰國政府の常に念願するところであり泰國政府の對外政策は合理と平衡と正義との上に友好親善關係を樹立することを目的とするのであります、泰國政府が佛との關係とりわけ佛領印度支那に關する關係を調整するために最善の努力を傾け來つたのも前述の如き目的の爲であります、又かゝる基礎の上に現在の泰、佛紛争の急速なる解決をもとむる次第であります、サイゴンにおける停戰交渉の成功は今次會議の前途に對する瑞兆であります、なほわが泰國代表團は閣下の御司會の下に東南アジアの平和と繁榮とに多大の關係ある問題が慎重に考慮せらるべきことを確信する次第であります。』

次で翌八日、愈々具體的討議に入るための第一回非公式會談が外相官邸に於て開かれたが、同日の會談に關する三國共同コムミュニケは左の如くである。

『本八日午後三時より外相官舎において第一回非公式會談開催せられ、日本側は松宮調停委員、齋藤事務總長他隨員數名、佛國側はアルセーヌ・アンリー、ルネ・ロバン兩全權他隨員二名、泰國側はワンワイ・タイヤコン、ワラワン、ピア・シー・セナ、ブラ・シルバ・サーストラコム三全權他隨員二名これに出席し、意見の交換をなし午後五時半散會せり。』

翌九日、第二回非公式會談が續行されたが、同日の會談後發表された三國共同コムミュニケは左の如くである。

『第二回非公式會談は本九日午後三時より外相官舎に於て開催せられ日本側は松宮委員、齋藤事務總長以下隨員數名、佛國側はアルセーヌ・アンリー、ルネ・ロバン兩全權他隨員三名、泰國側はワンワイ・タイヤコン、ワラワン、ピア・シー・セナ、ブラ・シルバ・サーストラコム三全權他隨員二名出席し、具體的問題につき意見の交換を行ひ午後五時五分散會せり。』

なほ、停戰期間は一月二十八日より二週間となつて居り二月十一日正午を以て期限が満了となるので、帝國政府は調停會議の續行中なるに鑑み、更にこの期間を二週間延長すべく、二月八日の第一回非公式會談の後、泰佛兩國政府に延長方に關する申入れを行つたのに對して、十日附書翰を以て兩國政府共夫々承諾の旨を回答し來つたので、停戰期間は二月二十五日まで延長されることとなつたが、これに關し、十二日我が内閣情報局より左の如く發表された。

『佛、泰停戰期間は二月十一日を以て期限満了となるに付き二月八日第一回非公式會談後帝國政府より停戰期間の二週間延長方佛、泰兩國政府あて申入れ置きたる處、兩國政府は二月十日付書翰を以て各々これを承諾し來れり。』

斯くて調停會議は第二回非公式會談に引續き二月十七日第三回非公式會談が開かれ、爾後、調停委員たる帝國側代表と泰佛兩國全權との個別的折衝に移り連日會談が行はれつゝあつたが、帝國代表は



會議の進捗に鑑み、再度停戦期間を延長するに決し、二月二十三日、兩國全權に對して停戦期間を更に十日間延長を申入れたのに對して兩國全權は即日これを承諾したので、翌二十四日には第四回非公式會談が續行された。この間の経過並に二十四日の第四回非公式會談に關して内閣情報局より左の如く發表された。

「泰、佛印國境紛争調停會議は過般公表せる第二回非公式會談に引續き本月十七日外務大臣官邸に於て第三回非公式會談を開催し、爾來調停委員は佛泰各全權と個別的折衝を續け來れるところ、佛、泰間停戦期間も餘すところ短時日となり尙協議を要する若干の點存する爲調停者たる帝國代表は昨二十三日佛、泰兩國代表に對して停戦期間を更に十日間（日本時間にて來る三月七日正午に終る）延長方を要請し同日其承認を得たり。

第四回非公式會談は本二十四日午後五時より六時十五分まで外務大臣官邸に於て開催し日本側より松岡、松宮兩調停委員、齋藤事務總長外隨員數名、佛國側よりアルセーヌ・アンリー、ルネ・ロバン兩全權外隨員三名、泰國側よりワンワイ・ダイヤコン・ワラワン、ピヤ・シー・セナ、ブラ・シルバ・サーストラコム三全權外隨員二名之に出席し圓滿なる雰囲気の中に協議を遂げたり」

この第四回非公式會談に於て帝國代表より公正妥當なる調停案が提示されたが、これに對して泰國側はこれを應諾せるも、ヴィシー政府は屬領の防衛權は獨佛休戰條約により承認されて居る等の口實を設けて難色を示し、回答期限と豫定された二十八日に至るもこれが承認を躊躇するに至つたため、會議は俄然難關に逢着するに至つた。而も、ヴィシー政府に反逆せるド・ゴール政權までもヴィシー

政府を支持して佛印領土一部返還反對の氣勢を擧げ、また會議停頓の報に乗じて米英側の調停會議破壞の策謀が俄然激化し、重慶側までも雲南、ビルマ國境に兵力を集結して泰國の背後を脅威する等、東京會談を繞る事態は頗る重大化するに至つた。

而して一方我が駐佛原田代理大使は、二十五日、ヴィシー外務省を訪問し、その反省を要請するところがあつたが、二十七日、ヴィシー政府の代辯者は、東京會談に對する佛國の立場について左の如く發表したが、これによつて佛の態度が極めて強硬であることが窺はれるのである。

「ヴィシー政府の回答は二十六日アンリー駐日大使に送られた、會談は從來通り續行されてゐる、休戦期間延期によりまだ八日間の交渉の餘地が残されてゐるから、なにも明日中に決めてしまはなければならぬわけではない、フランスは佛印において泰國側から紛争をもちかけられ、且われらが泰國との善隣政策の繼續を希望してゐる際に突如としてこの紛争をもちかけられたのであるから、われ等はフランスの從來の建前を堅持するのが當然である。（次で佛泰關係の歴史的解説をなし、最後に一九四〇年六月十三日に締結された泰佛不可侵條約を指摘し）フランス側はなんら紛争の理由をもたなかつた折柄突如として泰國の領土要求をみたものである、フランスは調停の成功については日本に全幅の信頼をよせてゐる、けだし松岡外相は他の機會にしばしば日本が他國の弱味につけ込んで自國の利益をはかる考へはないといふことを聲明してをるからであり、かゝる精神においてはじめてよく調停者の役を果し得るものと考へてゐる、フランスは完全に獲得した權利はこれを堅持するものである、交渉が更に三、四日續行されるとしても、それは主として第二義的な問題について」



あると思ふ、フランスは受諾可能なる譲歩はこれをなすにやぶさかでない、しかしながらわれ等が統治してゐるカンボチアの領土保全を確保せんと欲する、ヴィシー政府は慌てることなく東京會談の成行を待つてゐる、これがフランス政府の現在の立場である。」

なほ、佛印當局も同日ヴィシー政府と呼應して左の如き公式聲明を發表したが、

『泰、佛印交渉に關聯して佛印が泰國に讓渡すべき地域に就き種々なる流説が行はれてゐるが、泰、佛印間の紛争を解決すべき東京會談は尙進行中であり、その決定事項として虚構を傳へるものは流言蜚語を爲すものとして刑事上の追訴を受けるであらう。』

なほ、ヴィシー官邊の洩すところによれば、佛印軍事當局は目下續々軍隊を泰佛印國境に集結、三月七日の休戦期限満了と共に泰軍との戦闘を再開し得るやう待機の態勢を整へつゝありと傳へられ、事態は極めて悪化しつゝあるかに見られた。

こゝに於て帝國政府は斷乎たる決意を以てこの事態に處すべく、萬一會談不調の場合をも考慮し、二月二十七日、ハノイ及びサイゴンの出先當局に對して、全佛印の在留邦人四百名の急遽引揚を訓令する等萬全の措置を講ずると共に、なほも交渉妥結に努力し、二十八日より三月一日に互つて松宮代表はアンリー、ロバン兩佛全權との間に個別的折衝を行つた結果、翌二日に至り、アンリー大使は松岡外相を訪問しヴィシー政府の訓令に基く正式回答を齎したのであつたが、佛國はこの回答に於て大

局的には我が調停案を承認したが、然しなほ、若干の希望的條件を附し泰國側の讓歩を要望し帝國の斡旋を要請したものであつた。

よつて帝國政府は翌三日、この佛國の回答に對する態度を決定、直ちに泰佛兩國に對して再度の回答を要求したのであつたが、四日午前泰國全權より承諾の回答があり、また同午後アンリー大使が松岡外相を訪問して再度の回答を齎したが、この回答に於ても佛國側は依然、帝國の調停案と重點を異にするものであつたので、松岡外相はアンリー大使に對しさらに重ねて二月二十四日の我が調停案に對する回答を要求し、三月七日正午を期限としてその回答を待つたのであつた。

斯くて、回答期限たる七日に先だち、六日午前十一時、アンリー佛大使は松岡外相を訪問して、我が調停案に對して全面的にこれを受諾する旨を回答し、こゝにやうやく調停成立の見込みが確定されるに至つたので同日午後二時、情報局より『日本帝國の提示したる調停案は其の主要なる點に付き佛泰兩國政府に依る同意成立せり、而して細目に關する殘餘の諸點は兩三日中に解決せらるゝ筈なり』と發表された。

なほ、同日右發表後の午後五時、松岡外相は特に佛大使館を訪問してアンリー大使と再度の會談を行ひ、これに關して情報局は午後七時より『……帝國政府の提示したる調停案に關し既に佛、泰兩國政府に依る同意成立せる主要なる點を除き細目に關する殘餘の點に付き會談……』と發表されたが、



さらに同夜八時松岡外相はアンリー大使の來訪を求め三度會談を行つたのであつたが、この會談について情報局は午後十時の發表には『……尙本件交渉は依然として進捗しつゝあり』と付け加へられてあつた。

次で翌七日には、松岡外相がワラワン泰全權並にアンリー佛全權と個別的に會談し、これにつき情報局より『……帝國の提示せる調停案の細目に關する諸點に付會談したるが、其の結果最終的解決に向ひ相當の進捗を見たり』と發表された。

斯くて細目交渉は順調に進捗し、三月十日に至つて三國の意見の一致を見、翌十一日を以て第二回公式會議が開かれ調停案の署名を了つたのであつたが、調印式終了と同時に左の如き三國共同コミュニケが發表された。

『今回東京に於て開催せられたるタイ國、佛領印度支那國境紛争調停會議は、去る二月七日第一回公式會議を以て開始せられ、爾後三回の非公式會議の外、連日個別會談を重ね、調停者側の斡旋に依り、漸次双方意見の接近を圖りたる結果、大體妥結の見透を得たるを以て、調停國は同月二十四日第四次非公式會議の席上調停案を提出し、爾來兩當事國に對し同案受諾方勸説し來れる處今般佛・タイ兩國政府は、右調停案を基礎とし、之に若干の修正を加へたるものを受諾し、本日午後四時調停條項に署名を了したり、調停條項左の通り。

(イ)佛國は一九〇四年二月十三日のフランス國、シヤム國間協約第二條に定められたるバクライ並にマッタメン、プサルサト兩州の州境以北シエムレアブ、マッタメン兩州境の南端グラン・ラック湖に接する地點よ

り經度線に沿ひ北上し十五Gの緯度線との交會點に至り、右交會點より緯度線に沿ひ東向し、メコン河に達する線以北のメコン河右岸の土地をタイ國に割讓す、但しスツン・トレン對岸小地域は佛印側に留保す。

(ロ)前記の割讓地域は、全地域を非歩裝地帯とし、且佛蘭西國民及び佛領印度支那人は全地域に於て入國、居住、營業に付タイ國民と絶對平等待遇を享有す。

(ハ)タイ國政府はルアン・プラバン對岸三角地帯に於けるルアン・プラバン王室御陵を尊敬し、其の保存參拜等に關し便宜を供與す。

(ニ)メコン河境界は、最深部河底の原則に依り之を定むるも、コン及びコーヌ二島嶼はタイ國主權の下に兩國の共同管理とし、同兩島嶼に於ける從來の佛側施設は佛國に屬す。

尙右署名に際し、日本側は前記調停條項に依る紛争解決の決定的性質を保障し、佛タイ側より大東亞に於ける平和の維持、特に日タイ日佛間の特殊緊密關係の樹立、又増進に關し追て取極を爲すべき趣旨を明にしたる文書を夫々日タイ、日佛間に取り交したり。

斯くして佛・タイ兩國間に友好平和關係恢復せらるゝと共に關係三國の紐帶益々強化せられるに至るべし。

(註) (イ)項に「十五Gの緯度線との交會點」とあるが、十五Gとは北緯十五度の意味ではなく、フランス獨特の地球物理学上の用語であつて、實際は北緯十三度四分附近に相當する。

なほ、右調印式に於いて、我が松岡外相を初め三國全權は夫々演説を行つたが、その内容は左の如くである。



松岡外相 タイ國佛領印度支那間、國境紛争解決を目的とする調停會議は去る二月七日第一回公式會議を開催致しまして以來、連日に亘り、當事國ならびに調停國の委員間に、誠意ある非公式會談が續けられ、其の間佛、タイ兩國代表の、理解ある互讓的精神ならびに調停國側の不撓不屈の斡旋に依り、幸ひ意見の一致點を發見するに至り、本日兩當事者及調停者間に確認の爲めの署名を了し、會議開催以來一箇月餘を以てこゝに圓滿なる妥結に到達した次第であります。

右署名により佛、タイ兩國間の友好關係を回復すると共に、帝國と兩國間の共存共榮の紐帶を更に強化し、かくて大東亞ならびに世界の平和樹立に、幾何かの貢獻を爲し得たといふことは全く調停者側の決意および責任に深き了解を有せらるゝ佛、タイ兩國の互讓妥協によるものであつて、またもつて人類福祉のため慶福といはねばなりません。嚴寒の候、千里の遠きより遙々來京せられ、春風正に到らんとするの時、芽出度く使命を達成、和協の實を擧げられたることは、其の儘もつて兩國間恒久の平和、世界人類の康寧への大道發足を、表徴するものとして、誠に慶賀に堪へない次第であります。なほ申す迄もないことではありますが、本日署名致しまする調停事項はこれを具體化するため、直に兩國間に條約交渉を開始せられんことを希望致します。

アンリー佛大使 私は外務大臣に對し、閣下がこの會議において示されたる御好意、御盡力ならびに閣下が個人的に示されたる御盡力と御努力に對し衷心より感謝する次第である、何故なれば御盡力と御厚意がこの會議の圓滿なる解決をもたらしたるがためである。

ワンワイ閣下 閣下ならびに各位、泰國側代表の名において私は日本政府の調停による泰國および佛領印度支那間國境紛争調停がこゝに成立したことに對し心から感謝の意を表する次第である、兩紛争當事者の求むるとこ

ろに自ら相違あることは當然なことであり、泰國の要望するところのものは即ち失地の返還である、なぜならばそれらの失地は泰國と同民族であり、かつ同文化によつて結ばれてゐるからである、従つて佛國側は該失地の保護に努力すべきものである、しかるにこゝに大日本帝國調停委員は現状の許す範圍内におけるより大なる共同利益すなはち東亞ひいては世界の恒久的平和のために妥協の道を發見するに努力せられをるに對し、泰國側代表は友好的精神を以て互讓妥協を示したのである、泰國側代表は日本政府が東亞における平和ならびに共存共榮のためにとられたる調停の處置に對し衷心より感謝致す次第である、なほ、今回の會議において示されたる友好的精神は、ますます親善關係に緊密の度をもたらさんことを確信してやまぬ次第である。

また、右十一日の調停條項の署名の席上に於て、日泰、日佛間に大東亞の平和維持に關する公文が交換されたが、同公文は何れも書翰の形式で日泰、日佛間に相互に交換された四通から成るもので、その内容は翌十二日情報局から發表され、次の如くである。

#### 松岡大臣發アンリー大使宛書翰

以書翰啓上致候陳者大東亞に於ける平和の維持は帝國政府の最重視するところに有之從て帝國政府は帝國との間に千九百四十年八月三十日の協定に依り更に緊密となりたる特殊關係を有する佛領印度支那が當事者と爲れる紛争の發展を憂慮を以て注視し來り候

帝國政府は大東亞に於ける平和の維持の見地に立ち、且又前記協定を成立せしむるに至りたる平和的且友好的精神を想起し、佛領印度支那、タイ國間紛争を終止せしむるの目的を以て佛、タイ兩國政府に對し居中調停



を申入れ候依て帝國政府は佛國政府が無條件に受諾すべきものとして別紙調停案を提案致候佛國政府にしてこれを受諾せらるゝにおいては帝國政府は右調停案による本件紛争の解決が決定的にして且變更し得ざるものなることを佛國政府に對し保障するの用意有之候

他方帝國政府は佛國政府が大東亞における平和の維持特に帝國及佛領印度支那間に於ける善隣友好關係の樹立並に經濟的緊密關係の増進に努力せられ且日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は了解をも佛領印度支那に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言すべきことを疑はざるものに有之候

前記の帝國政府の保障並に佛國政府の宣言は後日佛國・タイ國間の紛争解決の爲の條約成立と同時に正式文書に依り確認せらるべきものと了解致候

本大臣は茲に重て閣下に向て敬意を表し候 敬具

昭和十六年三月十一日

外務大臣 松 岡 洋 右

佛蘭西特命全權大使 シヤルル・アルセーヌ・アンリー閣下

アンリー大使發松岡大臣宛書翰

以書翰啓上致候陳者本日附貴輪を以て貴大臣は左記を御通報相成候(往輪文挿入)

本使は右御通報を敬承致すとともに佛國政府が局地的情勢よりするも將又武運よりするも未だタイ國政府と自由に交渉し且締結せられたる條約の利益を放棄せざるを得ざる立場に在らざるにも拘らず現下の事態におい

て日本國政府の懇請に従ふの用意ある旨閣下に達し通報するの光榮を有し候佛國政府は大東亞における平和の維持を常に顧念しかつ未だ曾て右平和を擾亂するがごときことを企圖したることなき處別紙調停を受諾すること依り千九百四十年八月三十日の協定の基本精神に對する其の忠誠を再び立證致すものに有之候

右の精神に基き且其の極東に於ける屬地を第三國間の紛争に捲込むが如き一切の約束を回避せんことを希望し佛國政府は日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は了解をも佛領印度支那に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言致候、尙佛國政府は日本國政府が千九百四十年八月三十日の協定及爾後の軍事取極の嚴格なる遵守を確保せられんことを期待致すものに有之候、本使は茲に重て貴大臣に向て敬意を表し候 敬具

松岡大臣發ワンワイ殿下宛書翰

以書翰啓上致候陳者大東亞に於ける平和の維持は帝國政府の最重視するところに有之從て帝國政府は帝國との間に千九百四十年六月十二日の條約に依り更に緊密と爲りたる特殊關係を有するタイ國が當事者と爲れる紛争の發展を憂慮を以て注視し來り候

帝國政府は大東亞に於ける平和の維持の見地に立ち且又前記條約を成立せしむるに至りたる平和的且友好的精神を想起し、タイ國佛領印度支那間紛争を終止せしむるの目的を以てタイ、佛兩國政府に對し居中調停を申入れ候依て帝國政府はタイ國政府が無條件に受諾すべきものとして別紙調停案を提案致候タイ國政府にして之を受諾せらるゝにおいては帝國政府は右調停案による本件紛争の解決が決定的にして且變更し得ざるものなることをタイ國政府に對し保障するの用意有之候



他方帝國政府はタイ國政府が大東亞における平和の維持特に帝國及びタイ國間に於ける善隣友好關係の樹立並に經濟的緊密關係の増進に努力せられ且日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は了解をも第三國と締結するの意思なきことを宣言すべきことを疑はざるものに有之候

前記の帝國政府の保障並にタイ國政府の宣言は後日タイ國佛國間紛争解決の爲の條約成立と同時に正式文書に依り確認せらるべきものと了解致候

本大臣は茲に重ねて殿下に向て敬意を表し候 敬具

昭和十六年三月十一日

外務大臣 松岡洋右

タイ國首席全權 ワンワイ・タイヤコン・ワラワン殿下

ワンワイ殿下發松岡大臣宛書翰

以書翰啓上致候陳者本日附貴翰を以て貴大臣は左記を御通報相成候(往翰文挿入)

本使は右御通報を敬承致すと共にタイ國政府が局地的情勢よりするも將又武運よりするも未だ之を餘儀なくせられざるにも拘らず現下の事態に於て日本國政府の懇請に従ふの用意ある旨閣下に對し通報するの光榮を有し候タイ國政府は大東亞に於ける平和の維持を常に顧念し且未だ曾て右平和を攪亂するが如きことを企圖したることなき處別紙調停案を受諾することに依り千九百四十年六月十二日の條約の基本精神に對する其の忠誠を再び立證致すものに有之候右の精神に基き且又、第三國間の紛争に捲込まるゝが如き一切の約束を回避せんことを希望しタイ國政府は日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は了解をも第三國と締結するの意思なきことを宣言致候なほタイ國政府は日本國政府が千九百四十年六月十二日の條約の嚴格なる遵守を確保せられんことを期待致すものに有之候

本全權は茲に重ねて貴大臣に向て敬意を表し候 敬具

なほ、同じく十一日、調停成立に關して我が外務省は左の如き當局談を發表した。

「本日佛泰兩國全權は泰佛領印度國境紛争の最終的解決に關する帝國の調停案に署名を了した、顧みると一月二十日帝國政府が居中調停の申入れを行ひ右に基いて兩國間に停戰協定締結せられたる後二月七日第一回公式會議を開いて以來正に三十三日目である、この短期間に斯る難事業が成就せられ得たことは特記すべきこと、いはねばならない、帝國の調停案の骨子は三國共同公表に於て發表せられた通りであるが、佛國が右國境紛争の調整に當り終始互讓的態度を持し妥結を容易ならしめたるは大國の襟度を示すものとして稱讚に値すべく、泰國が絶えず協調和親の態度を以て終始したる亦東亞新秩序建設に貢献せんとする誠意を立證せるものとして衷心より敬意を表する次第である、客年來泰佛印國境に紛争勃發するや帝國は夙に調停斡旋の意を兩國に通じてこの地方の平安ならんことを企圖したが、機未だ熟せずして事ならず、此間偶々第三國の爲にする策動も加はつて遂に兩國は干戈の間に相見ゆることとなり、時と共に戰火は四方に擴大して、遂に放任するを許さざる事態に至つたのである、大東亞の安寧、靜謐は如何なる犠牲に於ても之を確保せんとする帝國にとり斯る事態の發展が一大痛恨事たりしは勿論であるが、夫と共にこの騒亂を利用して大東亞共榮國確立の帝國の聖業を妨害せんとする第三國の策動を帝國が絶對に黙通し得ざる次第は敢て多言を要しない、帝國が本年一月二十日兩當事國に對し正式に調停申



入れを行つた所以のもの亦實に此處に存する、幸ひ右は兩國政府の直に受諾する所となつたのである、先づ紛争解決の第一歩として一月二十九日より西貢洋上帝國軍艦内に於て開かれた停戦會議は三日後の三十一日には早くも妥結に達し不取敢二週間の停戦をなすこと並に引續いて東京に於て和平會議を行ふこと等が決定された。帝國政府は右決定に基いて直に東京に調停會議を招請し、佛泰兩國は各々其全權委員並に隨員を派遣し來つたが、右に帝國調停委員を加ふれば参加人員四十名を突破する規模れとなつた調停會議は二月七日第一回公式會議を以て幕を切つて落したが、非公式會議を開くこと數次、個別會談を重ねること數十次その間紆餘曲折少からず停戦協定期間も再度に互り之を延長するの餘儀なきに至つた、事柄が領土の割讓と云ふ重大問題であるから無理からぬ次第である、斯くて會談開始以來二旬近くにして兩國主張の大綱を把握し得たので帝國は公正妥當と思考する調停案を作成し、二十四日之を兩國に提示した、而して關係三國委員は之に基いて交渉を重ね會談深更に及ぶこと屢々、時には晩に及ぶことすらもあり、遂に旬餘を経て兩國は之に若干の修正を加へたるものを受諾するに至つたのである。

本調停案の受諾に依つて一步誤れば大事に至らんとした紛争も茲に解決を見るに至り、兩國間に和平親和の關係が回復せらるゝと共に帝國と兩國との共存共榮の強靱なる紐帶は一段と強化された次第である、それは大東亞の安寧靜謐幸いて世界平和への確固たる一礎石に外ならない、兩國のため更に大にして世界人類のため慶祝措く能はざる所以である、殊に日夜大東亞共榮圖確立に精進しつゝある帝國としては東南アジア地域の靜謐安定確保がその第一要件なるにも鑑み本調停成立が此聖戰完成途上正に竿頭一步を進め得たることを深く欣快とするものである。

尙其間第三國中には自家の陋劣なる心事を以て溢りに幻影を畫き我國を誣ふるに名を調停に藉りて利を收めんとするものとなし、調停成立を極力阻害せんと企てたるものありたるが、之等の策謀は盡く雲散霧消し、茲にさしもの難問題も芽出度く解決したのは我方の態度が公明正大であつたからである、尙前記調停案に基く協定は引續き兩國全權委員の間に友好的態度並に互讓の精神に依り最短期間に終結を見るべく交渉の管であるが、帝國側としては之等折衝の進歩並に將來の紛争再發防止の方策に關しても充分なる斡旋協力並に責任を竭すことに吝ならざるものである。』

斯くて、爾後二ヶ月に互り、調停條項の條約成文化の爲め、泰佛兩國代表者間に討議が續けられたが、やうやく兩國間の意見の一致を見、五月九日、首相官邸に於て、三國全權以下出席、平和條約の正式調印を完了したが、これに關する同日の我が情報局發表並に平和條約及び議定書の内容は左の如くである。

情報局發表 泰・佛領印度支那國境紛争解決を目的とする調停條項は、去る三月十一日關係三國間に署名を了し、爾來二ヶ月に亘り右調停條項の條約成文化のため佛・泰兩國代表者間に討議が繼續され、調停委員たる帝國代表またこの間斡旋の勞を執りたる結果、つひに關係國間に完全なる合意成立し、本九日フランス國およびタイ國間平和條約の正式調印を完了した。

帝國政府が泰・佛領印度支那國境紛争解決のため調停會議を東京に招請して以來三ヶ月餘の短期間内において所期の目的が完全に達成されたことは、帝國政府が終始一貫、東亞諸國の善隣友好關係樹立とこれ等諸民族の共



存共榮の理想實現のため、誠意を盡して努力した結果なることはもちろん、紛争當事者たる佛・泰兩國政府がおの／＼我國の意の有る所を十分に認識し、眞摯問題の圓滿解決のため交渉に當られたその成果である、かくて東南アジアの平和と秩序とが、新なる基礎の上に確保せらるゝこととなつたことは、東亞新秩序建設途上さらに一新紀元を開くものであつて、兩當事國政府とも帝國政府の頗る欣快とするところである、特に本條約成立と同時に、さきにわが國と佛タイ間に取交された往復文書が、正式文書として署名調印せられ、こゝに日泰および日佛印間にそれ／＼善隣友好關係の樹立、經濟緊密關係の増進ならびに政治、經濟、軍事に關する了解の完全成立を見たことは、實に意義深き會議の成果であつて、關係國間の緊密關係はこれによつて益々強化せらるべきことを確信する。

フランス國タイ國間平和條約 平和條約は去る三月十一日假署名した調停條項を條約の形式に取纏めたものでその内容は二、三の點を除き、大體調停條項の内容と同じく前文及末文の外十二箇條より成つてゐる、前文においては兩國が佛領印度支那タイ國間國境紛争に對する帝國の調停を受諾し、國境紛争の再發を防通するため、國境の再調整を行ひ、かつ國境地帯における靜謐の維持方法に關し協定するの必要を認め、佛タイ間傳統的友好關係を、完全に恢復せんことを希望したるがため本條約を締結するに決した旨を明にし、本文中においては佛タイ間に友好關係が回復せらるべく、懸案解決のため速かに直接外交交渉を開始すべく(第一條)、國境の再調整を行ひバクライ、マサツク地方ならびにカンボヂヤの大部分をタイ國に割讓し(第二條)、國境査定事業を行ふため委員會を設置し(第四條)、割讓地域のタイ國への編入の條件を規定し、其の中において、割讓地域中カンボヂヤに屬したる部分を、非武装地帯とし、割讓全地域内における佛タイ兩國民の絶對平等待遇およびルアン・プラバン

王室の尊重を定め(第五條)、非武装地帯内においてはタイ國は警察隊のみを維持し得べく、また要塞、軍用飛行場等を存置し得ざるものとし(第六條)、割讓地域内の住民の國籍の變更、居住および財産の移轉に關する原則を掲げ(第八條)、割讓より生ずる國家間の財政上の主張をタイ國によるフランス國への六百萬ピアートルの六年々賦支拂により解決し(第九條)、將來本條約につき紛争の起つた場合には帝國の調停に附託すること(第十條)等を規定してゐる、しかし本條約は署名後二月以内に東京で批准書を交換することとなつてゐる。

因に第二條により調整せられた佛領印度支那タイ國間國境は左の通りである。  
北方よりはじまり佛領印度支那、タイ國およびビルマの國境の接合點より發しメコン河に沿ひ同河が十五度の緯線を切る地點に至る(メコン河上のコン島は引續き佛領、コーヌ島はタイ國に歸屬す)それより西方に向ひ十五度の緯線に沿ひ次で南方に向ひシエムレア州とバツタンベン州との現境界がグラン・ラツタに終る地點(スツ・コンボトの河口)を通過する緯線に沿ふ、グラン・ラツタ上においては國境はシエムレア州とバツタンベン州との現州境が同湖に終る地點(スツ、コンボトの河口)とバツタンベン州とアルサト州との現州境が同湖に終る地點(スツ、ドントリの河口)とを結ぶ半徑二十キロメートルの圓弧に依り構成せらる、スツ、ドントリの河口より南西の方向にバツタンベン州とアルサト州との現州境に沿ひ右州境と佛領印度支那タイ國間の現國境との會合點(カオ・クウブ)に至り、それより現國境に變更を加ふることなくしてこれに沿ひ海に至る。

本條約には地域の撤退および引渡の態様に關する議定書、國境査定委員會の構成および運用に關する議定書、ならびに非武装地帯に關する規定の履行に關する議定書が附屬してをり、その内最後の二議定書には帝國政府も



當事國として署名してゐる。

保障及び政治的瞭解に關する日佛及び日タイ議定書 本件二議定書は三月十一日調停條項に假署名の際、日佛兩國委員間および日タイ兩國委員間に往復された文書の趣旨に従ひ作成されたものであつて、日佛議定書は前文において客年八月三十日の松岡外相アンリイ大使間往復文書の精神に基きかつ佛タイ間友好關係の安定を確保せんことを希望し、議定書を締結したる旨を明にし、本文において帝國は前記佛タイ平和條約およびその附屬文書に具現された紛争の解決が決定的にしてかつ變更し得ざるものなることを保障し、これに對し佛國は右保障を受諾し、日本印度支那間善隣友好關係の樹立および經濟的緊密關係の増進に努むることを約するとともに帝國に對し直接または間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上または軍事上の協力を豫見する何等の協定または諒解をも印度支那に關し第三國と締結するの意思なきことを宣言してゐる、本議定書も署名後二月以内に東京で批准書を交換すべきこととなつてゐる、日タイ議定書は前文において客年六月十二日の日タイ友好條約を引用したることおよび本文において第三國との協定または了解に關する部分に地域の限定なきことを除いては日佛間のものと全く同一の内容を有するものである。

(註) 今回の平和條約によつて規定された泰、佛印新國境線は上記三月十一日取極められた調停條項と同一で何等變更は加へられてゐないが、細目で決定した諸點は次のごとくである。

- 一、舊佛印ラオス州で今回泰國に編入されたバクライ(北西部)バサック(南西部)に設定するはずであつた非武装地帯は設けなかつた。
- 一、メコン河上のコン島、コーマ島は主權は泰國に歸屬し、佛、泰共同行政の管であつたが、今回コン島は引

續き佛領に、コーマ島は泰國に歸屬することにした。

- 一、ラオス州の南部の街スツン・トレンは佛印の軍事上の要衝であるので、前面に保留地帯を設ける管であつたが佛側は之を撤回した。

なほ、調印式に於ける三國全權の演説は次の如くである。

松岡外相挨拶 去る三月十一日、佛タイ兩國全權ならびに帝國調停委員との間に署名を了しましたタイ國佛領印度支那間國境紛争調停條項に基きこれを條約化するため、爾來二ヶ月にわたり佛タイ兩國全權委員の間に眞摯な議論が繼續せられました、この間、わが國もまた斡旋の勞を執りましたが、幸ひ本日、こゝに佛蘭西およびタイ國間平和條約を正式に調印することになりましたことは、われわれにおきましても誠に欣快とする所であります。

本條約は、昨年以來約半歳の間タイ・佛印兩國の間に漂つてゐた暗雲を一掃し、兩國間の友好親善關係を回復さすものであるのみならず、かつこれを將來にわたり、確保するものであります、佛タイ兩國關係において實に新紀元を畫すべき第一ページでありまして、われわれは衷心より兩國に慶賀の意を表したいと存じます、現に世界を擧げて、戦争の脅威に怯えつゝある今日、この事實は極めて意義あることといふべきであります。

また私がこの際特に指摘したいことは、調停條項の署名當時に、我國と佛、タイ間に取交した往復文書を、本條約成立の機會に、正式の文書としてこれに署名調印せられたことであります、これにより、我國は新國境を保障するとともに、タイおよび佛印に關する善隣友好關係の樹立、經濟緊密關係の増進ならびに政治、經濟、軍事に關する了解を送じたのであります、かくして日、佛、タイ三國間の關係が著しく緊密にされ強化されたのであ



りまして帝國としてはこの強化された緊密關係は、外部からのためにする不純なる策動、謀略等によつて傳が入つたり又崩壊するやうな事など決してあつてはならないと考へてゐるのであります、本年一月、帝國が調停を申入れまして以來、三ヶ月半を過ぎましたが、この期間に、平和に貢献する本事業を成就せしむることを得ましたのは、全く佛タイ兩國全權委員が東亞全局、延いては世界現下の情勢を認識せられ、誠意をもつて交渉に當られたる結果であると深く信じ、かつその努力を多とする次第であります、本日、この目出度き平和條約の調印に當り、一言述べて祝辭と致します。

アンリー佛全權 そもく本會議は日本帝國政府の發議によるものであつて、その原則の決定ならびにその遂行の細目における松岡閣下の個人的役割は甚大なものであり、その成果もまた閣下の御盡力に負ふところ多大である點においても松岡氏は他の多くの機會におけると同様すぐれた平和の建設者なることを立證されたのであつて私共の衷心感謝するところである。

次に私は、深き理解と一般的融和に對する、強き希望とをもたれる松岡閣下と閣下の主宰された秀でたる日本國代表部に對して感謝の意を表する、けだし泰佛兩國代表團はこの日本國代表團の和合と緩和とに對する意思に呼應したものであり、かゝる心境においてこそ、遂に一同の善意を合致せしめたる妥結の途が発見されたものと信ずる。

ワンワイ全權 私は泰代表團の名において日本政府および代表團がこの大成功をもたらす爲に寄せられた御懇篤なる御援助に對し深厚なる感謝の意を表する、泰代表團としては日本調停委員各位が如何に熱心に努力されたか、また如何に多くの困難と闘はれたかをよく承知してゐる。

今や泰佛間に友好的關係が回復された、私は今次交渉に於て示された相互の良好なる了解は日本政府の保障と相俟つて東亞に於ける平和と安定との増進をもたらすべきを固く信ずる、泰國代表團の名において東亞の共榮がますます増進せらるゝやう祈念する次第である。

而して、以上の調停會議に於て調印されたる平和條約並に議定書はその後、三國政府に於て夫々批准の手續を経て七月五日、午前十一時より外相官邸に於て批准交換を了したが、なほ、右諸條約と同時に五月六日調印を了せる佛印に關する日佛協定も同時に批准交換を了した。(前章参照)これに關する同日の情報局發表は左の如くである。

「去る五月九日東京において署名調印せられたるフランス國、泰國間平和條約ならびに保障および政治的了解到關する日本國、フランス國間議定書及び日本國泰國間議定書に對してはその後關係國においてそれく批准手續を完了したるを以て本五日外務大臣官舎において佛泰間ならびに日佛および日泰間に右平和條約ならびに保障および政治的了解到關する議定書の批准書交換を行ひたり、平和條約の附屬書中我方も署名調印せる國境畫定委員會の構成および運用に關する議定書および非武装地帯に關する規定の履行に關する議定書は我國に付ては政府の承認を經べきものとせられ居る處わが國においては本月四日右承認御裁可ありたるを以てその旨本五日付を以て佛、泰兩國政府に對し通報せり、また五月六日東京において署名せられたる佛領印度支那に關する日佛居住航海條約ならびに日本國、印度支那間關稅制度、貿易その他の決濟の様式に關する日佛協定の批准書交換も同一席上において引續き行はれたり。



前記諸文書は何れも批准書交換の日より效力を發すべき旨規定せられ居り、従つて本日より實施せらるゝことと爲りたり。

なほ前記諸文書の要旨は爰に發表したる通りなるが國境畫定委員會の構成および運用に關する議定書は左のごとく規定し居れり。

- 一、日本、佛國および泰國は各五名の委員および補助委員を任命し各國委員はその必要と認むる専門家および書記を帶同すること。
- 一、國境畫定委員會の議長の職は日本國委員中の一名にこれを委託すること。
- 一、同委員會は陸上および河川上の國境を實地に付畫定しまた右國境の地圖を作成し所要の地點における境界標識を建設すること。
- 一、委員會の事業費は佛國政府および泰國政府において折半してこれを負擔することならびに兩國政府は委員に對しその任務の遂行上必要なる一切の便宜を供與すべきこと。

次で七月十二日、上記平和條約に基く國境畫定委員會の構成につき情報局より左の如く發表され、同時に帝國側委員の任命も發表された。

情報局發表 我政府の調停により成立した佛印、タイ國境紛争解決の佛、タイ兩國間平和條約は七月五日批准交換を了したが、その條約の規定により現地につき具體的に國境を畫定するため、三國から各委員五名補助委員五名を出し、國境畫定委員會を構成することとなつてゐるので、今回わが政府においては別項の通り外務、陸、海軍から銓衡した委員五名、補助委員五名を任命した、右委員一行は隨員以下を帶同、近くサイゴンに赴き、佛、

タイ兩國委員と會合して事業計畫を樹て現地國境畫定事業に着手し、一年以内に完了すべき規定である、混合委員會の議長は條約上日本側首席委員矢野前公使がその任に當るわけである。

△國境畫定委員 從三位勳二等矢野眞、外務書記官井上豪、陸軍大佐馬奈木敬一、陸軍中佐岩橋一男、海軍大佐

池田人。

△補助委員 領事高島唯之、陸軍中佐竹内薫、陸軍少佐飯野松一、海軍中佐佐々木高信、海軍機關中佐石田太郎。

## 第四章 松岡外相の渡歐と日蘇中立條約

三月十一日、泰佛印間の國境紛争調停が成立するや、同じく十一日豫ねて決定されて居た松岡外相の歐洲訪問が左の如く外務省發表を以て公表された。

外務省發表 松岡外務大臣は三國條約成立に關し獨伊兩國の首腦者等と親しく慶祝の意を交換し且會談を遂ぐる爲近く兩國を訪問する豫定である、右外相の旅行については三國條約締結の際三國政府間に話合が行はれたのであるが、公務多忙のためこれまで實現されなかつたものである、なほ外相は序をもつて歐洲情勢の現地視察を爲すはずである。隨員左の如し。

外務省側 外務省歐亞局長阪本瑞男、外務大臣秘書官加瀬俊一、外務事務官法眼晋作、外務省調査官長谷川進一



外交官補野口芳雄、外務屬草野城吉、同船越光五郎、外務省囑託中西敏憲、同西園寺公一。  
陸海軍側 陸軍大佐永井八津次、海軍中佐藤井茂。

松岡外相は十二日東京驛發、シベリア經由渡歐の途についたが、出發に際して左の如き談話を發表した。

「今回自分の渡歐は、昨日外務省より發表した通り、昨秋締結した三國條約に關して、獨伊兩國の首腦者と親しく相會して、慶祝の意を交換し、併せて種々懇談の機を得るためであつて、その他に特別な使命とか、目的とかを持つて居るものではない、實は、自分の訪歐の話は、諸君も知つてゐる通り、昨年九月二十七日夜、あの歴史的三國條約の調印が行はれた時、リッペントップ獨外相、チアノ伊外相との間に慶祝電話の交換が行はれたがその際、最も近い機會に一度伯林、羅馬を訪問し、親しく慶祝の辭を述べたいといふ約束をしたのであつた、所が、その後帝國外交は非常に重要な多くの案件處理のために日夜繁忙を極めて居り、特に泰國と佛領印度支那との國境紛争問題に關して、東亞平和の見地より進んで調停の勞を取る事になり、その調停會談が東京に開催される事となつたために、日本側全權として、兩國代表との間に居中調停に盡力すること月餘に及び、その約束の實行が、延び／＼になつてしまつたのであつた、然るに右調停會談も、昨日、目出度く妥結、無事調印も行はれたので、この機會に大急ぎで約束を果すべく訪歐の旅に向ふことになつた次第である、古い時代の外交は、非常に重要な條約又は協定の締結などの場合でも、その當の責任者である外務大臣は、お互に寫眞で顔を知つてゐる位のもので、親しくその音容に接した事は殆どなく凡て大公使一任で済んだかも知れないが、是からの外交は、そ

れだけでは不可ない、時と場合、事と性質によつては、もつと飛躍的に、少くとも當の責任者である外務大臣がお互に膝つき合せ、肝膽照し合つて話すといふ事が絶対に必要となつてゐるのである、それは、決して大公使への不信任とか大公使の面目問題とかいふやうな事ではなく、現代外交の性質が、一國の向背を決する重大要素となつてゐる今日に於ては、その責任者同士がお互に「顔見知り」であり「氣心を知り合つてゐる」ものであるといふ事が如何に大切であるかといふ事は、明かである。

自分は往年壽府に於て歐米諸國の多くの著名外交官と親交を重ねたのであつたが、不幸今まで、獨の元首並に外相、伊の外相と親しく相會する機會を得なかつたのである、これは前述の理由によつても、また三國條約締結の當の責任者としても甚だ好ましくない事であつたので、今回の渡歐決行となつたわけである、従つて自分の今回の旅行は、伯林、羅馬が主であつて、兩國首腦と會つて、親しく皇道外交の眞義を傳へ、樞軸陣營の連絡提携を愈々密にし、以て三國同盟の目的なる世界平和及び世界新秩序の建設に貢献し得るやう、とつくりと話合つて来るつもりである、歸りは四月中旬の豫定であるが今回のこの短い旅行が、少しでも世界平和の爲めに役だつたとの出来るやうな結果を招來するやう粉骨砕心努力するつもりである。」

斯くて松岡外相は三月二十三日、モスコに到着し、出迎へた新聞記者團に對し今次旅行の目的が獨伊訪問にあることを述べ、「……二十四日にモロトフ蘇聯外相と會見する筈だが、今回の旅行に種々便宜を與へて呉れた蘇聯側の好意にお禮旁々挨拶するだけで、歸路に蘇聯側高官連とゆつくり會見したい」と意味深長なる言葉を殘し、二十四日午後、建川駐蘇大使を帶同してクレムリン宮殿を訪問、



スターリン書記長及びモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員と會見し、(後ベルリンに到着後、松岡外相は、日本新聞記者との會見に於て、モスコに於てスターリン書記長と約一時間に互り二人切りの懇談を行つたと語つた。)同夜直ちにドイツに向けて出發、二十六日夕、ドイツ朝野の盛大なる歡迎裡にベルリンに到着した。

ベルリン到着に際して松岡外相は、ドイツ國民に對して左の如きメッセージを發表した。

『今や三國同盟が事實となつたことにより、日本國民は諸君と共に喜びをともにし、悲しみを分つものである、日本國民は、ヒトラー總統の偉大なる人格と、ドイツ國民の優秀なる國民性に無限の信頼を寄せてゐる、しかし日本國民は、世界を新なる秩序の上に築くに當つて、誠實、勇氣、決意においてドイツ國民に劣らぬものである、われ／＼は將來に生きなければならぬ、過去に生きてはならぬ、われ／＼は眼を過去でなくて將來に向けなければならぬ、日本國民にとつて何物にも勝つて尊い理想は「八紘一字」の中に表現されてゐる、これは萬邦にその理想を達成せしめ、使命を成就せしめるため十分なる領域を興へ、調和ある世界秩序を建設せんとするものである、この理想こそは日本建國の礎石であり、以來今日まで日本國民の遺産として引繼がれて來たものである、この理想は三國同盟條約の前文に明らかに表明されて居り實に本條約の基礎となつてゐる、わが國民は三國條約の精神に忠實に沿つて行くであらう、このことはドイツ國民は安心して可なりである、現在大規模の戰爭を續けてゐるドイツ國民に對し、わが國民が滿腔の共鳴を感じてゐること、ならびに勇敢なるドイツ國民の強さと勇氣によりドイツにその大義のための速かなる捷利が招來せられんことを、わが國民が心から希望してゐることは、こゝに贅言を要すまい、余は獨伊兩國政府の招請により當地に來たものであるが、余はこれら兩國における滞在により、種々見聞收得するところあらんことを希望し、かくて余がさらにより良き方法をもつて同盟國民の一層緊密なる協同に貢獻せんことを得るならば余の幸甚とするところである。』

松岡外相は翌二十七日午前外務省にリッペン外相を訪問、帯同の大島駐獨大使及びオットー駐日大使を交へて會談したが、この會談後獨當局は非公式に左のコムミュニケを發表した。

『リッペン外相は二十七日午前十一時目下ベルリン滞在中の松岡外相と會見し三國條約より生ずるあらゆる問題につき協議を遂げた、會談後極めて小人數の會食が行はれた』

次で同日午後、松岡外相は總統官邸にヒトラー總統を訪問、リッペン外相、大島及びオットー兩大使同席の下に歴史的會見を遂げたが、この會見に關して會見後次の如き共同コムミュニケが發表された。なほ、會談終了後松岡外相はヒトラー總統、大島大使と共に官邸のバルコニーに現はれ熱狂する民衆の嵐の如き歡呼に答へて、日獨の堅き提携を示す感激的場面を展開した。

『ヒトラー總統は二十七日午後總統官邸に於て松岡外相と會見、リッペン外相、大島、オット兩大使同席の下に日獨間の當面する凡ゆる政治的重要問題に關し長時間に亘り隔意なき意見の交換を遂げた、會談は日獨兩國を結ぶ友好的精神の裡に行はれた、アドルフ・ヒトラー親衛隊よりなる儀仗隊は松岡外相の到着及び退出の間軍事的敬意を表した。』



同二十七日夜はリッツベントロップ外相主催の歓迎晩餐會が開かれ、松岡外相を初め、大島大使、坂西、横井兩陸海軍駐在武官及び折から來遊中の山下陸軍中將以下に、ドイツ側のカイテル國軍總監、オットー、スターマー兩大使等を加へて百三十名が出席盛大を極めたが、開宴に先だちリッツベントロップ外相は、

「昨年九月三國條約調印直後ドイツ政府の名において松岡外相を招待申上げた時に、私は兩國の間を隔てる距離は遠くとも必ずこの計畫を實現されたい希望を申述べた、今やこの希望は事實となり歴史始つて以來初めて日本の外務大臣閣下をドイツの首都にお迎へ出來たことはこの上ない喜びである、歐洲の歴史にまた世界の歴史に重大なる意義を持つ時間、すなはち英國への最後の決定戦のさ中に閣下はベルリンを訪問された、英國の國土に落下する爆彈の一つ一つが老帝國の基礎を徐々に崩壊させて行き、海底に沈んで行く船舶の一トン／＼がそのまゝ大殖民帝國の沈没を意味してゐる今日、われ／＼は英國の運命はすでに決定したことを確信してゐる、ドイツとその同盟國はすでに今度の戦争に勝利を得たのだといふことをドイツ國民は信じてゐるのだが、一九四一年の末には全世界もこれが事實であつたことを知るであらう、三國同盟は戦争の擴大と長期化を極力阻止し、速かなる世界平和をもたらすことを使命と信じてゐる、しかし歐洲および東亞においていかなる異分子をもその自然的な勢力新秩序に容れせしめざることを決意してゐる、三國同盟こそわれ／＼結合せる新興民族がその上にたつて勝利と自由を戦ひとらんとする礎石に他ならない。」

と歓迎と辭を述べ、これに對して松岡外相は次の如き挨拶を述べた。

「三國同盟の意義ならびに目的に關し、只今リッツベントロップ外相が吐露された見解は私も全く同意見である、それはあらゆる場合に對處する運命協同體であり、その本質において平和的協定である、何となればそれは現在の戦争の擴大を防止し、さらに東亞においては日本の勢力範圍、歐洲においてはドイツ、イタリアの勢力範圍に對する第三國の容喙を決定的に防止すべく定められてゐるからである、いまや同協定の重要性は他の諸國民からもますます認められ同盟締結以來すでに多數の國家がこれに参加した、この事實こそ最も端的に樞軸政策の勝利を示すものである、こゝに盟邦の代表と相見えることは私の衷心より欣快とするところである、友邦の首腦者と個人的親交を結ぶことは私の念願であつたが、今やベルリンにあつて私は何を措いても大ドイツの天才的創建者たるヒトラー總統、ならびにその忠實なる協力者、なかんづくリッツベントロップ外相と親交を結びたい、否結ばねばならぬ。」

次で松岡外相は二十八日午前、松島駐瑞公使、中西顧問、永井商務官を帶同して經濟省にフンク經濟相を訪問會談を遂げたが、會談後獨當局は次の如きコミュニケを發表した。

「松岡外相は二十八日午前ウンターデンリンデンの經濟省にフンク經濟相を訪問した、兩氏は日獨間の經濟提携の緊密化について意見を交換、さらに今次大戦の勝利の後に來る大歐洲圏と大東亞圏の間の通商および生産の根本問題につき協議をとげた。」

右、フンク經濟相との會談後、松岡外相は豫定を變更して、突如リッツベントロップ外相との第二次會談を行つたが、終つて總統官邸に於けるヒトラー總統の盛大なる正式歓迎午餐會に臨んだ。斯くて



松岡外相は翌二十九日午前、前日に引續きリッペントロップ外相と第三次會談を行ひ、終つて兩外相同伴、ゲーリング空相主催の午餐會に出席したが、三十日、リッペントロップ外相と午餐を共にし、午後四時獨國民の歡呼を浴びつゝベルリン發イタリーに向つた。

イタリーに向つた松岡外相は、ドイツに劣らざる大歡迎を受けて三月三十一日ローマに入つたが、到着に際し、イタリー國民に對して次の如きメッセージを發表した。

「予は八年振りにローマに來り日本國民の温き挨拶をイタリー國民にお傳へする、日伊兩國は常に緊密な親善關係を保持してきた、我々の友情は過去數世紀に亘る歴史と傳統に深く根ざしてゐるものである、この兩國の友好關係を更に一層鞏固なものとなすために日伊兩國が同盟關係に入つたことは極めて當然であり又祝福すべきことである、この同盟は嘗つて歴史に現はれたものゝ中で最も偉大な同盟である、日伊兩國は過去に於て常に友邦であつた如く又將來に於ても渝らぬ友好を續けるであらう、日伊兩國はドイツととも正義と公道に基く世界新秩序の建設に依つて永遠の平和を確保せんとする三國共通の理想實現のため全力を盡すことを誓ひ合つたのである、この理想こそは太古から日本國民の理想であり、大日本帝國肇國の精神であつた、予は今、日章旗と伊國の三色旗とが相並んで續るを眺めて我々がその國運をともししたのは運命の聲に應へたものであることを想ひ深き感慨に耽けらざるを得ないのである、予はイタリー國民の招聘に依りローマを訪れ、ムソリーニ首相始め偉大なるイタリーの指導者達と舊交を新にする機會を得たことを悦ぶものである、ムソリーニ首相並にその他の指導者達はイタリーをしてローマ帝國の勝利と榮光に導くことを確信する。」

また、伊政府當局も同日、松岡外相の來訪を迎へて左の如き歡迎の聲明を發表した。

「友邦日本の松岡外相が千里の道を遠しとせず遙々ベルリン並にローマを訪問されたのは單に外交儀禮のためのみではない、その訪問は三國同盟調印國の確固たる團結の再確認である、この確固不動の精神は最近ユーゴースラヴィアの三國同盟參加議定書調印の際にもベルリンで強調されたものである、イタリーは松岡外相を通じ東亞共榮圈確立のため赫々たる戰果を挙げつゝ關つてゐる強兵日本の國民に衷心よりの挨拶をおくる。」

ローマに入つた松岡外相は四月一日午前キリナーレ宮に伺候伊國王エマヌエーレ三世に謁見仰付られたが、次で、午後堀切駐伊大使を帯同キジ宮にチアノ外相を訪問會談を行つたが、さらに同夕、チアノ外相と同伴ヴェネチア宮にムソリーニ首相を訪問、堀切大使、チアノ外相も同席長時間に亘る會談を遂げた。なほ、同夜はチアノ外相主催の盛大なる招宴が催されたが、同席上に於けるチアノ外相の歡迎の辭並に松岡外相の謝辭は左の如くである。

チアノ外相 「余はファシスト政府および全イタリアを代表して盟邦日本の外相および代表者を迎へる事を衷心の欣快事とする、けだし兩國は堅牢無比にして眞摯なる同盟に結ばれ、兩國の誓約は兩國國民の心魂に刻銘されたものであるからである、イタリア國民は高貴にして偉大なる貴國に對して、深き讚美と同情と親愛の情を抱いてゐる、余はこのイタリア國民の感情に、余の個人的感情を付加へることを許して戴きたい、余は三國同盟を貴下どもに締結した當の責任者たるの光榮を有する者であるからである、この同盟は世界新秩序の根幹をなすものであり、これに参加せる諸國と協力して永續的正義の世界を建設する高遠なる理想を持ち、その重大意義は何



よりも高く評價するべきである、三國同盟は舊世界と闘争し、新秩序の成就を生命的に必要とする三國民の同じ運命を史上に記録したものである、日本は東亞において、獨伊は歐洲において各々青年に據る新秩序の樹立を成し遂げ、三國の指導者達は舊世界の支柱たる英國と崇高なる戦ひを今戦ひつゝある、この戦ひが青年三國の勝利に終るべきは必然的既定事實である、この歴史の偉大なる轉換期に當り青年日本の代表的指導者松岡外相を迎へるイタリア國民の歡喜は、貴下等もまたよく理解されるところと思ふ。』

松岡外相 『チアノ伯には一九三二年上海事變當時上海で御目にかゝつたが、その際チアノ伯が日本の立場に理解と同情を示された御親切は私の忘れ得ぬところである、日伊兩國は兩皇室の御親睦と共に多年友邦關係にあつたが、昨秋三國同盟の提携によつて兩國は完全に一心一體となつた、同盟締結以來日伊はドイツと共にアジア及びヨーロッパに於て新秩序建設に乗出した、之は高き理想に基く人類の新しい出發を意味する、日伊兩國の前途には多大の困難があらうが、それは却つて吾々の決心を固めさせるものであり、吾々は如何なる困難をも克服し成功の榮冠が吾々の頭に輝くことを確信する、吾々の正しい意向はその後幾多の國に理解され、同盟參加國は増加し來つたが、今夕それ等諸國の代表者と此處にお目にかゝるのは頗る愉快である、私はムソリーニ首相の下に大ローマ帝國の再建を目指し努力しつゝある國の偉大なる理想、行續に對し衷心敬意を表し日本國民は伊國民と共にあることを確言したい。』

次で翌二日、松岡外相は、バルベリー宮に於けるムソリーニ首相主催の歡迎午餐會に臨み、午後、ヴェネチア宮及びキジ宮にムソリーニ首相並にチアノ外相を訪問訣別の挨拶を述べた。斯くて四月三日午前、ローマを出發ベルリンに向ひ、四日午後再びベルリンに到着、直ちにヒトラー總統を訪問、

一時間に互つて會談を試み、同夜は帝國大使館邸に、在歐の我が陸海軍武官を招集、引續いて在歐大公使及び大使館員を集めて、今後の對歐外交につき協議を遂げたが、これを以て獨伊訪問の日程を終つた松岡外相は、翌五日午後リツペントロップ外相を訪問して訪獨第四回の會談を行ひ、同夕ベルリンを出發モスコイに向つた。四月七日午前再びモスコイに到着した松岡外相は、直ちに同午後、クレムリン宮にモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員を訪問、長時間に互つて重要會談を行つたが、右會談後、阪本首席隨員は左の如く發表した。

『松岡外相は本日午後五時より七時二十五分まで宮川參事官の通譯でモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員と極めて和氣藹々の裡に打寛ぎ有益なる會談を遂げた、なほ會談は繼續する豫定である。』

モスコイ入り第一日の多忙な日程に反し第二日たる八日の松岡外相は午前は建川大使と郊外に自動車を驅つて約三時間に互る車中協議を行ひ、午後はスタインハート米駐蘇大使の午餐會、夜は建川大使の晚餐會と極めて寛いだ一日を送つたが、翌九日モスコイ滞在を十三日まで延期することに決定、同午後、重ねてモロトフ議長を訪問し、七日の第一次會談に引續いてさらに長時間に互る會談を遂げた。この會談後、阪本首席隨員より『午後四時より七時半まで通譯を介し七日の會談に引續き更に懇談を遂げた。なほ十一日レニングラードより歸來の後、更に會談を行ふ豫定である。』と發表された。なほ、同夜はモロトフ議長主催の歡迎晚餐會が催され、日本側は建川大使以下、蘇聯側はヴィシンス



キー外務人民委員部長、ミコヤン外國貿易人民委員を初め外務、外國貿易兩人民委員部高官が出席し盛會を極めたが、同晚餐會終了後、松岡外相はレニングラードに向ひ、十日を同市見學に送り、同夜レニングラードを出發、十一日午前モスコに歸還、同午後モロトフ議長との第三次會談を行つたが、會談後、阪本首席隨員より『松岡外相は建川大使を伴ひ十一日午後四時よりモロトフ外務人民委員と懇談を重ね日ソ兩國に横はる諸問題につき彼我の見解を更に明確にした』と發表された。

次で翌十二日午後松岡外相はクレムリン宮にスターリン書記長を訪問し、長時間に亙る會談を行つたが、この會談につき阪本首席隨員より『十二日午後五時、松岡外相は建川大使を同伴、歸朝挨拶かたゞスターリン書記長を訪問し、モロトフ外務人民委員も同席、今回獨伊兩國訪問に際しソ聯邦往復通過及び同國滯在中ソ聯邦側より供與されたる便宜並に歡待に對し深甚なる謝意を表し且つこの機會に於て日ソ國交に關し種々懇談を遂げ同七時辭去した。なほ松岡外相は十三日モスクワを出發歸朝の途につく筈である』と發表された。

斯くて四月七日以來の松岡外相とスターリン書記長及びモロトフ議長との會談の結果、こゝに日蘇中立條約締結に關する意見の一致を見、十三日午後三時、クレムリン宮に於て松岡外相、建川大使とモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員との間に中立條約が調印され、また滿蒙に關する不侵略に關する聲明が發表されたのであつたが、これに關し内閣情報局は同日午後十一時調印並に中立條約及滿

蒙不侵略に關する兩國聲明の内容を左の如くに發表し、同時に條約の意義について近衛首相の談話が發表された。

一 情報局發表 帝國代表松岡外務大臣及建川大使並にソヴェイト聯邦代表モロトフ人民委員會議長兼外務人民委員は四月十三日午後三時モスクワに於て日ソ間中立條約に調印せるが其の要旨左記の如し。

大日本帝國及ソヴェイト聯邦は兩國間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり。

第一條 兩締約國は兩國間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す。

第二條 締約國の一方が一又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中立を守るべし。

第三條 本條約は兩締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべく且五年の期間效力を有すべし兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるときは本條約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし。

第四條 本條約は成るべく速に批准せらるべし批准書の交換は東京に於て成るべく速に行はるべし。尙右調印と同時に兩國政府は左記要旨の聲明を行ひたり。

大日本帝國政府及ソヴェイト聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基き兩國間の平和及友好關



係を保障する爲大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及不可侵を尊重しソヴェト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及不可侵を尊重す。

近衛首相談「吾に政府は日獨伊三國同盟條約を締結致し世界的戰亂の擴大を防止し右條約を樞軸として大東亞全局の平和を確保せんとする不退轉の決意を中外に表明したのであるが、是が爲めには日ソ兩國が永續的基礎の上に平和及び友好の關係を鞏固ならしめ以て上記同盟條約の精神を擴充強化することが必要缺くべからざること云ふ迄もない所である、政府は此の信念に基きソ聯邦との間の國交を根本的に調整せんが爲め豫てより交渉を重ねつゝあつたのであるが、此の度松岡外相の莫斯科訪問を機として双方の話合急進展を見、茲に松岡外相、建川大使及びモロトフ外務人民委員間に四月十三日を以て別に發表致した如き中立條約の調印行はるゝと共に別に兩國間の聲明を以て我方は蒙古人民共和國の、ソ聯邦は滿洲國の夫々領土保全並に不可侵を尊重し以て滿ソ、滿蒙國境間の平靜化を期することゝ相成つたのである、本條約が日ソ國交上畫期的意義を有することは勿論、世界平和の促進にも資するところ大であると思ふ、尙本條約を基礎として各種懸案が急速に具體的解決を見るに至るべきことも信じて疑はないのである。」

中立條約の調印を終つた松岡外相は同夜モスコウを出發歸國の途につき、四月二十二日歸京し、直ちに同夜、今次の訪歐の結果について放送を行つたが、その中に於て日獨伊三國同盟と日蘇中立條約との關係について左の如く説明した。

「……恰かも日、獨、伊三國條約が日、獨、伊各自と蘇聯との關係に何等影響する所なきが如く、今回の日蘇中立條約及び聲明も、我外交の樞軸をなせる日、獨、伊三國同盟條約に、毫末も影響する所なしといふ一事であります、否、影響なきのみか、實は三國同盟を結ぶに至りました大きな目的の一つを、稍と確實に達成の道程に上せたものでありまして、この意味に於ては、三國同盟條約を補強したと云ふことが出来るのであります、今回中立條約の締結致しました事に就て日、獨、伊三國政府の間に、些かの行き違ひも誤解もなく、獨、伊は我國と共に、其の成立を歓迎して居る次第であります、又本條約は、それ自身日蘇國交の好轉を表徴しつゝ、更に將來の好轉を約束すると共に、昨秋以來結ばれたる三國同盟條約、日支基本條約及び本年三月成立した泰、佛印紛争の調停等と併せて、皇國の傳統たる八紘一宇の片鱗を示せる合理的表現にしか過ぎないのであつて、又善隣友好を旨とする我平和政策を、一層世界に明かにしたのであります、如何に疑ひ深い人でも、この僅か半歳餘りの我外交の記録、即ち言葉だけではない、如實なる行動と事實の記録を一瞥したゞいで、最早、皇國日本の眞意に對する疑惑を解きさうなものと思ひます、何處の國に、僅に半歳にして、平和を目的とする三大條約を矢繼早に締結し、剩へ、其間重大なる紛争の調停に成功した國があるか、皇國の眞意にこの上尙疑を挾むと云ふ人があるならば、それは「見んことを拒む者」でありまして、我國が如何に人類の福祉と、世界平和を顧念するとも、故意に之に眼を閉ぢんとする人又は國と共に談ずることは、所詮出來ないことであります、それは兎も角として、吾々はこれより益々太平洋上の平和確立に努むると共に、正義と新秩序の樹立に精進しなければなりません……」

斯くて日蘇中立條約はその後兩國に於て夫々批准の手續を進めつゝあつたが四月二十五日を以て之を了したので、同日を以て効力を發生したが、これにつき同日内閣情報局より左の如く發表された。



『日本國及び蘇聯邦間中立條約に對し我方は四月二十五日御批准を了し蘇側に於ても同日批准を了したるを以て同條約は同日より效力を發生せり』

なほ、右條約發効につき松岡外相とスターリン書記長及びモロトフ外務人民委員との間に左の如き祝電が交換された。

松岡外相よりスターリン書記長宛 『本日日ソ中立條約の批准を終了せるに際し余は衷心祝意を表すると共に本條約の成立は閣下の御協力に負ふ處大なりし事に對し深く感謝す、今後共閣下の御協力に依り日ソ兩國國交益々敦厚を加ふべきことは余の信じて疑はざる處なり、なほこの機會において重ねて申上ぐ、相互に外交辭令に非ず極めて率直明快なる談話を行ひ「ブリツツクリーク」を敢行したること、および調印後實に打解けたる交歓を爲したる事は余の最も愉快なる記憶として存すべし。』

松岡外相よりモロトフ委員宛 『本日日ソ中立條約の批准を終了しその效力發生を見るに至れるに當り余は衷心より慶賀の意を致すと共に閣下の御盡力に對し深く感謝の意を表す、余の多年の座右の銘たる「言必ず信あり」を余は更めてこゝに誓はんとす、日ソの國交を益々良好ならしむる事に對する閣下の御協力を余は確信す、なほこの機會において重ねて申上ぐ、すなはち今回誠に腹臍無き懇談を遂げつゝお互に相知り得たる事は余の最も欣幸とするところにして調印後スターリン氏を圍みて演ぜられたる實に愉快なる光景は余にとりて最も愉快なる記憶の一として存すべし。』

モロトフ、スターリン兩氏から松岡外相宛 『日ソ間中立條約の批准及發効に際し閣下より祝電を寄せられ衷

心より感謝す、中立條約の發効は日ソ關係を一層良好ならしむる基礎となるべく斯る關係の進展は我國民の満足を以て歡迎する處なるを堅く信ずるものなり、われ／＼兩人閣下と會談しかつ相互に理解し得たることをわれわれは常に記憶して忘れざるべし、大臣閣下よ、日ソ中立條約批准および發効の機會にわれ／＼兩人の最大の慶賀と閣下に對する深甚なる敬意をうけ容れられよ。』

而して、この日ソ中立條約の成立は、東亞に於ては支那事變を繞り、或は南方進出に關して日英米關係の緊張を見つゝあり、また、歐洲に於ては獨蘇關係の悪化が傳へられつゝある折からとて、全世界に大きな衝動を與へたものであつたが、同條約の成立につき蘇聯共產黨機關紙ブラウダは四月十四日、また、同政府機關紙イズヴェスチアは十五日の社説に於て左の如くに論じて居る。

ブラウダ紙 『日ソ中立條約及び不可侵宣言は兩國政府が「日ソ兩國間の平和的、友好的關係を強化する希望」に基いたものであるから日ソ關係の改善に重要地歩を占むるといふ意味において大なる政治的意味を有するものである、中立條約は日ソ間の友好關係維持と領土の保全及不可侵の相互的尊重との企てを含んでゐる、また條約國の一方が一または數個の第三國による武力行動の對象となつた場合他の締約國は當該紛争の繼續期間中中立を維持すべきことを規定してゐる、更にこの中立條約の精神に合致すべく蒙古人民共和國、滿洲國との領土保全と不可侵を相互に尊重すべきことを企圖せる宣言の重要性は極めて大なるものがある、これは滿洲國と蒙古人民共和國のみならずソ聯と日本との間において國境の平和を擾亂し絶えず紛争を起してをつたすべての國境事件を終焉せしむるものである、今や第一次大戦よりもより多くの國々に第二の帝國主義戰爭が蔓延してゐる、この際調印さ



れた故をもつてこの中立條約の需要性は益々大である、現在の如き時局においては日ソ國交の正常化と改善とは平和の將來に重要な役割を有するものであり、すべての隣邦と平和關係を保たんとするソ聯の政策に完全に合致するものである、中立條約及び宣言は漁業協定、通商條約等を含む日ソ間の顯著なる懸案がすべて解決されるべき前途を明らかにした、これらの懸案はその重要性にも拘らず、日ソ間の經濟問題解決に根本的に必要な政治的一致がなかつたことにより解決が遅延したことが多かつた、今や日ソ兩國が友好關係の維持に努力する旨を嚴肅に宣言したので双方の政治關係、經濟關係の發達に邪魔になつてゐたすべての障礙は除去された、かつて日本の政府はソ聯との善隣關係維持の重要性を悟らなかつたが、近衛公を首班とし松岡氏を外相とする今の日本政府は日ソ間の平和關係善隣關係が兩國人民の發展と繁榮にとつて最も重要な必要條件をなすものであることを十分認識してゐる、この條約に調印することによつて日ソ兩國は明白に義務を負ふのであるが、兩國が發達を遂げるためにはなにを措いても兩國ともに善隣、即ちその歴史的使命を相互に認識し、不和敵對を惹起するやうなことはすべてこれを除去する如き善隣關係にあることが絶対必要であるから、この義務を悦んで果すであらう、我々は中立條約と不可侵宣言を歓迎するとともに、それが日ソ兩國間の平和と友好關係の樹立に役立ち兩國の親善關係を増進するものであるといふ固き信念を表明するものである。』

イスヴェスチヤ紙「日ソ中立條約は一般的な日ソ關係の正常化にとつて大きな意義を有するものである、而かも右は第二次世界戦争の眞只中において、その終焉の見通しのつかぬどころか寧ろ益々範圍を擴大し、益々多くの國民を戦禍の中に捲込みつゝある時に締結されたことにその重要性がある、ソ聯は兩國間の敵對的雰囲気を除き、友好關係の途を取らんとする希望に對しては明らかに衷心から歓迎するものである、日本の現内閣は成立の

初めから日ソ間の平和的善隣關係に對し理解を示し、近衛首相及び松岡外相はソ聯との友好關係確立の希望を強調して來た、ソ聯政府はあらゆる近隣國との外交關係を平和政策の基礎の上に置いてゐるから、この日本側の努力に對し正當な評價と同情を寄せたのは當然であり、十三日モスクワに於て調印を了した日ソ中立條約は、この相互諒解の歸結である、もとより本條約は日ソ間の懸案たる全ての問題を解決するものではないが、その解決に向つて直接の途を拓くものであり、從來漁業協定、通商條約其他種々の經濟問題解決の交渉に際し多大の困難が伴つた事は周知の事實であるが、右は日ソ兩國間の根本的政治關係が未解決状態の儘残されてゐた事に由来するものである、又日ソ中立條約と同時に進められた、蒙古人民共和國と滿洲國間の領土保全並に不可侵を相互に尊重する宣言は國境紛争に終止符を打つものである、かくして本條約は平和の確立に貢献するのみならず、兩國間における眞の善隣友好關係樹立の可能性をきり拓くものである、かくて日ソ關係は幾多の重大試煉を経た後に今や輝しき成果を約束する新たな局面に入つた、ソ聯國民は疑ひもなく今回の新たな平和的行動、即ち日ソ兩國間に於ける中立條約の締結を充分なる満足をもつて承認するであらう。』

ドイツ官邊では十四日、條約の成立を歓迎して非公式に左の如き見解を發表した。

『今回の中立條約は三國條約の當然の理論的發展であり、これに依つて世界新秩序の確立を目標とする三國條約が著しく強化されたことは云ふまでもない、米國からの反響が今回の中立條約を以て直ちに世界を震駭せしむる重要意義を有するものとなし、英米人にとつてはさきの獨ソ不可侵條約にも劣らぬ大打撃であると論じて居る點から見ても、此の條約が現下の世界政局に如何に深刻な影響を及ぼすものであるか判断出來やう、松岡外相の獨伊訪問中、中立條約問題が會談の議題となつたか否か、或は獨伊は調印に先立ち日ソ交渉の經過を逐一報告さ



れて居たか否かについては何とも言へぬが、日本が三國條約によつて獨伊と結ばれて居る以上、獨伊が交渉の経過につき事前に報告を受けて居たことは當然と言へよう』

イタリア政府筋でも中立條約の成立は樞軸側の勝利に絶大な影響を齎すものとして十三日次の如き見解を發表した。

『今回の日ソ中立條約の成立は樞軸參加諸國の勝利に資すること大なるものである、この新事態の展開により若し米國が參戰する場合にはソ聯は英國側に立つて世界戦に参加することとならうといふ英國の希望は水泡に歸した譯である、日本は條約の有無にかゝはらず、ソ聯からの攻撃には十分の防備を備へて居り、一旦緩急ある場合三國同盟が全效力を發揮するを妨げる何物もない、イタリアは日ソ中立條約が三國條約の埒内に於てのみ有効であることを確信するし、獨伊が將來ソ聯と萬一戦争の場合、日本が全力を擧げて樞軸國を援助するに何の支障もあり得ない。』

英國政府筋に於ては、中立條約は必ずしも英國に取つて不利ではないと、十三日次の如き見解を表明した。

『第一に本條約は、支那及び外蒙に於けるソ聯の地位、日本の滿洲國に於ける地位については少しも觸れて居ない。のみならず、ソ聯が將政權援助を中止し或は縮少するといふことも示唆されて居ない。第二に、調印後日ソ兩國は滿蒙國境、滿ソ國境から撤兵し、今後の國境紛争を回避せんとして居るものと思はれる。第三に、本條約の調印により、一見日本は南進につき有利な立場を與へられたやうに思はれるが、近衛首相は先選日本は武力に

よる南進政策は實施する意思はないことを明確に言明して居るから、先づ早急に日本の武力南進は起らぬと見てよす』

米國に於ては、十四日、ハル國務長官が新聞記者會見に於て公式に左の如くに聲明した。

『日本とソ聯との間に今回成立した中立條約の意義は今日の新聞にも報道されて居る通り過大評價されて居ると思ふ。右協定は日ソ間に既に存在して居た状態を單に文書にしたのみで、何等驚くに當らない。現在まで日ソ兩國政府間には既存の状態を文書にするかどうかといふ點に於てのみ多少の疑問が存在して居たのみである。米國政府の政策は勿論本條約により何等の變更はない。』

なほ、中立條約成立の報に對して重慶政權は非常な驚愕を來し、蘇聯に對して抗議を發するであらうとの説も傳へられて居たが、各紙の論調中、カソリック教系の益世報は『日蘇中立條約の成立は蘇支不可侵條約を侵犯するものである』と蘇聯を非難し、軍部機關紙掃蕩報は『中立條約の成立は何等重慶側に好ましくない影響を及ぼすものではない。しかし右新條約は日蘇兩國關係に或る種の心理的効果を醸成するに役立つであらう』と論じ、重慶公報は『日本は新條約成立の結果、直ちに南進政策を展開し、太平洋戦争を惹起せしめるであらう』と述べて居る。



## 第五章 對蘇諸問題

昭和十五年秋、我が建川大使のモスクワ赴任以來、モロトフ外務人民委員との間に漁業問題に関する交渉が進められつゝあつたが、諸般の情勢より遂に同年中に、懸案の本條約更改の見込みが立たなくなつたので、同年末より已むを得ずまたは暫定協定の交渉を開始したのであつた。然るに蘇聯側より借區料の支拂方法につき我方漁業者の負擔を極度に増加するが如き提案を爲したため暫定協定も同年中に成立するに至らずして本十六年に持ち越されたのであつた。斯くて本年に入るや一月二十日に至り蘇聯側の態度が俄かに好轉し同夜を以て第六次漁業暫定取極めの署名を了したのであつた。なほ、これと同時に建川、モロトフ間に漁業本條約改訂のため日蘇兩國より夫々五名づゝの委員を以て特別混合委員會を設置し引續き改訂の根本的討議を續行することに諒解が成立したのであつたが、二十日夜半に至つて蘇聯側の態度が俄かに好轉したのは、翌二十一日はレーニン記念日に相當するのでこの日を期して行はれる對外演説の必要上、日蘇の懸案を取急ぎ解決したものと見られて居る。右暫定協定成立につき、一月二十一日内閣情報局より二回に亘り左の如くその經過並に内容が發表された。

『日ソ漁業條約交渉に關しては昨二十日モスクワにおいて本年末までの暫定取極締結方合意成立、今曉調印を見たる筈にして漁業本條約問題は委員會を設けて審議することゝなれり。』

『二十日夜半モスクワに於て建川大使とモロトフ外務人民委員との間に漁業暫定取極の署名を了したがその要旨は左の通りである。』

- 一、現行漁業條約をその儘今年末迄延長する。
- 二、暫定取極は本年中に締結せらるべき新漁業條約に依つて置換へられる、尙右暫定取極は客年末交渉の際にはソ聯側から借區料等の支拂方法につき漁業者の負擔を極度に加重する如き提案があつた爲め成立に至らなかつたが今回はソ聯側に於て右提案を一應撤回することに同意し本年度は借區の借區料及び抵代税の二割に相當する追加支拂を爲す事を以て妥結したものである。』

なほ、上記漁業本條約交渉に關する日蘇特別混合委員會の蘇聯側委員は、同二十五日左の如く決定せる旨ツアラブキン第二極東部長より通告があつたが、同時に我方に於ても左の如くこれを決定蘇聯側に通告した。

ソ聯側 委員長—外務人民委員代理エス・アー・ロゾフスキー、委員長代理—外務人民委員部第二極東部長エス・

カー・ツアラブキン、委員—外務人民委員部法律部長アー・ペー・パウロフ ▲外國貿易人民委員部極東部

長ペー・エヌ・クムイキン ▲財務人民委員部貨幣部長イー・デー・ゾロビン

日本側 委員長—西春彦公使、委員—宮川紹夫參事官、齋藤輝宇良一等書記官、廣岡任、間庭秀文兩二等通譯官



暫定取極議定書は國內手續の完了を俟つて一月三十日、内閣情報局より發表されたがその全文は左の如くである。

『千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日、同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日、千九百三十九年四月二日及び同年十二月三十一日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百四十年十一月三十一日満了したるに因り又

千九百四十年十二月三十一日前に新條約締結せられざりしに因り大日本帝國及ソヴェト社會主義共和國聯邦の政府は左の通り協定せり。

第一條 千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國ソヴェト社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十一年十二月三十一日に至る迄效力を存續す。

第二條 本議定書は日本國及びソヴェト社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして千九百四十一年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす。』

また、一月二十四日、豫ねて繫争中であつた松尾造船所に關する訴訟事件の解決に關し、外務省より『昭和十一年九月松尾造船所は在京蘇聯通商代表部との間に貨物船三隻建造契約を締結したが、右契約の履行の問題に關し紛争を生じ、四ヶ年に互り解決を見ず訴訟問題と迄なり、日蘇間の一懸案であつた處、今回日蘇兩國政府が斡旋した結果雙方の讓歩に依つて一昨二十二日當事者間に和解の成立

を見た。』と發表された。

次で前十五年一月正式交渉が開始され遂に中絶に至つた通商交渉に關しては、その後建川大使より屢々交渉再開方を促しつゝあつたが、漁業協定の妥結に次で、愈々二月十七日より開始されるに至つたので、二月二十二日、内閣情報局より左の如く發表された。

『日ソ通商交渉開始に關して曩に駐ソ帝國大使建川美次中將とソ聯外務人民委員モロトフ氏との間に意見の一致を見たが、同交渉は愈々二月十七日、モスクワに於て開始された。日本側から建川大使を始め宮川參事官、大江書記官、ソ聯側からミコヤン外國貿易人民委員、カガノウキツチ外國貿易人民委員代理、クムイキン外務貿易人民委員東方部長他一名之に出席した。』

斯くて爾後交渉は繼續して行はれつゝあつたが、而も日蘇中立條約の成立により交渉は頓みに進捗し、六月十一日に至り、通商協定並に貿易及支拂協定の二協定につき案文の決定を見るに至り、同十二日、内閣情報局より『日蘇通商協定並貿易及支拂協定締結の爲建川駐蘇大使とミコヤン蘇聯貿易人民委員との間に、二月十七日以來會談を重ねつゝありたるところ、右交渉は雙方の互讓的精神に依り順調に進み、六月十一日、右二協定の案文決定の爲手續を了せり』と發表された。なほ、通商協定、貿易及び支拂協定の内容は左の如くである。

通商協定 一、有効期間五箇年、たゞし特別に廢棄の通告をしないかぎり期限満了後も自動的に效力を更新する。



二、(イ)輸出入税(ロ)輸出入禁止制限(ハ)船舶および貨物(ニ)税關等の手續(ホ)噸税、港税、水先案内料等に關して最惠國待遇を規定してゐる。

## 貿易及支拂協定

- 一、有効期間一箇年、ただし特別に廢棄の通告をしない限り、ひきつゞき一箇年づゝ延長される。
  - 二、貿易は一對一の求償(すなはち輸出總額と輸入總額とを均等にする)にもとづいて行はれる。
  - 三、協定一箇年間における輸出は生糸、繭、機械及び器具類、樟腦油、雜貨及びその他で計三千萬圓、輸入は石油、滿鐵礦、白金、肥料および雜品などで計三千萬圓、したがつて輸出入合計は六千萬圓である。
  - 四、取引の支拂は原則として圓貨で行はれる。
- なほ兩協定とも正式調印と同時に效力を發生する。

次で獨蘇戰爭の發生するや、蘇聯軍部は日本海沿岸地帯に機雷を設置せるものゝ如く、その機雷が流失し帝國領海内或は公海に漂流するために、被害を生じ危險甚だしきに付き、帝國政府は蘇聯邦政府に對して抗議を提出せるが、これに關して九月十八日、左の如き外務當局談が發表された。

『八月二十五日以来、北鮮東海岸の帝國領海内或は公海に於て漂流中の機械水雷十數個を發見拾得したるが、九月一日拂曉西水羅南方海面に於て朝鮮帆船(約六十噸)一隻浮流機械水雷に接觸爆沈し漁夫五名行衛不明となりたる外、九月十日機雷を拾得せる一漁船内に於て右機雷爆發し漁夫四名即死するに至れり、調査の結果によれば以上の機雷は何れもソ聯邦製にして發見せられたる機雷の外尙多數漂流し居る疑あり、北鮮方面に於ては夜間の

航行を禁止し且海上の搜索掃掃に努めつゝあり、本件機雷は本年七月ソ聯邦が浦鹽港前面に敷設せる水雷が流失せるものと認められ、現に浦鹽無電局も日本海の航行危險なる旨の警報を發し居るが、帝國政府は當初より斯る危險の起る可きを憂ひ再三ソ聯邦政府に向つて善處方要望し來れるもソ聯邦側に於て適切なる措置を講ぜざりし爲遂に前述の如き危險なる事態の發生を見るに至れるものにして、帝國政府は右事故の發生及危險狀態の存續に對しソ聯邦政府に對して最も嚴重なる抗議を提出せり、蓋し日本海の平和及靜謐は帝國政府の最も念慮する處にして、其の爲には帝國乃至第三國の船舶が機雷に觸れて沈没する如き危險は一刻も速に之を除去する必要あればなり。』

然るに十一月五日夜、氣比丸事件が發生したが、六日、内閣情報局より取り敢えず『日本海汽船教賀清津定期客船氣比丸は五日午後十時過ぎ教賀に向ふ途中、日本海上に於て機雷に觸れ遭難せり、依つて救助船數隻は直ちに現場に急行せり』と發表されたが、さらに重ねて同夜情報局より『氣比丸の遭難は同船よりの無電その他諸般の狀況に鑑み蘇聯邦水域より流出せる機械水雷によるものなること明白なので、六日午後西外務次官はスメターニン在京蘇聯邦大使の來訪を求め最も嚴重なる抗議をなし、蘇聯邦政府の誠意ある回答を要求した』と發表された。

なほ、ノモンハン停戰協定に基く滿蒙國境確定作業は前年九月、現地作業を開始したが、その後一時中止されて居たが、本年五月二十八日以来、滿蒙兩國代表のチタ會議の結果、六月二十七日より作



業を續行することとなり、その旨、六月十六日内閣情報局より發表された。(滿洲國の項参照)

## 第六章 對樞軸關係

前年九月三國同盟條約の締結以來、ハンガリア、ルーマニア、スロヴァキア等の参加により、樞軸は益々強固となつたが、さらに十六年に入るや、三月一日ブルガリアの参加を見たのであるが、これに關する同日の内閣情報局發表は左の如くである。

『今般ブルガリア國が日獨伊三國同盟條約に参加することとなり三月一日維納に於て三國側たる帝國全權大島大使、獨逸國全權リッペンントロツプ外相、伊國全權チアノ外相とブルガリア側全權フィロフ首相との間にブルガリアの参加に關する議定書が調印せられた。本議定書の内容は客年のハンガリー國等参加の際の議定書と同一である。抑々ブルガリアの三國條約参加は客年來早晚實現すべきことが豫想せられて居たのであるが、バルカンの風雲急なる今日遂に同國が完全に樞軸國家群に投じたことは眞に重要な意義を有するもので衷心慶賀に堪へない。尙日本とブルガリア國との親交は一昨年帝國公使館が同國首府ソフィアに開設せられて以來益々敦厚を加へて來たのであるが、同國今回の参加に依り更に一層緊密となるべきことは言を俟たざる次第である』

次で三月二十五日にはユーゴスラヴィアの参加を見るに至つたが、これに關する情報局同日の發表は次の如くである。

『曩に日獨伊三國條約に對する洪牙利、羅馬ニ、スロヴァキア、勃牙利諸國の参加を見たが、今回更にユーゴスラヴィア國の参加が實現することとなり三月二十五日維納ベルデーレ宮に於て日獨伊三國全權とユ國全權との間に議定書の調印を見るに至つた。議定書は洪牙利其他の場合と全く同一である。抑々ユーゴスラヴィア國の三國同盟條約参加は同國がバルカンの雄邦であり其の去就が豫てより注目せられて居ただけに外交的意義頗る重大と云ふべく之に依りバルカンの大勢定つたと云ふも過言ではない。松岡外務大臣の歴史的訪問を明日に控へ獨伊兩國の満足は想像に餘りあり、眞に慶賀に堪へぬ次第である。尙、帝國は大正十三年以來在羅馬尼帝國公使をしてユーゴスラヴィア國駐劄公使を兼攝せしめ同國との友好關係を持續して來たのであるが、現在は在洪牙利帝國公使が兼攝して同國との接觸を保つて居る。今回のユ國の三國條約参加に依り日ユ兩國の親交關係が一層緊密化さるべきことは云ふ迄もない。』

六月七日、内閣情報局より『帝國政府は本七日、クロアチア國を承認するに決しその旨松岡外務大臣より同國政府宛通告せり』と發表されたが、そのクロアチア國は六月十五日を以て日獨伊三國條約に参加し、同日、内閣情報局より『曩に帝國政府の承認したるクロアチア國は今般日獨伊三國條約に参加することとなり、本十五日、ヴェネチアに於て日獨伊三國全權とクロアチア國全權との間に同國の参加に關する議定書の調印が行はれた。尙議定書の内容は洪牙利國其他諸國の参加の場合と同一である』と發表された。

なほ、五月九日、日獨伊三國同盟に基く三國混合專門委員會の一般委員會が開かれたが、これに關



して情報局より發表されたコムミュニケは左の如くである。

『九日午後四時半より外務大臣官邸に於て松岡外務大臣司會の下に三國條約に基く日獨伊混合専門委員會の一般委員會開催せられ、同大臣の外オット獨逸大使及インデルリ伊太利大使出席せり、委員會は三國條約に規定せらるゝ日獨伊三國間の協力に關する諸問題（經濟問題を含む）を上程討議せり、委員會は軍事及び經濟兩委員會の補佐を得て今後能ふ限り頻繁に會合し伯林及羅馬に於ける混合委員會と密接なる聯絡の下に事業を繼續することに意見一致せり。』

次で、十一月二十五日、日獨伊三國を中心とする防共協定の効力をさらに五ヶ年間延長することに關する新議定書の調印が發表された。即ち、右に關する内閣情報局の發表によれば、防共協定は昭和十一年十一月二十五日、日獨間に締結され、次で翌十二年十一月六日イタリアが原署名國として加入したのを初めとして、その後滿洲國、ハンガリー、スペインの加入を見たのであつたが、同條約に規定せる五ヶ年の有効期間は、昭和十六年十一月二十五日を以て満了することとなつて居るので、締約國間に於ける協議の結果、本協定の効力をさらに五ヶ年間延長することに決し、十一月二十五日、ベルリンに於て締約六ヶ國の全權によつて左の如き本協定効力延長に關する新議定書に調印を了した。

なほ、情報局發表の中に『抑々共產インターナショナル即ちコミンテルンは國際的の組織を有し世界各地に於て共產主義的攪亂工作を行ひ居ることは屢説する迄もなく、從て之が防衛工作も國際的な

るを要するのであるが、東亞の新秩序確立を國策の基幹とする帝國としては、益々防共の必要を痛感するものであつて、從て今回防共協定の更新を見たるのみならず、新議定書の條項に基き新に志を同する諸國家の協定参加が豫見せらるゝに至つたことは誠に慶祝に堪へない次第である』と記されて居る。

『大日本帝國政府、ドイツ國政府およびイタリア王國政府並にハンガリー王國政府、滿洲帝國政府およびスペイン國政府は、共產インターナショナルの活動に對する防衛の爲右諸國政府が締結したる協定の最も効果ありしことを認め且右諸國の一致せる利害がまたさらに右共同の敵に對するその緊密なる協力を要求することを確信し、該協定の有効期間を延長することに決しこの目的の爲左の諸規定を協定せり。』

第一條 千九百三十六年十一月二十五日の協定および附屬議定書並に千九百三十七年十一月六日の議定書より成り且つハンガリー國が千九百三十九年二月二十四日の議定書に依り、滿洲國が千九百三十九年二月二十四日の議定書に依りおよびスペイン國が千九百三十九年三月二十七日の議定書に依り、参加したる共產インターナショナルに對する協定は千九百四十一年十一月二十五日より五年間延長せらるべし。

第二條 共產インターナショナルに對する協定の原署名國としての大日本帝國政府ドイツ國政府およびイタリア王國政府の勸誘に依り右協定に参加せんとする諸國は其の参加宣言を文書をもつてドイツ國政府に傳達すべくドイツ國政府はこれが受領を他の締約國政府に傳達すべし右参加はドイツ國政府が参加宣言を受領したる日より効力を生ずべし。



第三條 本議定書は日本文、ドイツ文およびイタリア文をもつて作成せられその各本文をもつて正文とす、本議定書は署名の日より實施せらるべし。

締約國は第一條に規定する五年の期間満了前適當の時期において爾後におけるその協力の態様につき諒解を遂ぐべし。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり』

さらに支那、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド、スロヴァキア、クロアチア及びデンマークの七ヶ國は、議定書第二條に規定されたる参加手續に従ひ、何れも十一月二十五日附を以て防共協定に参加した。この防共協定の効力延長に關して、リツベントロツプ獨外相は調印式に於て左の如くに演説した。

『ドイツにおけるボルシェヴィズムの徹底的撲滅後コミンテルンの活動は却つて他の諸國で活潑になつて來た、かくてこの急迫せる危險に對し協力闘争の必要を感じた諸國はこゝに戦線を統一し共同の敵に當ることとなつたのである、今日防共協定は更に五箇年延長せられると、新たにブルガリア、デンマーク、フィンランド、クロアチア、ルーマニア、スロヴァキアおよび南京國民政府が参加することになつた、今次の戦争はボルシェヴィズムがその世界政策遂行のため常にあらゆる努力を傾注しつゝある實相を世界の眼の前に示す基因となつたのである、ドイツ國軍とその同盟軍は共產主義に決定的打撃を與へ、これをして再び起つ能はざらしめんことを決意した、然しながらこのボルシェヴィズムたるヤソ聯におけるその國家的勢力を潰滅した後にあつても、なほ世界

に残存するその影響を徹底的に除去しなければならぬ、一部の諸國は全く機會主義的立場から共產主義と連合協力しつゝあるが世にこれ程害毒を流す行爲はない、余はこゝに防共協定全加盟國の名において防共協定の最後の目標はボルシェヴィズムの完全なる殲滅にありと宣言する、民主主義諸國が共產主義の危険な性質を知らず利己的立場と機會主義から漫然共產主義と握手しコミンテルンの道具と化しつゝある現状においてはわれわれの共產主義撲滅の事業はいよゝ重要なものなりといはざるを得ぬ。』

また、七月一日、獨、伊、ルーマニア、スロヴァキア、クロアチア等の諸國が國民政府を承認したが、これに關して伊藤内閣情報局總裁は、

『今回獨、伊、ルーマニア、スロヴァキア、クロアチア諸國政府が中華民國國民政府を承認したことは帝國政府の極めて欣快とする所である。昨年三月三十日新國民政府の成立以來同政府は着々として實力を強化しつゝあつたのであるが、我國は昨年十一月三十日の日華基本條約に依り率先同政府を承認し共存共榮東亞復興の目標に向つて邁進せんとする同政府の努力に對し極力援助を與へ來つたのである。今回獨、伊、ルーマニア、スロヴァキア、クロアチア諸國政府が國民政府を承認したことは、未だに東亞新秩序建設の大理想に目覺めず、抗日の愚を繼續し居る分子に對し正に頂門の一針と云ふべく、之を契機として世界新秩序建設の巨歩が更に一步進めらる可きことを信じて疑はない。』

との談話を發表した。

また、ブルガリア政府は五月十日を以て滿洲國を承認し、同十四日、ボボフ勃外相の名を以て同國



駐在日本代理公使を通じて其の旨を通達したことがソフィヤにて發表されたが、右に關し、五月二十日、伊藤内閣情報局總裁は左の談話を發表した。

『今回勃牙利國政府が滿洲國を正式に承認せられたることは寔に欣快の至りである。滿洲國は建國以來既に九年餘を閱し、既に我國を始めとし中華民國、獨逸、伊太利、西班牙、洪牙利、羅馬尼、スロヴァキア、サルバドール等諸國の承認を得て來たのであるが、今回更に勃牙利の承認を見たことは、内治、外交兩方面に躍進的進歩を遂げつゝある滿洲國として極めて當然のこととは云へ、同國の健全なる發展に對し、不斷の關心を有する帝國として衷心より慶賀するところである。勃牙利國今回の措置は寔に意義深いものであつて、之を契機として滿洲並に日勃の關係が益々緊密の度を加ふるものなることを信じて疑はない』

次で、豫ねてドイツ國政府の斡旋により、フィンランド國政府は七月十八日附を以て滿洲國を承認したが、續いて八月一日、泰國も滿洲國承認を發表し同五日附を以て正式承認の通告を發したが、これにつき、八月一日、内閣情報局は『今回泰國政府に於て滿洲國を正式に承認せることは東亞の新事態に徴し當然且機宜を得た措置と言ふべきである。……泰國政府今回の措置に依り、茲に滿泰兩國間に正式國交の樹立を見たることは東亞の興隆を希念して已まざる帝國として衷心より慶賀する所である』との當局談を發表した。

なほ、昭和十四年獨蘇兩軍の進駐によつてポーランドが崩壊せるため、在ワルソー帝國大使館は引

揚げ、爾來、日波間の外交關係は事實上停止して居たので、外務省にては同大使館を廢止することに決し、十月四日、天羽外務次官よりロメル駐日波國大使に對して『帝國政府は今般在波帝國大使館を廢止するに決定したが、これと同時に駐日ポーランド大使館はその職務を終了せるものと認める』旨を通告すると共に『帝國政府は今般在波蘭帝國大使館を廢止するに決し其の手續を了したが、これと同時に在京波蘭大使館は已にその職務が終了せるものと認め、同國大使へその旨通達した。』との外務當局談を發表した。

## 第七章 對米、英關係

前年以來惡化の一途を辿りつゝあつた日米關係は、米國側の對日經濟壓迫、所謂、A B C D包圍陣の結成等、威嚇壓迫政策のために、益々緊迫を強めるに至つたが、帝國政府は、なほ、飽迄も平和的手段による日米の國交整調を企圖し、日米交渉を試みたのであり、(大東亞戰爭の項參照)松岡外相が野村大將を駐米大使に起用したのもこれがためであつた。野村大使が一月二十三日赴任の途につくので、日米協會では前年十二月十九日、前任堀内大使の歡迎と併せて歡送の午餐會を催したが、その席上に於て松岡外相は日米關係について左の如く極めて示唆に富める挨拶を行つたのであつた。



「世界の情勢は今や激變して區々たる小問題を論議する時代は過去の夢と化して何事も大規模に考へ大規模に行動せねばならぬ時代となつた、即ち我々は互に相手の立場と根本的政策方針等を直視して正解せねばならぬ、野村大將の駐米大使任命は我が日本政府が對米關係について何を考へてゐるかを雄辯に指示するものである、率直に言へば日米關係は現在甚だしく緊張してゐる、その原因は種々様々ではあるが、根本的原因は日本の目的と抱負に對する米國側の誤解にあることを余は指摘したい、日本は米國及びその他の方面で考へられてゐるとは正反對に決して支那に於て貪慾を満たす爲とか又は侵略しようといふやうな帝國主義的戰爭をしてゐるのではない、支那事變は日本にとつては正に道義のための十字軍である、日本の聖戰はやがて時が證明し歴史が立證することを余は確信する、それもおそらく今後五十年とは經たずに明瞭となるだらう、日本が戦つてゐるのは破壊のためでなく建設のためであつて我々は眞に文明的且安定的勢力たる大使命を固く信じ、大東亞に正義と衡平と互惠を基礎とする恒久的平和と無限の繁榮とを享樂し得べき新時代を齎す爲に懸命に努力してゐるのである、かゝる崇高なる使命達成の爲には日本は敢て他國の協力を拒否するものではないが併し斷つて置くが大東亞の新秩序の下に於ては征服とか迫害とか搾取とかいふことは斷じて許されぬ、如上の日本の既定の方針は確固不動でたとひ如何なる壓迫があり、又何者が之を誹謗しようとも微動だもするものではない、之我が帝國政府の基本的態度である、日本開闢以來その理想となし來つたものは宇内の諸民族をして各々その所を得しむるにある、余の考ふる所によれば世界は從來より合理的に……ちやうど鎖物が自然の法則に従つて美しく結晶するが如く……再組織され改革さるべきである、國際社會が眞に正義衡平の精神によつて再建された暁においてのみ純眞久遠の平和は全世界に光被するであらう、我々が想見する新秩序なるものは即ちかゝる國際社會であつて先づ此の大東亞に建設し

ようといふのが我々の考へである、過般締結された日獨伊三國同盟の目標又同一である、世界の現状を見るに政治的には廣汎に過ぎ經濟的には狹隘に過ぎる、經濟的活動は勿論全世界に亘るべきであつてそこに何等の制限があつてはならない、併し政治的活動は各國その死活的利害關係を有する地域に局限して敢へて他國の領域に及ぶべきではないと信ずる、かゝる地域的瞭解によつて地域的平和が確實に樹立さればその集成したものが世界平和となる、かゝる境地の實現こそ余が國際聯盟現約成立以來腦中に描き來つた理念である、地域的協力によつて西半球の平和秩序を確立せんとした過般のハヴァナ會議も亦一例である、日獨伊三國條約については米國民の一部は故意か悪意か我が日本の目的を誤解し曲解して日本の對米敵意等と云々してゐるが右は全く笑止の沙汰である、我が日本は米國に對しても又いづれの國に對しても別に之を敵とする考へは持合せぬ、萬邦と共に友誼を交へんとするのが日本の眞意である、たゞ日本の求むるところはその建設的事業遂行に當つて他から邪魔されぬ事であつて、支那事變や歐洲戰爭に更に新たな參加國も現れず速かに動亂の終息するのを念願とする、然るに米國もし歐洲戰爭に参加し我が日本と太平洋上戰火の裡に相見えたとしたら如何？その慘禍は想像するに諸君の背に冷水三斗の思があるだらう、米國の參戰と日米戰爭とは實に人類文化文明の潰滅を意味する、余は米國の友人諸君に對して全人類の滅亡を齎すが如き輕舉については千思萬考せよと訴へざるを得ない、尙余はこの機會に於て次の事實を明白にしてあらゆる米國人の疑惑を徹底的に一掃したいと思ふ、即ち日本はその同盟諸國に對してあくまで忠實であり、將來も變らざる事實である、日本の對外政策は今後三國條約を樞軸とすべきこと恰も往年の我が外交が日英同盟を中心として動いたと同様である、かくいへばとて余は敢て威嚇めいたことをほめかす譯ではなく單に自明の理を述べて無用の誤解を豫防せんとするに過ぎない。



次に支那問題だが、支那の運命等と云ふ問題に対する米國民の態度は大體に於て感傷的なものである、然し日本にとつては實に國家存亡に關する死活的重大問題である、我々は支那の將來については自信もあり又速かに平和克復の日の來らん事に望みを失つてはゐない、而して平和實現の曉に於ては現在日米兩國間にわだかまる諸多の難問題は自ら雲散霧消すべきを信ずる、この意味に於て南京の新中央政府こそ輝かしき黎明を告げる曉鐘ともいふべきである、米國民にして大所高所より事態の真相を把握するならば反對どころか進んで日本の高遠なる目的實現のために協力を惜しまぬであらう、故に余は次の如く提唱する、即ち互に大膽率直に好むと好まざるを問はず一切の實情を直視して相互の立場を同情と協調的精神を以て理解することである、このためには偽善的口吻とか毛を吹いて傷を求むるが如き愚劣を斷然中止して虚心坦懐の心境を持たねばならない、邪惡なるものとか無思慮なる者は往々にしてかゝる言動に出で易い、曖昧模糊な頭腦は兎角外交問題を正解せぬ、或人々は國際關係と云へば必ず衝突とか戦争とかに關した事柄の襟に考へて融和協力のための外交を考へる事が出來ない、日米兩國間には各々悲觀論者もあり太平洋戦争の不可避を信じてゐる模様であるが、そんな事態が起れば人類は滅亡する、かゝる恐るべき大惨劇を眞剣に豫防することこそ日米兩國の全人類に負ふ所の職ひではないか、危機に際して之を回避するのは見えない力である、即ち常識の力である、兩國は冷靜に判斷して之に對應せねばならぬ、歴史は永遠である、目前の動きは史上の一章に過ぎぬ、米國は日本に藉すに時を以てせよ、五十年たゝぬうちに日本の正しい事は判然とするであらう。』

次で一月十五日、米國下院外交委員會に於ける武器貸與法案の審議に際して、ハル國務長官が米國の對外強硬政策を闡明した演説の中で、左の如き日本に對する極めて惡意に満ちた攻撃を行つた。

『この宿命的な方向（國際危局を指す）への第一歩をふみ出したのは、一九三一年極東に起きた出來事であり、これは九國條約とケロッグ不戰條約の規定に反する日本軍の滿洲武力占領であつた、この結果、一九二一年から二二年に亘り、ワシントンで開催された會議によつて成立した條約が、しつかりと樹立した極東における諸列強間の勢力均衡は日本の支配下に滿洲國と稱する政權を強力手段によつて樹立したことにより非常に妨げられることになつた、滿洲に對するこの日本の支配は、米國その他の外國の權益を排除する結果に終つた差別的政策的の遂行によつていよ／＼目立つて來た、滿洲事變につゞく數年間、日本は着々と武力による膨脹の準備を進めて來た、そして一九三四年十二月には、一九二二年二月の海軍條約を廢棄するの意向を通告し、次いで強力な陸、海軍の建設に馬力をかけ同時に支那に對する日本の支配力擴大の意をもつて、隨時行動を起すことになつた、そして日本は、米國を含む他の國々の法律上の權利と權益とを無視し、これを破壊することになつたのである、そして遂に一九三七年七月日本軍は、支那に對する大々的な軍事行動に乗り出し、その百萬以上を數へる支那侵略の軍隊は、海岸に沿ふ廣大な地域と、支那の中心をなす諸州を占領した、ついで日本は、これらの地域に傀儡政權をうち樹て、侵略國である日本の利益を守るやうな、差別的な獨占と、支那に對する監督を完全に行ひ得るやうな體制を確立した、これによつて見ても、日本は始めから廣汎な野心に満ちた計畫を實行し、日本自身、西太平洋の全水域に支配的な地位を確立しようとしたことは明瞭となつてゐる、日本の指導者達は、このやうな政策を遂行することを決定し、日本の地位を武力を以て維持し、かくて世界の總人口の殆ど半ばを含む地域の、盟主とならうとしてゐることを公然と宣言してゐる、この結果として日本は、西太平洋水域における貿易路と、海軍の專斷的な制覇を實現することゝなるであらう、從來の經驗と目下の進展振りから察するに、所謂太平洋における



「新秩序」なるものは、政治的にも一國による支配を意味し、経済的には、その一國の利益のため該地域内の資源を利用し、該地域の他の地方を貧困に陥れ、また他國の權利を排除することを意味するのである、さらに社會的には個人の自由を破壊し、被征服國民を劣敗者の地位に陥れることを意味する、全世界のほとんど半分に達する人口に對する一國のかゝる征服計畫及び冷酷なる開發計畫は、非常な重大性をもつものであることは、何人にとつても明かであらうし、世界いづれに存在する諸國にとつても、關心事たらざるを得まい、近年日本がこのやうな方向へ進みつゝあつたにも拘らず、米國政府は日本政府に對して、繰返し繰返し、日本の最上の利益は、米國並びに他の諸國との友好關係を繼續することにある旨を強調する努力を續けて來た、この政策は、各國間に秩序あり、かつ平和的なる處置として、各國間に認められて來たものと信ぜられる、われ／＼は未だかつて一度も恐喝を行つたことはなかつたのである。」

これに對して松岡外相は、一月二十六日、第七十九回帝國議會の衆議院豫算總會の席上に於て議員の質問に答へて、明快率直に米國要路の謬論を指摘すると共に、日獨伊三國同盟に對する帝國の態度並に日蘇國交の現狀等に關する所信を表明して、ハル長官の對日攻撃に一矢を酬いて各方面の注目を惹いたが、その要旨は左の如くである。

「第一の滿洲事件を以て世界文明の基礎に對する破壊行爲の第一歩であると述べてゐる點は如何にも淺薄な皮相な觀察である、此の事件は世界文明の基礎に對する破壊行爲の第一歩ではないのであつて、それは世界文明が動もすれば混亂し崩れて行く所の僅かに一つの現はれにしか過ぎない、詳しく説明すれば直接の原因としてはアン・ドロサクソンがこの東亞に徒らに現狀を維持しようといふことに汲々としてゐる、これに對する自然の反駁であるとも見られる、第二の點に關しては支那事變なり又大東亞に於ける共榮國又は新秩序建設についての見解は我々には一點やましい所はない、八紘一字の精神でやつてゐる、私共は固より反省を促すことに努力はしてゐるけれど、日本の考へなり日本の行動について正しい瞭解をもたないからには我れは我れとして所信に向つて邁進するより外仕方がない、アメリカ人の見解を都合よく成り立たすために我々の所信をまげるといふことは所詮出來ない、といふことを以てアメリカに對するより外仕方がない、第三に日本と諒解をとげ親善關係を回復したいと考へて多少の努力をしたあとはある、この點ハル國務長官の言明も事實に合してゐると認める、併しそれは日本の大陸政策なり南方政策をなげうつとまでは考へてゐなかつたかも知れないが、平たく言ふと半分位はあとずさりをするといふことが前提條件である、それならば日本と親善する理想から云へば戦争も早く切りあげてさうして我が軍も支那から撤するといふまでで行つてくれるなら無論アメリカは日本と諒解をとげよう、親善増進に向はう、他方有り餘つてゐる金があるから金を貸してやつてもいゝといふ話があつたらしいのである、其點について我が財界人の中には金が借りられよといふやうな人もあつたやうであるが、それは非常に高い代價を拂はなければならぬ、我が政策を中止するか又は半ば止めるといふ代價を拂はなければ出來ない相談である、それは私は日本中に一人でも、我が大陸政策又は南方政策、大きく云へば八紘一字のこの傳統的精神を貫かうといふ根本のこの國是を投げうつか又は止めようといふ人は一人もないと思ふ、それではその親善を努められたと云はれても始めから出來ない相談をしてゐられるのである。」

最近の米國の要路にある人は東は太平洋の眞中までがアメリカの國防第一線である、その行動を見ると歐洲が



東方に於ける米國の國防第一線であるといふやうな行動を新たにとつてゐる。英國をあつた通り露骨に援助するの  
も畢竟するにそれを意味してゐる、米國大陸に於けるモンローなんといふものはとうに過ぎ去つてゐる、之から  
中南米を誘つて國防を共同にしようといふ、さういふことはモンロドクトリンにならぬ、そこまで事態は進ん  
でゐる、それだけならよかつたが東太平洋だけで満足しておいでになればわれ／＼は文句はいはぬのであるが日  
本は西太平洋を支配しようとする怪しからぬといつてゐる、自分はヨーロッパまで國防第一線にして、中南米と  
も共同の國防を考へて且行動して居るのみならず、更に進んでは、新聞の傳ふる所によればオーストラリア、ニ  
ュージールランド方面にも國防共通の線を張らうと試みて居るかの如く見ゆる節がある、フィリッピンは自分の領  
有してゐる所である、さういふ風にいふとアジア全體、及南洋が米國の國防第一線であると言ひ出されはせんか  
と豫想してゐる、米國が自分のことは棚にあげておいて、僅かに日本が存立上、又わが建國以來の大理想を貫く  
ために絶對に必要である西太平洋だけを支配することすら言語同断なことであるといふのである。

私はいま支配といふ言葉自體であるが極端に解するならば左様な野心は持つてをらぬと言明するが、併しある  
程度までわれ／＼は支配しようと思つてゐる、隠す必要は何にもない、日本の行動にしたつてその通りである、  
僅かに西太平洋を日本が假に支配するとしてたゞそれに對してアメリカが文句をつける資格があるであらうか、  
没落せんとしてゐる現代文明を救はうといふ見地からどうしてもこんな間違つた考へ方は正さなければならぬ、  
どうしてもこの日本の正當なる主張及び行動を理解しないといふことなら所詮日米の間に國交を改善することは  
絶望であるといふことを言明して置く、人類の福祉といふ大局から見ても心から私は日本の正當なる主張及び行動  
に對して理解をもつて賞ひたいと念願してゐるのであり、又その決心をもつて私は尙アメリカに對して悟らせる

だけさと思ふのである、それでも一縷の望みは私はなほ絶たぬ。

米國最近の態度が硬化の理由にもう一點あると思ふ、それは事變三年になり日本が武力を非常に消耗してゐる  
或る程度まで消耗してゐることは事實であるけれども、その實際より何倍も日本は消耗して弱つて居る、かうい  
ふ錯覺も手傳つてゐると思ふ、私の想像では相當確かな情報に基いてお話するのであるが、日本國內において相  
當有力な筋で三國同盟條約にはひそかに反對である、アメリカが參戰してもなか／＼日本に有力分子がをつて  
參戰はさせぬやうにするといふ印象を持つて居るのである、その點に就ては、日本人がいざといふ場合に態度を  
みだりにするといふことはあり得ないといふことを全國民の態度によつて明かにしてもらひたい、日獨伊三國條  
約第三條にはゆる攻撃のあつた場合には當然に第三條で規定した參戰の義務が生ずる、これを細かく分けて申  
すとなか／＼議論がつきない、窪井君の述べられたやうに個人間の喧嘩ですら多くは實際どつちが始めたのか分  
らぬもの、いはんや非常に複雑してゐるこの國際關係においてはなか／＼その判断は難かしい、後にいたつて歴  
史家があらゆる材料を集めて判断してみても分らぬ場合が多い、たゞこれだけは私は言へる、ドイツが何等  
故なくしてアメリカ大陸を襲撃にかゝつた場合は第三條に入らぬことは確かだ、他の場合はたいがい入るだらう  
と思つてゐるが、しかしそれも、その時は何しろ第三條によつて國を賭するか賭せぬかといふことを決するので  
あるが、わが政府においても朝野をあげて極めて慎重なる審議を遂げらるべき筈のものと思つてゐる、私はこれ  
だけははつきり申して置く、またわが民族の名譽のために、日本國民は斷じて逃げたいために詭辯を弄して尻込  
みするといふことはない。

それから日本獨自の見解で攻撃があつたか否かを決するかといふ御質問に對しては、日獨伊は獨立國である



から自己のこの點に關する見解を決することは當然である、日本一國だけで判斷して攻撃せぬから入らぬといふことは同盟國である以上はいへない、三國が寄つて協議を遂げて認定を確立する、再び繰返すが、私はその場合に日本が故なくしてたじろいだとか、自分の利害のみから判斷して、いま入らぬ方がよい、喧嘩をやらして高見の見物をすればそれだけ得だといふやうな狭い動機がその間に混入することは斷じてないと思ふ、眞に國運を賭する場合と雖もわが國民は同盟には加はる、現に日英同盟が明かにこれを立證してゐる。』

次で、別項記述の如く、四月中旬よりワシントンに於ける日米交渉が本格的進行を開始するや、米國朝野は盛んに、日本が日獨伊三國同盟に冷淡になりつゝあるとか南進政策が消極化したとか種々の宣傳を行ひ、恰も帝國が三國樞軸中心の外交方針を拋棄して對米接近を試みつゝあるかの如き風説を流布しつゝあつたが、殊に五月二十七日ルーズヴェルト大統領の爐邊談話以來、一層この傾向が強められた事實に鑑み、松岡外相は、五月三十日、左の如き談話を發表し、斯くの如き米國側の惡宣傳に一撃を與へたのであつた。

『最近米國新聞中には日本が三國同盟に冷淡となりつゝあるかの臆測記事を散見する由であるが、三國條約は我國策の基調なる點に何等疑ひのない所である、私としては米國政府の責任當局者に於て斯る誤解があるとは一寸思へないが、若しありとすれば、それはとんでもない誤解である、又若し言論界に斯る誤傳が流布されて居るとするならば、右は何等か爲にせんとするものから出た情報に基くものと思へない、この際この點を明白にして置くことは必ずしも無益ではあるまいと思ふ、兎も角この機會に於て左の諸點を明かにして置かう。

- 一、我國の國是と我國の外交方針は夙に確立せられて居るものであつて、その後今日に至るまで何等の變更を見ずには居ない。
- 二、今更申すまでもなく我國の外交は昨年九月二十七日、日獨伊同盟條約締結以來之を樞軸として運用されつゝあることは近衛首相及び私の屢次の聲明によるも、將又其後の現實なる我國の動きに顧みるも明白なることである。この點に於て今日までも寸毫の變化を來して居らない。
- 三、從て同條約の下に於ける帝國の義務は些かにても我國に於て之を避くるが如きことは絶対により得ないことである。
- 四、所謂南進政策なるものに就ても同様であつて、最初から屢々聲明して居る通り我國の政策は固より平和的である、只將來國際情勢の推移にして萬一にも帝國のこの平和的政策の遂行を不可能ならしむる如き場合には其時に至つて更に考慮を加ふることはあり得ることである。』

また、英國關係に於ては、前年十二月二十三日、北米洲に於ける英領バミューダ島に於て邦人船客が英官憲のために不法臨檢を受け所持金を沒收された事件に關し、一月七日、帝國政府は英國政府に對して嚴重なる抗議を提出したが、これに關し同日、伊藤内閣情報局總裁談を以て左の如くその経緯が發表された。

『舊曆二十三日バミューダにおける英國官憲が米國船エクスカリパー號の邦人乗客北村氏外八名より所持金を沒收したる事件に關し帝國政府に於ては早速真相を調査したる結果其實情も判明したので、松岡外務大臣は七日



午後外務省に於て駐日クレギー英國大使に封し、在ペーミンダ英國官憲の取りたる處置が明白に交戦權の濫用であつて、中立國たる帝國臣民の交通自由の正當なる權利を侵害する不法行爲たることを指摘して嚴重抗議すると共に、英國政府に於て右事件解決のため至急満足なる措置を講ぜんことを要求した。』

## 第八章 松岡メツセーヂと石井聲明

英米方面に於て頻りに極東危機説が傳へられて居る折から、二月十七日、ロンドンに於て我が重光駐英大使とバトラー英外務次官との會談が行はれたが、新聞の報道するところによれば、この會談は日英關係の全分野に亘つて検討され、濠洲に於て醗酵されつゝある不安状態に關し、バトラー次官は日本の南進政策に對する英國の危惧を重ねて表明し、これに對して重光大使より斯る危惧は何等根據の無きものであることを確言したものであると傳へられて居るが、なほ英當局が、この會談に於て重光大使は、松岡外相よりイーデン外相に宛てたメツセーヂを手交したと發表したので、俄然、松岡メツセーヂが、歐洲戰爭に對し日本が調停に立つことを示唆するものであるとして、各方面の注目を惹くに至つた。次で同二十四日、重光大使とチャーチル首相との會談が行はれ、英當局はこの會談に於てチャーチル首相は、上記の松岡メツセーヂに對する回答を重光大使に手交したと發表した。而して、松岡メツセーヂの内容については同二十五日、英國下院に於てバトラー次官が議員の質問

に答へて左の如くに答辯した。

『松岡外相はイーデン外相宛の最近の覺書において歐洲大戰に關し一般的に論及したる後、日本は調停者として起つ準備、または軍に大東亞のみならず、世界の如何なる地においても、平和的平常状態を回復し得ると目される行動を執る準備は十分整へてゐると述べられた、ついで松岡氏は公式の聲明において、氏の覺書中に述べられたことは、歐洲戰に關する調停の申出と看做さるべきでない」と述べられた、何れにしてもチャーチル首相は、松岡氏に對し「英國の現在の戰爭目的の性質に鑑み、すなはち英國が現在戰つてゐるのは領土、通商乃至は資源上において何等かの獲得をなさんとするのでなく、全人類の將來に影響をおよぼす大義のために戰つてゐる點に鑑み、歐洲戰に關する妥協談議は全然問題となり得ない」との通告を送つた。』

これに對するチャーチル首相の回答の内容として傳へられるところは左の如くである。

『英國は英帝國の興亡を賭けてあくまで對獨戰爭を遂行し戰爭途上に横はる幾多の障礙と困難に打ち克つて究極の勝利を求めてゐる、したがつてそのために英帝國の防備は世界的ならざるを得ず、この結果極東における防備もまた増強の必要のやむなきにいたつた、しかしこの極東の防備は決して對日攻勢のためでなく、あくまで防禦策にすぎないものである、この英國の措置にたいし日本政府においても、これを諒とし、極東の平和維持に協力せんことを希望する。』

斯くの如く松岡外相のメツセーヂが歐洲の和平調停を申入れたとの説が傳へられつゝあることに對し、松岡外相はこの誤解を一掃するため、二月二十一日、記者團との會見に於て次の如き談話を爲し



たが、さらに二十四日には、議會に會て松岡外相及び大橋次官から交々、松岡メツセーヂに對する風説を否定してその誤解なるを明かならしめた。

「問 最近米・英・濠・和の各國代表がワシントンでしきりに協議をとげ、南洋方面における防備を強化せんとしてゐるやうに見受けるが之に對する外相の所見如何。

答 新聞電報其他の情報により最近さういふ模様が見られるが私としては甚だ諒解に苦しんでゐる、もつとも英米としてはあらゆる場合を豫想して準備をすめるといふことも不自然ではないと思ふが、何國がその目標であるのか、恐らくそれは日本および日本の動きが目標であらうと何人も想像すると思ふが、それならばさういふ必要はないと私は答へる、いかんとなれば最近日本は太平洋または南洋方面で英米を不安ならしめるやうななん等の行動もしてゐない。

問 ハリファックス駐米英大使は先般のヘル長官との會見の後、新聞記者の問に對し、極東方面における英國の軍備を強化擴充してゐると答へてゐるが、英國は實際にかゝる處置を執つてゐるか。

答 諸情報によるとさういふ處置を執つてゐるやうに認めるが、特に注意を要する程のものではない、けれども私としては狼が來もしないのに「狼來たれり」と叫ぶやうな英國側の宣傳や、また多少なりともハリファックス大使の言明を裏書きするやうな行動が英國側になれば、それは不必要かつ遺憾なことだと思ふ、双方が最悪の場合を豫想して萬遺漏なきを期すべきだと、此種の行動をとることは相當危険だと思ふ、過般議會でもいつたやうに、お互に誤解して、すなはち錯覺にかゝつて、これに備ふるといふやうな考へで行動することは、國際關係で

一番危険なことである、外交の衝に當つてゐるものはつとめてかゝる錯覺を除去し、かつ相手をして錯覺をもつて無用な双方を刺戟するやうな行動はつゝしまるべきだと信ずる、特にこの際私の希望するところは英米側において太平洋および南洋方面でこの點を慎んで貰ひたいといふことである、あるひは彼等は佛領印度支那にわが軍隊を入れたことについて幾分神經を刺戟されたかもしれないが、これは世間周知のごとく、重慶政權に對する行動の一部で、しかも昨年秋フランス政府および佛印當局との間に平和的に成立した取極乃至諒解に基くもので、これに關して何ら危懼の念を抱く必要はないと思ふ、少くとも最近日本は南方に對して何等積極的行動をとつたことはない、しかるに二週間の方英國その他でしきりと怯えたやうな態度で新聞等が書きたてゝきたのは何故か諒解に苦しむ。

問 イーデン外相と大臣との應酬はこの問題についてなりや。

答 然り、その内容は英國政府の同意を得ないとやかましく言へば出來ないことだが、既に英國の議會でバトル次官は私のメツセーヂなるものに言及してゐるからこの機會に私も不徳義にならぬ程度に言及しても差支へなからうと思ふ、すなはちイーデン外相がわが重光大使と會談の際特に南洋および泰・佛印間の調停問題に言及されたので、私はたゞちに事態を明かにせんがため極めて率直なる回答をなしたまでであつて、別に普通いふメツセーヂなど稱すべきものを送つたのではない、もつとも好機會だから私の世界平和に關する持論をイーデン外相と相識の間柄でもあるので書き加へイーデン外相の參考に供したまでである、こゝで明かにしておくが右の回答は歐洲戰爭に關する調停なりと解すべき何もその中にはない、もとよりイーデン外相自身において左様な誤解があるとは私は想像すらし得ない、さやうな誤解又はドイツとでも相談の上のことであるとの錯覺も起し